

秋 田 市 公 報

あきた

第 983 号

平成 19 年 4 月 10 日
毎月10日発行〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

○秋田市部設置条例の一部を改正する条例（第1号）	4
○秋田市職員定数条例等の一部を改正する条例（第2号）	4
○秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（第3号）	5
○秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例（第4号）	5
○秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（第5号）	5
○秋田市河辺墓地条例の一部を改正する条例（第6号）	5
○秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例（第7号）	6
○秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する条例（第8号）	6
○秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例（第9号）	6
○秋田市精神障害者小規模作業所条例の一部を改正する条例（第10号）	6
○秋田市雄和山水荘条例を廃止する条例（第11号）	7
○秋田市河辺生産物直売所施設条例の一部を改正する条例（第12号）	7
○秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例（第13号）	7
○市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例（第14号）	8
○秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例（第15号）	8
○秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第16号）	8
○秋田市下水道条例の一部を改正する条例（第17号）	9
○秋田市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例（第18号）	10
○秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第19号）	10
○秋田市市税条例の一部を改正する条例（第20号）	10
○秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（第21号）	11
○秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第22号）	11

規 則

○秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第6号）	11
○秋田市河辺墓地条例施行規則の一部を改正する規則（第7号）	12

○秋田市精神障害者小規模作業所条例施行規則の一部を改正する規則（第8号）	12
○秋田市河辺生産物直売所施設条例施行規則（第9号）	13
○秋田市納税協力員に関する規則の一部を改正する規則（第10号）	13
○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第11号）	13
○秋田市吏員懲戒審査委員会規則等の一部を改正する規則（第12号）	16
○秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第13号）	17
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第14号）	19
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（第15号）	25
○秋田市財務規則の一部を改正する規則（第16号）	25
○秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則の一部を改正する規則（第17号）	27
○秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第18号）	27
○保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第19号）	28
○秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第20号）	29
○秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則（第21号）	29

議 会 規 則

○秋田市議会議事規則の一部を改正する規則（第1号）	29
---------------------------	----

教 委 規 則

○秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第4号）	30
○秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則（第5号）	30
○秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則（第6号）	30
○秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則（第7号）	30
○秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する規則（第8号）	30
○秋田市児童館管理運営規則の一部を改正する規則（第9号）	31
○秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則（第10号）	31
○秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則（第11号）	31

○秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第12号）	32
--	----

農 委 規 則

○秋田市農業委員会規則の一部を改正する規則（第1号）.....	32
---------------------------------	----

上下水道事業管理規程

○秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程（第1号）.....	32
○秋田市水道事業および下水道事業財務規程の一部を改正する規程（第2号）.....	33
○秋田市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程（第3号）.....	33
○秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程（第4号）.....	33
○秋田市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程（第5号）.....	34
○秋田市下水道条例施行規程および秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第6号）.....	34

訓 令

○秋田市助役事務分掌規程等の一部を改正する訓令（第1号）	35
○庁舎管理規程および秋田市自動車管理規程の一部を改正する訓令（第2号）.....	35
○秋田市プロジェクトチーム規程（第3号）.....	35
○秋田市行政審議委員会規程の一部を改正する訓令（第4号）	36
○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第5号）.....	36
○秋田市市民センター事務決裁規程の一部を改正する訓令（第6号）.....	37
○秋田市公舎使用規程の一部を改正する訓令（第7号）.....	37
○秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令（第8号）.....	38
○公文書に関する規程の一部を改正する訓令（第9号）.....	38
○秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第10号）.....	38
○秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第11号）.....	39
○秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第12号）.....	39

議 会 訓 令

○秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第1号）	39
---------------------------------------	----

教 委 訓 令

○秋田市立小、中学校管理規則施行規程の一部を改正する訓令（第1号）.....	40
○指定学校変更審査会規程の一部を改正する訓令（第2号）.....	40
○秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程（第3号）	40
○秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（第4号）	40

上下水道局訓令

○秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令（第1号）	40
---	----

○秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第2号）	41
---	----

消 防 本 部 訓 令

○秋田市消防救助規程（第1号）.....	41
----------------------	----

告 示

○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第34号）.....	42
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第35号）.....	43
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第36号）.....	43
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第37号）.....	43
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第38号）.....	43
○市道路線の供用開始について（第39号）.....	44
○放置自転車等の撤去および保管について（第40号）.....	44
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第41号）.....	44
○住民票の職権消除について（第42号）.....	44
○交付要求通知書の公示送達について（第43号）.....	45
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第44号）.....	45
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第45号）.....	45
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第46号）.....	45
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第47号）.....	46
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第48号）.....	46
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第49号）.....	46
○平成19年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第50号）.....	46
○市道路線廃止に関する告示（第51号）.....	46
○市道路線認定に関する告示（第52号）.....	46
○市道路線の区域決定および供用開始に関する告示（第53号）	47
○包括外部監査契約の締結について（第54号）.....	48
○介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第55号）.....	48
○地方自治法第260条第2項による告示（第56号）.....	48
○平成19年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第57号）.....	49
○平成19年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第58号）.....	68
○放置自転車等の撤去および保管について（第59号）.....	92
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第60号）.....	92
○秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第61号）.....	92
○秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第62号）.....	93
○秋田市河辺戸島ふるさとセンターの指定管理者の指定について（第63号）.....	93
○秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者の指定について（第64号）.....	93
○市税督促状の公示送達について（第65号）.....	93
○秋田市御所野交流センターの指定管理者の指定について（第66号）.....	93

○市道路線の区域変更および供用開始に関する告示（第67号）93	
○生活保護法による介護機関の指定および変更について（第68号）93	
○生活保護法による医療機関の廃止について（第69号）94	
○秋田港振興センターおよび秋田市ポートタワーの指定管理者の 指定について（第70号）94	
○指定管理者の変更について（第71号）94	
○指定管理者の変更について（第72号）94	
○平成19年度地籍調査事業の実施について（第73号）94	
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について （第74号）95	
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の取消に ついて（第75号）95	
○介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指 定について（第76号）95	
○介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指 定について（第77号）95	
○介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指 定について（第78号）96	
○介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指 定について（第79号）96	
○介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指 定について（第80号）96	
○介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指 定について（第81号）96	
○介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指 定について（第82号）96	
○介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指 定について（第83号）96	
○介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指 定について（第84号）97	
○秋田市一般廃棄物処理基本計画の策定について（第85号） ...97	
○平成19年度秋田市一般廃棄物処理実施計画の策定について（第 86号）110	
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第87号） ...114	
○市道路線の区域変更に関する告示（第89号）115	
○市道路線供用開始に関する告示（第90号）115	
○市道路線の区域変更および供用開始に関する告示（第91号） ...116	
○一部有料公園施設の施設使用料の収納事務の委託について（第 92号）125	
○秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴 収業務の委託について（第93号）125	
○アトリオン広場地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用 料の徴収業務の委託について（第94号）125	
○秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収 業務の委託について（第95号）125	
○自転車等保管手数料の徴収業務の委託について（第96号） ...125	
○結核予防法による医療機関の指定について（第97号）125	
○結核予防法による指定医療機関の指定の辞退について（第98号）125	
○秋田港振興センター施設使用料の収納事務の委託について（第 99号）126	
○八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2 球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの使用料徴収業	

務の委託について（第100号）126

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第 4 号）126
○秋田市立小、中学校通学区域の一部の改正について（第 5 号）126
○教育委員会臨時会の招集について（第 6 号）127

選 管 告 示

○投票区の区域の一部の変更について（第 4 号）127
○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数につい て（第 5 号）127
○平成19年 4 月 8 日執行予定の秋田県議会議員一般選挙および平 成19年 4 月22日執行予定の秋田市議会議員一般選挙についての 投票所を閉じる時刻について（第 6 号）127
○平成19年 4 月 8 日執行予定の秋田県議会議員一般選挙における ポスター掲示場の設置場所について（第 7 号）127
○平成19年 4 月 8 日執行予定の秋田県議会議員一般選挙の期日前 投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第 8 号） ...127
○平成19年 4 月 8 日執行予定の秋田県議会議員一般選挙の平成19 年 3 月29日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および 生年月日を記載した書面の縦覧について（第 9 号）127
○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数につい て（第10号）128
○平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における候補 者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時につ いて（第11号）128
○平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票 管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第12号）128
○平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票 所について（第13号）133
○平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日 前投票所について（第14号）135
○平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日 前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第15号）135
○平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票 管理者およびその職務を代理すべき者について（第16号） ...138
○平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票 の場所および日時について（第17号）139
○平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票 立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第 18号）139
○平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日 前投票管理者の変更について（第19号）139

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第 4 号）139

上下水道局告示

○指定排水設備工事業者の指定について（第16号）139
○指定排水設備工事業者の指定について（第17号）139
○指定排水設備工事業者の指定について（第18号）139
○指定給水装置工事業者の指定について（第19号）139

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第20号）	140
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第21号）	140
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第22号）	140
○指定給水装置工事業者の廃止について（第23号）	140
○指定給水装置工事業者の指定について（第24号）	140
○指定排水設備工事業者の指定について（第25号）	141
○指定給水装置工事業者の指定について（第26号）	141
○指定給水装置工事業者の指定について（第27号）	141
○指定排水設備工事業者の指定について（第28号）	141

公 告

○入札参加希望者の公募について	141
○公売公告	142
○公売公告	143
○都市計画事業の事業計画の変更認可の図書の写しの縦覧について	143
○入札参加希望者の公募について	143
○見積価額公告	144
○見積価額公告	144
○農用地利用集積計画の策定について	144
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について	144
○秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の縦覧について	145
○三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種の実施について	145
○平成19年度の麻しんおよび風しん予防接種の実施について	147
○平成19年度の日本脳炎予防接種の実施について	148
○平成19年度の結核予防接種の実施について	150
○放置自転車等の撤去および保管について	152
○都市公園の区域の変更について	152
○秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業の事業計画の設計の概要を表示する図書の写しの縦覧について	152
○秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業の策定について	152

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について	153
○一般競争入札の執行について	154

土地開発公社公告

○理事会の招集について（第1号）	155
------------------	-----

条 例

秋田市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第1号

秋田市部設置条例の一部を改正する条例

秋田市部設置条例（昭和56年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条総務部の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 工事の検査に関すること。

第1条財政部の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 財産管理に関すること。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第2号

秋田市職員定数条例等の一部を改正する条例

（秋田市職員定数条例の一部改正）

第1条 秋田市職員定数条例（昭和24年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条ただし書中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

（秋田市市税条例の一部改正）

第2条 秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市吏員」を「市職員」に改める。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 副市長

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表助役の項中「助役」を「副市長」に改め、同表収入役の項を削る。

（秋田市助役定数条例の一部改正）

第4条 秋田市助役定数条例（昭和26年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市副市長定数条例

本則中「第161条第3項の規定による助役の定数を2名」を「（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定により、副市長の定数は、2人」に改める。

（秋田市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第5条 秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1号アおよび第2号アならびに別表第1区分の欄中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

（秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例の一部改正）

第6条 秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例（昭和31年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第8条関係）」に改め、同様式の裏面の1中「本入林鑑札は市吏員看守人又は当該官吏より」を「この入林鑑札は、市職員、森林管理署職員又は看守人の」に、「これ」を「、これ」に改め、同様式の裏面の2中「本鑑札」を「この入林鑑札」に、「直ちに」を「、直ちに」に改め、同様式の裏面の3中「本入林鑑札は」を「この入林鑑札は、」に改める。

（秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和32年秋田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

第3条第2号中「助役」を「副市長」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

（秋田市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第8条 秋田市特別職報酬等審議会条例（昭和39年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、助役および収入役」を「および副市長」に改める。

（秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第9条 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和60年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第10条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者については、第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例、第5条の規定による改正前の秋田市職員等の旅費に関する条例、第7条の規定による改正前の秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例および第8条の規定による改正前の秋田市特別職報酬等審議会条例の規定は、なおその効力を有する。

秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第3号

秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「出資しているもの」の次に「又は社員となっているもの」を加える。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第4号

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「助役」を「副市長」に改める。

別表結核診査協議会委員の項を削る。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第5号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第13条の2第2項を次のように改める。

2 管理職手当の額は、前項に規定する職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額額の100分の25を超えてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）

2 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第28号）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の秋田市職員給与条例（以下「新条例」という。）第13条の2第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第28号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

秋田市河辺墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第6号

秋田市河辺墓地条例の一部を改正する条例

秋田市河辺墓地条例（平成16年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中「134,400円」を「200,000円」に、「201,600円」を「300,000円」に、「302,400円」を「450,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市河辺墓地条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る永代使用料から適用し、同日前の使用

の許可に係る永代使用料については、なお従前の例による。

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第 7 号

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺総合福祉交流センター条例（平成16年秋田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表施設の項中

三世代交流ホール	1 室 1 回につき	21,000円	を
高齢者カルチャールーム		4,200円	
調理実習室			
情報交流室			
第 1 健康学習室			
第 2 健康学習室			

三世代交流ホール	1 室 1 回につき	21,000円	に
高齢者カルチャールーム		4,200円	
調理実習室			
健康学習室			

改める。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第 8 号

秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する条例

秋田市立夜間休日応急診療所条例（昭和49年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「520円」を「525円（第 2 号の死亡診断書にあっては、1,050円）」に改め、同項第 2 号中「1,050円」を「2,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市立夜間休日応急診療所条例の規定は、この条例の施行の日以後の診断書又は証明書の交付に係る手数料から適用し、同日前の診断書又は証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第 9 号

秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

秋田市感染症の診査に関する協議会条例（平成11年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。）第24条第 5 項」を「」第24条第 6 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「 6 人」を「 9 人」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 委員は、次に掲げる区分により、市長が任命する。

- (1) 感染症指定医療機関の医師 3 人以上
- (2) 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（前号に掲げる者を除く。） 1 人以上
- (3) 法律に関し学識経験を有する者又は医療および法律以外の学識経験を有する者 1 人以上

第 2 条第 4 項中「会長および副会長をそれぞれ 1 人」を「会長 1 人および副会長 2 人」に改め、同条第 6 項中「ときは、」の次に「会長があらかじめ指名したいいずれかの 1 人が」を加える。

第 3 条第 2 項中「前条第 2 項の規定に基づき任命された感染症指定医療機関の医師としての委員、患者の医療に関し学識経験を有する者としての委員および医療以外の学識経験を有する者としての」を「前条第 2 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員 3 人以上ならびに同項第 2 号および第 3 号に掲げる者につき任命された」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（秋田市結核診査協議会条例の廃止）

2 秋田市結核診査協議会条例（平成 8 年秋田市条例第37号）は、廃止する。

秋田市精神障害者小規模作業所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第10号

秋田市精神障害者小規模作業所条例の一部を改正する条例

秋田市精神障害者小規模作業所条例（平成15年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市地域活動支援センター条例

第 1 条中「精神障害者に」を「障害者および障害児（以下「障害者等」という。）に」に改め、「生活指導」の次に「、創作的活動の機会の提供」を加え、「精神障害者の」を「障害者等の」に、「秋田市精神障害者小規模作業所（以下「作業所」を「秋田市地域活動支援センター（以下「センター」に改める。

第 2 条中「作業所の」を「センターの」に改め、同条の表中「秋田市のぞみ共同作業所」を「秋田市のぞみ地域活動支援センター」に、「秋田市南浜共同作業所」を「秋田市南浜地域活動支援センター」に改める。

第 3 条中「作業所」を「センター」に改め、同条中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 創作的活動の機会の提供に関すること。
- (4) 社会との交流の促進に関すること。

第 4 条第 1 項中「作業所を」を「センターを」に改め、「者は」の次に「、在宅の障害者等であって」を、「各号」の次に「（精神障害者以外のものにあつては、第 2 号を除く。）」を加え、「在宅の精神障害者」を「もの」に改め、同項第 3 号中「作業所」を

「センター」に、「精神障害の医療に係る主治医」を「医師」に改め、同条第2項中「作業所」を「センター」に改める。

第5条および第6条中「作業所」を「センター」に改める。

第7条中「作業所を」を「センターを」に、「作業所の施設又は設備」を「その施設又は附属設備」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市雄和山水荘条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第11号

秋田市雄和山水荘条例を廃止する条例

秋田市雄和山水荘条例（平成16年秋田市条例第107号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市河辺生産物直売所施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第12号

秋田市河辺生産物直売所施設条例の一部を改正する条例

秋田市河辺生産物直売所施設条例（平成16年秋田市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とする。

第7条中「第4条」を「第7条」に改め、同条を第10条とする。

第6条を第9条とし、第5条を第8条とし、第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

（使用料等）

第4条 直売所施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を後納させることができる。

（使用料の減免）

第5条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

施設の名称	使 用 料	
	単 位	金 額
直売所施設	1月につき	5,500円

備考

1 使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算による。

2 直売所施設の使用に係る光熱水費は、専用使用者の負担とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第13号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改め、「郵便差出箱」の次に「および信書便差出箱」を加え、同表中

政令第7条第6号に掲げる施設ならびに同条第7号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
政令第7条第8号および第9号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.018を乗じて得た額

政令第7条第6号に掲げる施設ならびに同条第7号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
その他のもの				Aに0.006を乗じて得た額
政令第7条第8号に掲げる器具				Aに0.018を乗じて得た額
政令第7条第9号および第10号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額	

その他のもの

Aに0.018を乗じて得た額

改め、同表の備考の6中「第7条第8号および第9号」を「第7条第9号および第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第14号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例

市立秋田総合病院使用料および手数料条例（昭和29年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3号中「110,000円」を「140,000円」に、「120,000円」を「160,000円」に、「75,000円」を「80,000円」に改め、同表第8号中

宿 泊 ド ッ ク	1 回につき	60,000円
半 日 ド ッ ク	1 回につき	30,000円
婦 人 科 が ん 検 診	1 回につき	5,000円

を

二 日 ド ッ ク	男性	1 回につき	65,000円
（ 宿 泊 ）	女性	1 回につき	69,000円
一 日 ド ッ ク	男性	1 回につき	31,000円
（ 日 帰 り ）	女性	1 回につき	35,000円

に

改める。

別表第3第1号中

死亡診断書	1,000円
出産証明書	1,000円
出生証明書	1,000円

を

死亡診断書	2,000円
出産証明書	2,000円
出生証明書	2,000円

に、

老人ホーム入所診断書	1,000円
------------	--------

を

老人ホーム入所診断書	2,000円
------------	--------

に、

生命・損害保険診療申告書	1,000円
--------------	--------

を

生命・損害保険診療申告書	2,000円
--------------	--------

に、

身障手帳交付診断書	2,000円
恩給診断書	2,000円
年金受給用診断書	2,000円
死体検案書	2,000円

を

身障手帳交付診断書	3,000円
恩給診断書	4,000円
年金受給用診断書	4,000円

に、

死体検案書	3,000円
-------	--------

生命保険加入者症状調査書	5,000円
--------------	--------

を

生命保険加入者症状調査書	5,000円
特定疾患臨床調査個人票	1,000円
特定疾患医師の意見書	1,000円
特定疾患承認事項変更申請書	1,000円
小児慢性特定疾患医療意見書	1,000円
小児慢性特定疾患承認事項変更申請書	1,000円

に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市立秋田総合病院使用料および手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療又は利用に係る使用料および手数料から適用し、同日前の診療又は利用に係る使用料および手数料については、なお従前の例による。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第15号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立太平小学校木曾石分校の項を削る。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第16号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、簡易水道事業」を削る。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「。以下「政令」という。」および「簡易水道事業および」を削る。

第3条第3項を削り、同条第4項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 水道事業（第3条関係）

給 水 区 域	給水人口	1 日最大給水量
千秋、手形、中通、南通、保戸野、高陽、大町、旭北、檜山、旭南、川元、川尻、茨島、山王、牛島、手形山、卸町、泉、旭川、東通、横森、桜、桜ガ丘、桜台、大住、仁井田、御野場、御所野、大平台、山手台、八橋、川尻町、広面、蛇野、四ツ小屋、新屋、向浜、新屋町、土崎港、将軍野、飯島、港北、寺内、河辺赤平、河辺諸井、新藤田の一部、濁川の一部、添川の一部、柳田の一部、山内の一部、仁別の一部、太平の一部、下北手の一部、上北手の一部、浜田の一部、豊岩の一部、下浜の一部、外旭川の一部、下新城の一部、上新城の一部、金足の一部、河辺岩見の一部、河辺大沢の一部、河辺大張野の一部、河辺北野田高屋の一部、河辺三内の一部、河辺神内の一部、河辺高岡の一部、河辺戸島の一部、河辺豊成の一部、河辺畑谷の一部、河辺松測の一部、河辺和田の一部、雄和萱ヶ沢の一部、雄和碓田の一部、雄和神ヶ村の一部、雄和新波の一部、雄和向野の一部、雄和左手子の一部、雄和繋の一部、雄和女米木の一部、雄和戸賀沢の一部、雄和相川の一部、雄和種沢の一部、雄和平尾島の一部、雄和妙法の一部、雄和石田の一部、雄和平沢の一部、雄和下黒瀬の一部、雄和椿川の一部、雄和田草川の一部および雄和芝野新田の一部	327,700人	144,900 立 方 メートル

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。
（秋田市水道事業給水条例の一部改正）
- 秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第2条中「上水道事業および簡易水道事業（以下「水道事業」という。）」を「水道事業」に改める。
第3条第1項中「および別表第2」を削る。

秋田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第17号

秋田市下水道条例の一部を改正する条例

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（指定排水設備工事業者の指定）」に改め、同条第4項を削り、同条の次に次の15条を加える。

（指定の申請）

第5条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。

（指定の基準）

第5条の3 管理者は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第5条第1項の指定を行うものとする。

- 秋田県内に営業所を有する者であること。
- 第5条の9第1項に規定する工事責任技術者が1人以上専属している者であること。
- 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 第5条の8の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ウ 法人であって、その役員のうちア又はイに該当する者があるもの

（準用）

第5条の4 前2条の規定は、第5条第3項の指定の更新につい

て準用する。

（指定工事業者証の交付等）

第5条の5 管理者は、第5条第1項の指定を行ったときは、指定排水設備工事業者に対し、秋田市指定排水設備工事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付するものとする。

2 指定排水設備工事業者は、第5条の8の規定により指定を取り消され、又は指定の効力を停止されたときは、速やかに指定工事業者証を管理者に返納しなければならない。

（指定排水設備工事業者の責務）

第5条の6 指定排水設備工事業者は、下水道に関する法令および条例その他管理者が定めるところに従い、適正に排水設備等の新設等の工事を施工しなければならない。

（指定排水設備工事業者の変更等の届出）

第5条の7 指定排水設備工事業者は、商号もしくは名称その他管理者が定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第5条の8 管理者は、指定排水設備工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができる。

- 第5条の3各号に適合しなくなったとき。
- 第5条の6に規定する指定排水設備工事業者の責務に従った適正な排水設備等の新設等の工事の施工ができないと認められるとき。
- 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- その施工する排水設備等の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 不正の手段により第5条第1項の指定を受けたとき。

（工事責任技術者の登録等）

第5条の9 指定排水設備工事業者は、次項各号に掲げる職務をさせるため、管理者が別に定めるところによりその登録を受けた排水設備工事責任技術者（以下「工事責任技術者」という。）を専属させなければならない。

2 工事責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(4) 第4条第1項に規定する検査の立会い
(登録の申請)

第5条の10 前条第1項の登録を受けようとする者は、管理者に申請しなければならない。

(登録の有効期間)

第5条の11 第5条の9第1項の登録の有効期間は、5年を超えない範囲内において管理者が定める期間とする。

(登録の更新)

第5条の12 前条の有効期間満了に際し、引き続き工事責任技術者としての登録を受けようとするときは、登録の更新を受けなければならない。

2 前2条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
(登録証の交付等)

第5条の13 管理者は、第5条の9第1項の登録を行ったときは、工事責任技術者に対し、秋田市排水設備工事責任技術者登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

2 工事責任技術者は、第5条の15の規定により登録を取り消され、又は登録の効力を停止されたときは、速やかに登録証を管理者に返納しなければならない。

(工事責任技術者の変更の届出)

第5条の14 工事責任技術者は、氏名、住所その他管理者が定める事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第5条の15 管理者は、工事責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の9第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の効力を停止することができる。

(1) 第5条の9第2項に規定する工事責任技術者の職務につき、不正又は著しく不当な行為をしたと認められるとき。

(2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 不正の手段により第5条の9第1項の登録を受けたとき。

(委任)

第5条の16 第5条から前条までに定めるもののほか、指定排水設備工事業者および工事責任技術者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、改正後の秋田市下水道条例(以下「新条例」という。)中相当する規定があるものは、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

秋田市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第18号

秋田市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

(1) 秋田市行政財産使用料条例(昭和51年秋田市条例第24号)第1条

(2) 秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例(昭和63年秋田市条例第17号)第1条

(3) 秋田市ポートタワー条例(平成18年秋田市条例第61号)第17条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年3月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第19号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例(昭和42年秋田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項および厚生委員会の項中「12人」を「11人」に改め、同条教育産業委員会の項および建設委員会の項中「11人」を「10人」に改める。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第4条第2項中「11人」を「10人」に改める。

第5条ただし書を削る。

第7条第2項中「11人」を「10人」に改める。

第8条第1項中「は、議長が会議にはかって指名する」を「の選任は、議長の指名による」に改め、同条第2項中「会議にはかって」を削り、同条第3項中「第3条(常任委員の任期)第3項」を「第3条第2項」に改める。

第22条第1項中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第30条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成19年5月2日から施行する。ただし、第3条、第5条、第8条、第22条および第30条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第20号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第82条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

附則第6条の8の2に次の1項を加える。

6 法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積および人の居住の用

に供する部分の床面積

- (3) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 改修工事が完了した年月日
- (6) 改修工事に要した費用ならびに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費
- (7) 改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由
- 附則第6条の10の次に次の1条を加える。

(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第6条の11 法附則第17条の3第1項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第46条第2項又は第4項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の3第7項に規定する特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第46条第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築もしくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部もしくは一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか又は市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

附則第15条第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」および「および前項」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附則第22条の3中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第23条第7項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。)については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

- 2 第29条の2第3項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第3項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 改正後の秋田市市税条例(以下「新条例」という。)附則第23条の5第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第21号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成16年秋田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条第1項の表第2号又は第45条第1項の表第2号」を「第12条第1項の表第1号又は第45条第1項の表第1号」に、「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第22号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例(昭和57年秋田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書および第11条第1項中「53万円」を「56万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第6号

秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平

成14年秋田市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 社団法人地方税電子化協議会

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市河辺墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第7号

秋田市河辺墓地条例施行規則の一部を改正する規則

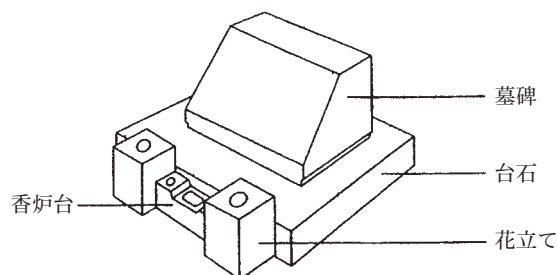
秋田市河辺墓地条例施行規則(平成16年秋田市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第5条中「別に定める」を「別図に定めるとおりとする」に改める。

附則の次に次の別図を加える。

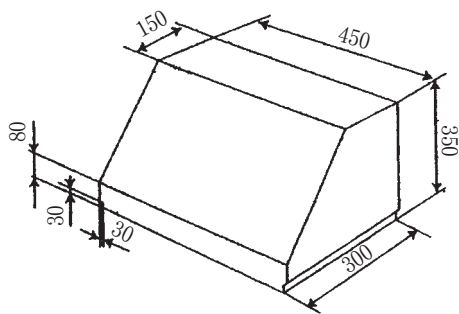
別図(第5条関係)

(1) 墓碑等の形態

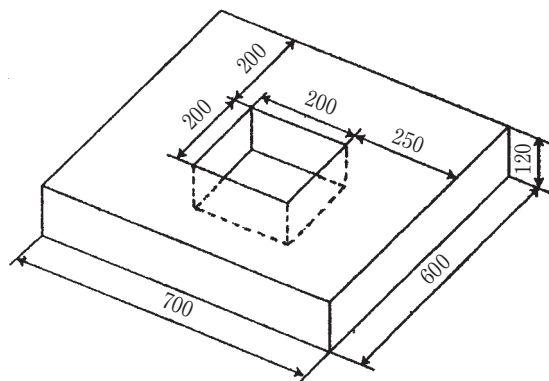


(2) 墓碑等の規格

ア 墓碑



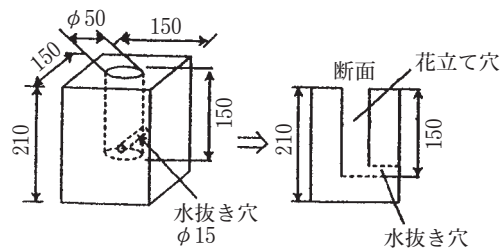
イ 台石



ウ 香炉台



エ 花立て



備考

- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉台および花立ての設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市河辺墓地条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に設置し、又は変更する墓碑等の形態および規格から適用し、同日前に設置し、又は変更する墓碑等の形態および規格については、なお従前の例による。

秋田市精神障害者小規模作業所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第8号

秋田市精神障害者小規模作業所条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市精神障害者小規模作業所条例施行規則(平成15年秋田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市地域活動支援センター条例施行規則

第1条中「秋田市精神障害者小規模作業所条例」を「秋田市地域活動支援センター条例」に改める。

第2条中「秋田市精神障害者小規模作業所(以下「作業所」を「秋田市地域活動支援センター(以下「センター」に改め、同条の表中「秋田市のぞみ共同作業所」を「秋田市のぞみ地域活動支援センター」に、「秋田市南浜共同作業所」を「秋田市南浜地域活動支援センター」に改める。

第3条および第4条中「作業所」を「センター」に改める。

第5条第1項中「精神障害者小規模作業所使用許可申請書およびその者の精神障害の医療に係る主治医」を「秋田市地域活動支援センター使用許可申請書および医師」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市河辺生産物直売所施設条例施行規則をここに公布する。
平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第 9 号

秋田市河辺生産物直売所施設条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市河辺生産物直売所施設条例（平成16年秋田市条例第137号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の許可を受けようとする者は、直売所施設使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(使用許可書)

第 3 条 市長は、許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、直売所施設使用許可書を交付するものとする。

(使用の中止等の届出)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の許可を受けた者は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市納税協力員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第10号

秋田市納税協力員に関する規則の一部を改正する規則

秋田市納税協力員に関する規則（昭和34年秋田市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第11号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 節 削除」を「第 1 節 総務部の所属機関（第23条・第24条）」に、「第24条の 5」を「第24条の 4」に、「第46条の 6」を「第46条の 7」に、「第47条」を「第47条・第47条の 2」に改める。

第 1 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

(2) 会計管理者の補助組織 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 5 項の規定に基づいて設置するものをいう。

第 6 条第 1 項の表財政部の項中

「

契約課

」を

「

契約課
管財課

」に

改め、同表市民生活部の項中「生活課」を「生活総務課」に改め、同表福祉保健部の項中「高齢福祉課」を「介護・高齢福祉課」に、

「

保護第二課
介護保険課

」を

「

保護第二課

」に

改め、同条第 2 項の表中「市民生活部生活課」を「市民生活部生活総務課」に改める。

第 7 条を次のように改める。

(会計管理者の補助組織)

第 7 条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を設ける。

2 前項に定めるもののほか、会計課に、市長の権限に属する事務の一部を処理させることができる。

第 8 条診療局の項中央診療部の項中「救急集中治療室 手術室 超音波センター」を「超音波センター」に、「健康管理センター」を「健康管理センター 透析センター」に、「医療安全推進室 診療情報室 地域医療連携室 臨床工学会」を「診療情報室」に改め、同条診療局の項に次のように加える。

救急診療部 救急集中治療室 手術室 臨床工学会
医療安全推進室
地域医療連携室
がん治療支援・緩和ケアチーム

第 9 条第 1 項総務課の項第18号中「課」の次に「(工事検査室を含む。)」を加え、同条第 1 項秘書課の項第 1 号中「助役」を「副市長」に改め、同条第 1 項文書法規課の項中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 歴史資料の収集、保存等に関すること。

第 9 条第 1 項人事課の項第16号中「吏員懲戒審査委員会」を「職員懲戒審査委員会」に改める。

第10条企画調整課の項第11号中「および市史編さん室」を削り、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 家族および地域の絆づくりの推進に関すること。

第11条第 1 項契約課の項の次に次のように加える。

管財課

(1) 財産の記録管理に関すること。

(2) 普通財産の取得、管理および処分に関すること。

(3) 行政財産の取得および調整に関すること。

(4) 秋田市土地開発基金の管理に関すること。

(5) 市有財産の貸付けに関すること。

(6) 法定外公共物に関すること（財産管理および機能管理を除く。）。)

(7) 庁中の秩序保持に関すること。

(8) 庁舎（他の所管に属するものを除く。）および公舎の維持管理に関すること。

(9) 自動車の管理に関すること。

- (10) 建物および自動車の保険に関する事。
- (11) 土地開発公社に関する事。
- (12) 不動産評価審査委員会に関する事。
- (13) 課の予算経理に関する事。

第12条第1項生活課の項中「生活課」を「生活総務課」に改め、同条第2項中「生活課墓地・斎場整備推進室は、生活課」を「生活総務課墓地・斎場整備推進室は、生活総務課」に改める。

第13条第1項高齢福祉課の項を次のように改める。

介護・高齢福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画および調整に関する事。
- (2) 介護保険事業計画の策定に関する事。
- (3) 秋田市介護保険事業財政調整基金の管理に関する事。
- (4) 介護保険被保険者の資格管理に関する事。
- (5) 介護保険給付に関する事。
- (6) 介護保険料の賦課および徴収に関する事。
- (7) 介護保険料の督促および滞納処分に関する事。
- (8) 指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する事。
- (9) 地域支援事業に関する事。
- (10) 地域包括支援センターに関する事。
- (11) 高齢者在宅サービスに関する事。
- (12) 高齢者福祉施設の設置認可等に関する事。
- (13) 介護認定に関する事。
- (14) 介護認定審査会に関する事。
- (15) 介護扶助の決定に係る審査および判定に関する事。
- (16) 介護認定に係る訪問調査に関する事。
- (17) 高齢者福祉サービスに関する事。
- (18) 老人デイサービスセンターに関する事。
- (19) 老人いこいの家に関する事。
- (20) 雄和ふれあいプラザに関する事。
- (21) 雄和農林漁家高齢者センターに関する事。
- (22) 河辺高齢者健康づくりセンターに関する事。

第13条第1項介護保険課の項を削り、同条第2項中「第4号から第13号まで」を「第3号から第12号まで」に改める。

第13条の2ごみ減量推進課の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 一般廃棄物を排出する事業者の指導に関する事。

第13条の2廃棄物対策課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条工業労政課の項中第4号および第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、同条港湾貿易振興課の項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 秋田港振興センターに関する事。
- (6) ポートタワーに関する事。

第14条の2第1項農林総務課の項中第34号を第35号とし、第29号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第28号を削り、第27号を第29号とし、第5号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 農業協同組合等の土地改良事業の施行の認可等に関する事。
- (6) 農業協同組合等の換地計画の認可等に関する事。

第15条道路建設課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条道路維持課の項中第4号を第5号とし、同項第3号中「除雪対策」を「道路の除排雪対策」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3

号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 交通安全施設等の整備および維持管理に関する事。

第17条第1項建築指導課の項第6号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」に改め、同項第10号中「住宅金融公庫融資住宅審査」を「独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅審査および住宅金融公庫融資住宅審査」に改め、同条第1項公園課の項中第13号を第14号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 秋田県立自然公園条例（昭和33年秋田県条例第38号）に基づく公園事業の執行の認可等に関する事。

第17条第3項中「第8号から第13号まで」を「第9号から第14号まで」に改める。

第18条を次のように改める。

（会計課の分掌事務）

第18条 会計課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 現金、有価証券および物品の出納および保管に関する事。
- (2) 小切手の振出しに関する事。
- (3) 現金および有価証券の記録管理に関する事。
- (4) 調定の審査に関する事。
- (5) 支出負担行為の確認に関する事。
- (6) 決算の調整に関する事。
- (7) 指定金融機関および収納代理金融機関に関する事。
- (8) 出納員その他の会計職員に関する事。
- (9) 基金の出納および保管に関する事。
- (10) 課の予算経理に関する事。

第19条診療局の項中央診療部の項中救急集中治療室の項および手術室の項を削り、健康管理センターの項の次に次のように加える。

透析センター

- (1) 透析に関する事。
- (2) 透析センターに属する器械、器具その他の物品の保管に関する事。

第19条診療局の項中央診療部の項中医療安全推進室の項、地域医療連携室の項および臨床工教室の項を削り、同条診療局の項に次のように加える。

救急診療部

救急集中治療室

- (1) 救急患者および集中治療に関する事。
- (2) 室に属する器械、器具その他の物品の保管に関する事。

手術室

- (1) 手術に関する事。
- (2) 室に属する器械、器具その他の物品の保管に関する事。

臨床工教室

- (1) 臨床工学に関する事。
- (2) 治療に係る苦情に関する事。

地域医療連携室

- (1) 地域の医療機関との連携に関する事。
- (2) 医療福祉相談に関する事。

がん治療支援・緩和ケアチーム

- (1) がん治療の支援に関する事。
- (2) 緩和ケアに関する事。

(3) がん治療支援・緩和ケアチームに属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。

第4章第1節の節名を次のように改める。

第1節 総務部の所属機関

第23条および第24条を次のように改める。

(工事検査室)

第23条 建設工事の検査および実地指導に関する事務を処理するため、工事検査室を設置する。

2 前項の工事検査室は、総務部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 建設工事の検査および実地指導に関すること。

第24条 削除

第24条の2第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市民憲章に関すること（他の所管に属するものを除く。）。)

第24条の4を削り、第24条の5第1項中「東京都千代田区麹町三丁目5番1号」を「東京都千代田区平河町二丁目4番1号」に改め、同条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 企業誘致ならびに観光および物産の宣伝に対する支援に関すること。

第24条の5を第24条の4とする。

第26条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 消費生活審議会に関すること。

第26条の3中第26号を第27号とし、第15号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 生活保護の診療依頼書の交付に関すること。

第27条中「市民生活部生活課」を「市民生活部生活総務課」に改める。

第30条中「昭和55年規則第14号」を「昭和55年秋田市規則第14号」に、「市民生活部生活課」を「市民生活部生活総務課」に改める。

第30条の7健康管理課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「精神障害者小規模作業所」を「地域活動支援センター」に改め、同号を同項第5号とする。

第30条の9第4号および第30条の10第5号中「管理」の次に「(指定管理者が行うものを除く。)」を加える。

第33条中「福祉保健部高齢福祉課」を「福祉保健部介護・高齢福祉課」に改める。

第34条中「秋田市老人いこいの家設置条例」を「秋田市老人いこいの家条例」に、「福祉保健部高齢福祉課」を「福祉保健部介護・高齢福祉課」に改め、同条第1号中「維持管理および使用」を「施設の管理（指定管理者が行うものを除く。）」に改める。

第34条の2および第34条の3中「福祉保健部高齢福祉課」を「福祉保健部介護・高齢福祉課」に改める。

第34条の5の見出しを「(地域活動支援センターの分掌事務等)」に改め、同条中「秋田市精神障害者小規模作業所条例」を「秋田市地域活動支援センター条例」に、「精神障害者小規模作業所は」を「地域活動支援センターは」に改め、同条第1号中「精神障害者」を「障害者等」に改め、同条第2号中「精神障害者小規模作業所」を「地域活動支援センター」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 創作的活動の機会の提供に関すること。

(3) 社会との交流の促進に関すること。

第46条の2第2項第5号中「秋田駅東西連絡自由通路等」を「バス停広場等」に改める。

第46条の3第1項中「の管理」を「の管理等」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(9) 秋田駅東西連絡自由通路および秋田駅東口駅前広場の維持管理に関すること。

第46条の5総務班の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 地域活動センターの施設の管理に関すること。

第46条の5福祉保健班の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号の前に次の1号を加える。

(12) 生活保護の診療依頼書の交付に関すること。

第46条の5福祉保健班の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号を第18号とし、第21号を第19号とする。

第46条の5建設班の項第10号中「除雪対策」を「道路の除排雪対策」に改める。

第46条の6第2項第17号および第18号を削り、同条を第46条の7とし、第46条の5の次に次の1条を加える。

(地域活動センターの分掌事務等)

第46条の6 秋田市地域活動センター条例（平成18年秋田市条例第63号）の規定による地域活動センターは、地域振興局に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 地域における市民の自主的な活動の振興に関すること。

(2) 地域活動センターの運営に関すること。

(3) 地域活動センターの予算経理に関すること。

第47条第1項の表中

1の3	収入役室長	収入役室
1の4	短期大学事務局長	短期大学事務局

を

1の3	短期大学事務局長	短期大学事務局
-----	----------	---------

に、

6	診療部長	病院診療局の部
---	------	---------

を

6	診療部長	病院診療局の部
6の2	室長	病院診療局医療安全推進室および地域医療連携室

に改

め、同表第10号中「および市民センター」を「、市民センターおよび地域活動センター」に改め、同条第2項の表中第1号の4を第1号の5とし、第1号の3を第1号の4とし、同表第1号の2中「保健所、収入役室」を「局、保健所、プラザ管理室」に改め、同号を同表第1号の3とし、同表第1号の次に次のように加える。

1の2	担当部長	部	上司の命を受けて、特定の事務を掌る。
-----	------	---	--------------------

第47条第2項の表第3号中「、収入役室」を削り、同表第11号の2中「病院診療局」を「病院診療局中央診療部および救急診療部」に改め、同表中

11の 3	センター長	病院診療局中央診療部超音波センター、内視鏡センターおよび健康管理センター	を に
11の 3	センター長	病院診療局中央診療部超音波センター、内視鏡センター、健康管理センターおよび透析センター	
11の 4	チームリーダー	病院診療局がん治療・緩和ケアチーム	

改め、同表第18号中「病院診療局中央診療部」を「病院診療局」に改め、同表第22号中「および市民センター」を「市民センターおよび地域活動センター」に改め、同条第3項を削る。

第47条の2第1項第6号および第7号を次のように改める。

(6) 准教授

(7) 助教

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間における改正後の秋田市行政組織規則（以下「改正後の規則」という。）第1条、第3条および第7条の規定の適用については、改正後の規則第1条中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、改正後の規則第3条第2号中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、「第171条第5項」とあるのは「第171条第6項」と、改正後の規則第7条の見出しおよび同条第1項中「会計管理者」とあるのは「収入役」とする。

秋田市吏員懲戒審査委員会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第12号

秋田市吏員懲戒審査委員会規則等の一部を改正する規則
(秋田市吏員懲戒審査委員会規則の一部改正)

第1条 秋田市吏員懲戒審査委員会規則（昭和22年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市職員懲戒審査委員会規則

第1条中「外秋田市吏員懲戒審査委員会」を「ほか、秋田市職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）」に改め、「規則」の次に「の定めるところ」を加える。

第2条中「本委員会は市吏員」を「委員会は、市職員」に改める。

第3条第2項中「予め」を「、あらかじめ」に改め、同条第3項中「第40条第3項」を「第17条第3項」に、「にかかわらず」を「の規定にかかわらず、」に改める。

第8条中「吏員」を「職員」に、「当る」を「当たる」に、「懲戒委員会」を「委員会」に改める。

(秋田市営住宅管理人規則の一部改正)

第2条 秋田市営住宅管理人規則（昭和26年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市吏員」を「市職員」に改める。

(秋田市有林野産物極印規則の一部改正)

第3条 秋田市有林野産物極印規則（昭和27年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「但し、収入役」を「ただし、会計管理者」に、「及び」を「および」に改め、同条第3号中「及び」を「および」に改め、同号ただし書中「但し、転倒木、」を「ただし、転倒木および」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同条第4号中「第2条但書」を「第2条ただし書」に、「及び」を「および」に改め、「第2号」の次に「の規定」を加え、「その」を「、その」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

(秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「の各号」を削り、同条第4号中「助役、収入役」を「副市長」に改め、同条第5号中「除く外」を「除くほか」に改める。

別表第3指定職の職務にある者の項および別表第4指定職の職務にある者の項中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(秋田市消防本部の組織等に関する規則の一部改正)

第5条 秋田市消防本部の組織等に関する規則（昭和39年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事務吏員、技術吏員および」を削る。

(秋田市用品調達基金条例施行規則の一部改正)

第6条 秋田市用品調達基金条例施行規則（昭和40年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第6条中「収入役」を「会計管理者」に、「損傷」を「損傷し、」に改める。

第7条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第8条中「収入役」を「会計管理者」に、「行ない」を「行い」に、「基金」を「、基金」に改める。

(秋田市建築関係公開意見聴取規則の一部改正)

第7条 秋田市建築関係公開意見聴取規則（昭和40年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「吏員」を「職員」に改める。

第6条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条第1項中「関係吏員」を「関係職員」に、「申立てなければ」を「申し立てなければ」に改め、同条第2項中「関係吏員」を「関係職員」に、「提出」を「提出し、」に改める。

第8条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「その」を「、その」に、「あたった市吏員」を「当たった市職員」に、「行なう」を「行う」に改める。

第9条中「市吏員」を「市職員」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第13条第2項中「市吏員」を「市職員」に改める。

(秋田市職員の細職名に関する規則の一部改正)

第8条 秋田市職員の細職名に関する規則（昭和56年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和56年規則第18号」を「昭和56年秋田市規則第18号」に改め、「事務吏員、技術吏員およびその他の」を削る。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 主事
- (2) 統計主事
- (3) 社会福祉主事
- (4) 身体障害者福祉司

- (5) 知的障害者福祉司
- (6) 老人福祉指導主事
- (7) 保育士
- (8) 母子指導員
- (9) 少年指導員
- (10) 司書
- (11) 技師
- (12) 建築主事
- (13) 医師
- (14) 歯科医師
- (15) 薬剤師
- (16) 獣医師
- (17) 診療放射線技師
- (18) 細胞検査士
- (19) 臨床検査技師
- (20) 臨床工学技士
- (21) 理学療法士
- (22) 作業療法士
- (23) 精神保健福祉士
- (24) 保健師
- (25) 助産師
- (26) 看護師
- (27) 栄養士
- (28) 歯科衛生士
- (29) 歯科技工士
- (30) 准看護師
- (31) あん摩マッサージ指圧師
- (32) 技能員
- (33) 運転士
- (34) ボイラー技士
- (35) 調理師
- (36) 電話交換手
- (37) 守衛
- (38) 工務員
- (39) 調理員
- (40) 庁務員
- (41) 校務員
- (42) 助手

（市長の職務代理者を定める規則の一部改正）

第9条 市長の職務代理者を定める規則（平成3年秋田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「助役の順序は、飯塚助役、大山助役」を「副市長の順序は、飯塚副市長、大山副市長」に改める。

第3条中「助役」を「副市長」に、「吏員」を「職員」に改める。

第4条中「事務吏員」を「職員」に改める。

（秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部改正）

第10条 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成5年秋田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

（秋田市市税条例施行規則の一部改正）

第11条 秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号および第3号中「吏員」を「職員」に改める。

第3条中「吏員を」を「職員を」に改める。

（秋田市推進本部規則の一部改正）

第12条 秋田市推進本部規則（平成18年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(職員の職)」に改め、同条第2項中「およびその他の職員」を「その他の職」に改め、同条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者については、第4条の規定による改正前の秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間における第3条の規定による改正後の秋田市有林野産物極印規則第4条、第6条の規定による改正後の秋田市用品調達基金条例施行規則第4条および第6条から第8条までならびに第10条の規定による改正後の秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則第12条の規定の適用については、これらの規定中「会計管理者」とあるのは、「収入役」とする。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第13号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「支給区分」を「その支給額」に改める。

第12条の2第1項中「第6条に規定する職員の占める職に係る別表第3に掲げる管理職手当の支給額に応じ、次に掲げる」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 行政職給料表が適用される職員であって部長もしくは次長の職（これらに相当する職を含む。以下この号において「部長職」という。）を占めるもの又は医療職給料表もしくは教育職給料表が適用される職員であって部長職と同等の職を占めるもの 1万円

(2) 行政職給料表が適用される職員であって課長の職（これに相当する職を含む。以下この号において「課長職」という。）を占めるもの又は医療職給料表もしくは教育職給料表が適用される職員であって課長職と同等の職を占めるもの 8,500円

(3) 行政職給料表が適用される職員であって課長補佐の職（これに相当する職を含む。以下この号において「課長補佐職」という。）を占めるもの又は医療職給料表もしくは教育職給料表が適用される職員であって課長補佐職と同等の職を占めるもの 7,000円

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 6,000円

第12条の2第2項第2号中「8,000円」を「8,500円」に改め、同項第3号中「6,000円」を「7,000円」に改める。

第12条の4第2項中「臨床検査技師又は」を「医師、臨床検査

技師および」に改め、「1 回につき」の次に「、医師にあっては 7,000円、臨床検査技師および看護師にあっては」を加える。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 6 条関係）

職 員 の 範 囲			支 給 額	
行政職給料表が適用される職員	部長（相当職を含む。）		月額	94,000円
	次長（相当職を含む。）		月額	77,400円
	課長（相当職を含む。）		月額	62,300円
	課長補佐（相当職を含む。）		月額	49,600円
医療職給料表が適用される職員	市立秋田総合病院	病院長	月額	110,100円
		副院長	月額	102,800円
		診療局長	月額	102,800円
		診療部長（相当職を含む。）	月額	89,900円
		科長（相当職を含む。）	月額	71,600円
		医長	月額	59,700円
		薬剤部長	月額	72,700円
		技師長、検査長および薬剤師長（相当職を含む。）	月額	58,900円
		副技師長、副室長、副検査長および副薬剤師長	月額	39,200円
		看護部長	月額	75,800円
		副看護部長（相当職を含む。）	月額	59,200円
		看護師長	月額	49,200円
		別に定める職	月額39,200円以内で別に定める額	
	保健所	所長	月額	102,800円
		次長（相当職を含む。）	月額	72,700円
		課長（相当職を含む。）	月額	58,900円
		課長補佐（相当職を含む。）	月額	49,000円
	食肉衛生検査所	所長	月額	72,700円
		参事	月額	58,900円
		副参事	月額	49,000円
教育職給料表が適用される職員	秋田公立美術工芸短期大学		学長	月額 114,000円
			学長補佐	月額 93,500円
			学科長	月額 80,200円
	秋田市立高等学校		校長	月額 63,700円
			副校長	月額 59,200円
			教頭	月額52,000円（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）別表第 4 の 1 の表の備考の 2 に定める職員にあっては、52,900円）
	秋田公立美術工芸短期大学附属高等学校		校長	月額 50,100円
			副校長	月額 41,000円
			教頭	月額 34,700円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（管理職手当に関する経過措置）

- 2 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第 4 号）第13条の 2 の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、この規則による改正後の秋田市職員給与条例施行規則（以下「新規則」という。）第 6 条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に

次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の額として支給する。

- (1) 平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで 100分の100
 (2) 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで 100分の75
 (3) 平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで 100分の50
 (4) 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで 100分の25
 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 (1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に

適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当職以上管理職員（旧職（同日において占めていたこの規則による改正前の秋田市職員給与条例施行規則別表第3範囲の欄に掲げる職をいう。以下同じ。）又は旧職より上位の職に相当する新規別表第3職員の範囲の欄に掲げる職を占める職員） 同日にその者が受けていた管理職手当の額

- (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位職相当管理職員（旧職より下位の職に相当する新規別表第3職員の範囲の欄に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。） 同日に当該下位の職に相当する新規別表第3職員の範囲の欄に掲げる職を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当職以上管理職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位職相当管理職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧職より下位の職に相当する新規別表第3職員の範囲の欄に掲げる職を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして別に定める職員 前各号の規定に準じて別に定める額（秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

4 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附則第4項中「100分の11」を「100分の12」に改める。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第14号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条から第9条までを次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当

該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 条例第3条第3項の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれか1の給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第7条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 市長の行う試験又は市長がこれに準ずると認める試験をいう。
- (9) 大学卒業程度 大学卒業程度試験およびこれに相当する正規の試験をいう。
- (10) 短大卒業程度 短大卒業程度試験およびこれに相当する正規の試験をいう。
- (11) 高校卒業程度 高校卒業程度試験およびこれに相当する正規の試験をいう。

（級別標準職務）

第3条 条例第3条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1から別表第5までに定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとし、級別標準職務表に掲げる職務とその複雑、困難および責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

（職務の級の決定）

第4条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、この規則で定める基準に従い決定する。

（級別資格基準表）

第5条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第6から別表第10までに定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

（級別資格基準表の適用方法）

第6条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種の欄の区分又は試験の欄の区分および学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する級別資格基準表の職務の級の欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用する。ただし、級別資格基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者
- (2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ市長の承認を得た試験の結果に基づき、市長により承認された方法により選択されて職員となった者
- (3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難および責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職

に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ市長の承認を得たもの

- (4) 前3号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員その他市長の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者

- 3 級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、級別資格基準表において別に定める場合を除き、人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準。以下「人事院規則」という。）に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

- 4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種の欄の区分又は試験の欄の区分に対応する学歴免許等の欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する級別資格基準表の学歴免許等の欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算および換算）

- 第7条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

- 2 級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第11に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

- 第8条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分に対して人事院規則に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（経験年数の取扱いの特例）

- 第9条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第20条を第40条とし、第19条を第36条とし、同条の次に次の3条を加える。

（給料の訂正）

- 第37条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ市長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（市長の定める基準等についての暫定措置）

- 第38条 第18条、第20条第1項第1号又は第26条第1項第2号（第28条において準用する場合を含む。）に規定する市長の承認を得て定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号俸又は職務の級の決定は、あらかじめ

め個別に市長の承認を得て行うものとする。

（この規則により難い場合の措置）

- 第39条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

第18条第1項中「別表第13」を「別表第18」に改め、同条を第35条とする。

第17条中「第13条」を「第29条」に改め、同条を第33条とし、同条の次に次の1条を加える。

（上位資格の取得等の場合の号俸の決定）

- 第34条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第23条第3項又は第26条第2項（第28条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は市長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号俸を市長の定めるところにより上位の号俸に決定することができる。第16条を第32条とし、第15条を第31条とし、第14条を第30条とする。

第13条中「第15条又は第16条」を「第31条又は第32条」に改め、同条を第29条とする。

第12条を削る。

第11条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

第11条を第24条とし、同条の次に次の4条を加える。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

- 第25条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第11条第1項第1号に掲げる職務の級にあってはあらかじめ市長の承認を得て定める基準に定める資格基準に従い、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどませるものとする。

- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ級別資格基準表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

（初任給基準を異にする異動をした職員の号俸）

- 第26条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- (1) 次号および第3号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあっては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡およびその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

(2) その初任給の決定について第17条又は第18条の規定の適用を受けた者（次号に掲げる者を除く。） あらかじめ市長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

(3) 市長の定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号俸を市長の定めるところにより調整した場合に得られる号俸

2 前項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の号俸とすることができる。

3 第23条および第24条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号俸については、適用しない。

（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第27条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第11条第1項第1号に掲げる職務の級にあってはあらかじめ市長の承認を得て定める基準に定める資格基準に従い、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第25条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

（給料表の適用を異にする異動をした職員の号俸）

第28条 第26条第1項の規定（同項第3号の規定を除く。）および同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号俸について準用する。この場合において、第26条第1項第1号中「次号および第3号」とあるのは「次号」と、同項第2号中「適用を受けた者（次号に掲げる者を除く。）」とあるのは、「適用を受けた者および市長の定める異動に該当する異動をした者」と読み替えるものとする。

第10条第1項中「別表第12」を「別表第17」に、「昇格後の号俸欄」を「昇格後の号俸の欄」に改め、同条第2項中「職員」を「前3条の規定により職員」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第21条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。

第10条を第23条とし、第9条の次に次の13条を加える。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第10条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第17条の規定の適用を受けた職員および第18条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める期間

(2) 第25条第1項又は第27条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡およびその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める期間

（新たに職員となった者の職務の級）

第11条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあっては、あらかじめ市長の承認を得て定める基準に定める資格を有していること。

ア 行政職給料表(1)の職務の級5級、6級、7級および8級

イ 医療職給料表(1)の職務の級3級および4級

ウ 医療職給料表(2)の職務の級5級および6級

エ 医療職給料表(3)の職務の級4級、5級、6級および7級

オ 教育職給料表(1)の職務の級3級、4級および5級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあっては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第17条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第18条第1号もしくは第2号に規定する職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ市長の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

（新たに職員となった者の号俸）

第12条 新たに職員となった者の号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第12から別表第16までに定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が初任給基準表に定められていないときは初任給基準表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第23条第1項又は第24条第1項の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種の欄もしくは試験の欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等の欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号俸については、前項の規定にかかわらず、第14条から第19条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

（初任給基準表の適用方法）

第13条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種の欄の区分又は試験の欄の区分および学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験の欄の区分の適用については、第6条第2項の規定の例によるものとし、初任給基準表の学歴免許等の欄の区分の適用については、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

第14条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給の欄に定める号俸の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗

じて得た数を加えて得た数を号数とする号俵をもって、同欄の号俵とすることができる。

- 2 初任給基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分が初任給基準表の学歴免許等の欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号俵）

第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俵は、第12条第1項の規定による号俵（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俵。以下この項において「基準号俵」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第1号に規定する市長の定める者にあつては市長の定める経験年数および第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては18月）で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俵とすることができる。

- (1) 第6条第2項第1号および第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数（第11条の規定により決定された職務の級の号俵が初任給基準表に定められていない者のうち市長の定める者にあつては、市長の定めるところにより得られる経験年数）
- (2) 第6条第2項第3号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (3) 第6条第2項第4号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（前条第1項の規定の適用を受ける者等で市長の定めるものにあつては、市長の定めるところにより得られる経験年数）
- (4) 前3号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号俵が職務の級の最低の号俵（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俵を除く。）であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調

整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

- 3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第7条から第9条までの規定を準用する。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号俵）

第16条 前2条の規定による号俵が、その者に適用される初任給基準表の試験の欄の区分により初任給の欄の号俵が下位である試験の欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俵に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俵をもって、その者の号俵とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号俵）

第17条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号俵について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得てその者の号俵を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない職員
- (2) 国家公務員
- (3) 他の地方公共団体の職員
- (4) 職制もしくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (5) 市長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

（特殊の職に採用する場合等の号俵）

第18条 次に掲げる場合において、号俵の決定について第15条又は第16条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める基準に従い、その者の号俵を決定することができる。

- (1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授、医師等の職に職員を採用しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合

（特定の職員についての号俵）

第19条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第15条から前条までの規定に準じてその者の号俵を決定することができる。

- 2 初任給基準表の学歴免許等の欄に学歴免許等の区分の定めがない職種の欄の区分（これに対応する試験の欄の区分の定めのあるものを除く。）の適用を受ける職員については、第14条から前条までの規定は適用しない。ただし、第17条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者その他その採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ市長の承認を得て、その号俵を決定することができる。

（昇格）

第20条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次

に定めるところにより、その者の属する職務の級を 1 級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 第11条第 1 項第 1 号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ市長の承認を得て定める基準に定める資格を有していること。

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数を有していること。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第 2 号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ級別資格基準表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第 1 項の規定による昇格は、現に属する職務の級に 1 年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が 1 年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第21条 職員が第 6 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、もしくは級別資格基準表に異なる資格基準の定めのある職種のカテゴリの区分もしくは試験のカテゴリの区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第22条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年秋田市条例第 8 号)第 4 条第 1 項に規定する一般の派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)が職務に復帰した場合又は市長が定めるこれに準ずる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第25条の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第20条の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て昇格させることができる。

別表第 1 中「第 2 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

別表第 2 中「第 2 条関係」を「第 3 条関係」に改め、同表 2 級の項中「科長の職務」を「科長又はこれに相当する職務」に改め、同表 3 級の項中「診療部長の職務」を「診療部長又はこれに相当する職務」に改める。

別表第 3 中「第 2 条関係」を「第 3 条関係」に改め、同表 6 級の項中

- 「
1 食肉衛生検査所長の職務
2 薬剤部長の職務

を

- 「
1 保健所の次長又はこれに相当する職務
2 食肉衛生検査所長の職務
3 薬剤部長の職務

に

改める。

別表第 4 中「第 2 条関係」を「第 3 条関係」に改め、同表 6 級の項中「副看護部長の職務」を「副看護部長又はこれに相当する

職務」に改める。

別表第 5 中「第 2 条関係」を「第 3 条関係」に改め、同表 2 級の項中「講師」を「助教」に改め、同表 3 級の項中「助教授」を「准教授」に改める。

別表第13中「第18条関係」を「第35条関係」に改め、同表を別表第18とする。

別表第12中「第10条関係」を「第23条関係」に改め、同表を別表第17とする。

別表第11中「第 5 条関係」を「第12条関係」に改め、同表を別表第16とする。

別表第10を削る。

別表第 9 中「第 5 条関係」を「第12条関係」に、「学歴免許」を「学歴免許等」に改め、同表を別表第14とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第15 医療職給料表(3)初任給基準表(第12条関係)

職 種	学歴免許等	初 任 給
助産師	大 学 卒	2 級11号俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号俸
看護師	短 大 3 卒	2 級 5 号俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号俸
准看護師	准看護師養成所卒	1 級 1 号俸

備考 学歴免許等の欄の「准看護師養成所卒」は、別表第 9 の備考の 1 に規定する准看護師養成所卒をいう。

別表第 8 中「第 5 条関係」を「第12条関係」に、「学歴免許」を「学歴免許等」に改め、同表医師・歯科医師の項中「大学卒」を「大学 6 卒」に改め、同表を別表第13とする。

別表第 7 を削る。

別表第 6 中「第 4 条関係」を「第 7 条関係」に改め、同表を別表第11とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第12 行政職給料表(1)初任給基準表(第12条関係)

試 験	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度	1 級25号俸
	短大卒業程度	1 級15号俸
	高校卒業程度	1 級 5 号俸

別表第 5 の次に次の 5 表を加える。

別表第 6 行政職給料表(1)級別資格基準表(第 5 条関係)

試 験	学歴免許等	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
正規の試験	大学卒業程度	大 学 卒	3	4	4
			0	3	7
	短大卒業程度	短 大 卒	5.5	4	4
			0	6	10
	高校卒業程度	高 校 卒	8	4	4
			0	8	12

別表第 7 医療職給料表(1)級別資格基準表(第 5 条関係)

職 種	学歴免許等	職務の級	
		1 級	2 級
医 師	大学 6 卒		6

歯 科 医 師		0	6
---------	--	---	---

備考

- この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。
- 旧医学専門学校卒業業者および旧歯学専門学校卒業業者に対するこの表の適用については、この表に定める必要経験年数に2年を加えた年数をもって、この表の必要経験年数とする。

別表第8 医療職給料表(2)級別資格基準表(第5条関係)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
薬 剤 師	大 学 卒		0	5	3
				5	8
獣 医 師	大学6卒		0	3	3
				3	6
	大 学 卒		0	5	3
			0	5	8
診療放射線技師	短大3卒		1	5	3
		0	1	6	9
細胞検査士	大 学 卒		0	5	3
			0	5	8
臨床検査技師	大 学 卒		0	5	3
			0	5	8
	短大3卒		1	5	3
		0	1	6	9
臨床工学技士	大 学 卒		0	5	3
			0	5	8
	短大3卒		1	5	3
		0	1	6	9
理学療法士 作業療法士	大 学 卒		0	5	3
			0	5	8
	短大3卒		1	5	3
		0	1	6	9
精神保健福祉士	大 学 卒		0	5	3
			0	5	8
栄 養 士	大 学 卒		0	5	3
			0	5	8
	短大卒		2.5	5	3
		0	2.5	8	11
歯科衛生士	高校4卒		4	5	3
		0	4	9	12
歯科技工士	短大卒		2.5	5	3
		0	2.5	8	11
	高校卒		5	5	3
		0	5	10	13
あん摩マッサージ 指 圧 師	短大卒		2.5	5	3
		0	2.5	8	11
	高校4卒		4	5	3
		0	4	9	12
そ の 他	短大卒		2.5	5	3
		0	2.5	8	11
	高校卒		5	5	3

		0	5	10	13
--	--	---	---	----	----

備考 薬剤師、獣医師、診療放射線技師、細胞検査士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士およびあん摩マッサージ指圧師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。

別表第9 医療職給料表(3)級別資格基準表(第5条関係)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	3 級
助 産 師 看 護 師	大 学 卒			5
			0	5
	短大卒		0	7
			0	7
准 看 護 師	准看護師 養成所卒	0		

備考

- 学歴免許等の欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所の卒業を示す。
- この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時(助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時)以後のものとする。

別表第10 教育職給料表(1)級別資格基準表(第5条関係)

職 種	学歴免許等	職務の級	
		1 級	2 級
助 手	博士課程修了	0	
	修士課程修了	0	
	大 学 卒	0	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(施行日前の試験により採用された職員に関する特例)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた試験の結果に基づいて職員となった者は、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定の適用については、改正後の規則第2条第8号に規定する正規の試験の結果に基づいて職員となった者とみなす。
- 前項に規定する職員に改正後の規則第5条に規定する級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)の試験の欄の「正規の試験」の区分を適用する場合は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区分による。
 - 職員採用上級試験又はこれに相当する試験の結果に基づいて職員となった者 大学卒業程度
 - 職員採用中級試験又はこれに相当する試験の結果に基づいて職員となった者 短大卒業程度

(3) 職員採用初級試験又はこれに相当する試験の結果に基づいて職員となった者 高校卒業程度
(施行日前に職員であった者に対する在級年数に関する経過措置)

4 施行日の前日に職員であった者に対する級別資格基準表の適用については、同日においてその者が属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間を、その者の級別資格基準表により定められた職務の級に在級する期間に通算するものとする。

5 施行日から平成20年 3 月31日までの間における前項に規定する職員に対する改正後の規則第20条の規定の適用については、同条第 3 項中「1 年以上在級していない」とあるのは、「在級する期間に初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成19年秋田市規則第14号）附則第 4 項の規定により通算するものとされる期間を加えた期間が1 年に満たない」とする。

6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

(秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

7 秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 中「第13条」を「第29条」に改める。

(秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

8 秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年秋田市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 8 条」を「第20条」に改める。

第 5 条第 1 項中「第13条」を「第29条」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正)

9 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成18年秋田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第12条とする。

第 7 条中「条例第 2 条第 2 項の規定により任期を定めて採用された職員」を「一般任期付職員」に、「当該職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第 4 号）第 4 条第 2 項に規定する有効経験年数に相当する期間」を「級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間」に、「同規則別表第 7 から別表第10までに定める初任給基準表を適用して得られる初任給」を「初任給規則第12条第 1 項に規定する初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）を適用して得られる初任給（前条第 1 項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験の欄の区分を適用して得られる初任給）」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(初任給規則の規定の適用に関する読替え)

第 9 条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第10条第 1 号中「第18条第 1 号又は第 2 号に該当し、同条」とあるのは「秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（以下「任期付職員規則」という。）第 8 条」と、初任給規則第26条第 1 項第 2 号中「第18条」とあるのは「任期付職員規則第 8 条」として、これらの規定を適用する。

(級別資格基準表の適用方法の特例)

第10条 第 7 条第 1 項の規定は、条例第 3 条又は第 4 条の規定に

より任期を定めて採用された職員に級別資格基準表を適用する場合について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「その者が有する専門的な知識経験、」とあるのは、「その者の」と読み替えるものとする。

(初任給規則の適用除外)

第11条 初任給規則第11条第 2 項、第12条第 2 項、第14条から第 36条まで、第38条および第40条の規定は、条例第 3 条又は第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第 7 条 条例第 2 条第 2 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第 4 号。以下「初任給規則」という。）第 2 条第 9 号から第11号までに規定する大学卒業程度、短大卒業程度又は高校卒業程度のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められるものについては、初任給規則第 5 条に規定する級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）の試験の欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

2 一般任期付職員に対して初任給規則第11条第 1 項第 2 号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第15号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和34年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「助教授、講師（非常勤の者を除く。）」を「准教授、助教」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第16号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 3 条中「助役」を「副市長」に改める。

第 5 条の見出しを「(会計管理者の事務代理)」に改め、同条第 1 項中「第170条第 5 項に規定する収入役の職務を代理すべき吏員」を「第170条第 3 項の規定により会計管理者の事務を代理する職員」に改め、同条第 2 項を削る。

第 7 条、第 8 条第 2 項から第 4 項まで、第15条第 1 項、第17条第 2 項、第19条第 7 項、第21条第 2 項、第23条第 2 項および第24

条第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第27条第 3 項中「継続費繰越計画書」を「継続費繰越調書」に、「第145条第 2 項」を「第145条第 1 項」に改める。

第33条、第35条、第37条第 1 項および第 2 項、第40条第 5 項、第42条第 1 項、第43条第 1 項、第44条第 1 項、第45条第 1 項および第 2 項、第47条第 1 項および第 2 項、第48条第 1 項および第 2 項ならびに第52条第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第53条第 3 項中「滞納繰越徴収簿」の次に「(当該滞納繰越徴収簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

第54条第 1 項、第55条第 1 項および第 2 項、第58条、第60条第 1 項および第 2 項、第67条第 2 項ならびに第71条第 2 項から第 4 項までの規定中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第73条中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定による介護給付費等

第74条第 2 項から第 5 項まで、第76条第 1 項および第 3 項、第77条第 1 項から第 4 項までならびに第78条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第81条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、「の各号」を削り、同条第 2 項および第 3 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第82条第 1 項、第83条第 1 項および第 2 項ならびに第84条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第85条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 2 項中「収入役は、前項」を「会計管理者は、前項の規定」に、「支出命令書の領収書欄に指定金融機関の口座振替済印を」を「口座振替済通知書を指定金融機関から」に改める。

第86条第 1 項および第 2 項、第87条第 1 項および第 2 項ならびに第88条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第89条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、「の各号」を削り、同条第 3 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 4 項中「の各号」を削る。

第90条第 3 項から第 5 項まで、第91条第 1 項および第 2 項ならびに第94条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第95条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 3 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、「第83条」の次に「の規定」を加え、同条第 4 項および第 6 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第96条第 1 項および第 2 項、第97条第 1 項から第 3 項まで、第98条第 1 項および第 2 項、第99条第 1 項および第 2 項、第101条第 1 項および第 2 項ならびに第102条第 1 項から第 3 項までの規定中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第103条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 2 項中「の各号」を削る。

第105条第 1 項、第146条第 1 項から第 4 項まで、第147条第 1 項および第 2 項、第148条第 1 項および第 2 項、第149条、第150条ならびに第151条第 3 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第153条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に、「歳入歳出外現金」を「および歳入歳出外現金」に改める。

第154条第 2 項、第155条、第158条第 1 項および第 2 項ならびに第161条第 3 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第162条中「第99条第 1 項の規定による」を「第99条第 2 項に規定する」に改める。

第164条第 1 項、第165条第 1 項、第167条、第168条第 1 項および第 2 項、第169条第 1 項および第 3 項、第170条第 1 項および第 2 項、第172条、第176条第 1 項、第177条、第179条、第180条ならびに第181条第 1 項および第 3 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第193条第 6 号中「地上権」を「私権」に改め、同条第 8 号中「含む。）」の次に「又は国債等（法第238条の 5 第 3 項に規定する国債等をいう。以下同じ。）」を加える。

第196条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に、「第238条の 4 第 4 項」を「第238条の 4 第 7 項」に改める。

第198条中「地上権」の次に「もしくは地役権」を加え、「の各号」を削る。

第206条中「地上権」を「私権」に改める。

第209条中「」を信託」を「以下この条において同じ。）又は国債等の信託」に、「しようとするときは、」を「しようとするときは、土地の信託にあっては」に改め、「契約書案を」の次に「、国債等の信託にあっては信託の事業計画書、信託の資金計画書、契約書案その他市長が必要と認める書類を」を加える。

第212条第 5 号ただし書中「資本の」を「資本金の」に改め、同条第 7 号中「不動産」を「財産」に改める。

第214条（見出しを含む。）中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第221条の見出し中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条中「を収入役」を「を会計管理者」に改め、同条ただし書中「の各号」を削り、同条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

第222条第 1 項および第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第223条第 1 項中「備品については備品移管通知書により、その他の物品については」を削り、同条第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、「備品移管通知書又は」を削る。

第224条中「備品については備品移管通知書により、その他の物品については」を削り、「収入役」を「会計管理者」に改める。

第225条第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第226条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に、「不用品引継書兼引継書」を「不用品引継伺書兼引継書」に改める。

第227条、第228条第 2 項、第229条第 1 号、第231条、第241条および第243条（見出しを含む。）中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第246条中「又は占有動産」を「もしくは占有動産」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表第 1 の 2 扶助費の項中「、結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条および第35条」を削り、「ならびに母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条」を「、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条および第37条の 2 ならびに障害者自立支援法第92条」に改める。

別表第 2 委託料の項中「および老人福祉法」を「、老人福祉法および障害者自立支援法」に改め、同表扶助費の項中「、結核予防法第34条および第35条」を削り、「ならびに母子保健法第20条」を「、母子保健法第20条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条および第37条の 2 ならびに障害者自立支援法第92条」に改める。

別表第 2 の 2 委託料の項中「および老人福祉法」を「、老人福祉法および障害者自立支援法」に改める。

別表第 4 不動産の信託の受益権の項および別表第 5 不動産の信託の受益権の項中「不動産」を「財産」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(収入役に関する経過措置)
- 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間は、改正後の秋田市財務規則（以下「改正後の規則」という。）第 5 条の規定は適用せず、改正前の秋田市財務規則（以下「改正前の規則」という。）第 5 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第 5 条第 1 項中「吏員」とあるのは「職員」とする。
- 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間における改正後の規則第 2 条、第 7 条、第 8 条、第15条、第17条、第19条、第21条、第23条、第24条、第33条、第35条、第37条、第40条、第42条から第45条まで、第47条、第48条、第52条、第54条、第55条、第58条、第60条、第67条、第71条、第74条、第76条、第77条、第78条、第81条から第91条まで、第94条から第99条まで、第101条から第103条まで、第105条、第146条から第151条まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第164条、第165条、第167条から第170条まで、第172条、第176条、第177条、第179条から第181条まで、第214条（見出しを含む。）、第221条（見出しを含む。）、第222条から第229条まで、第231条、第241条、第243条（見出しを含む。）および第246条の規定の適用については、これらの規定中「会計管理者」とあるのは「収入役」とする。

秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第17号

秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則の一部を改正する規則

秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則（平成 6 年秋田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「助教授および講師（非常勤の者を除く。）」を「准教授および助教」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第18号

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年秋田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「平成18年法律第77号」の次に「。以下「就学前保育等推進法」という。」を加える。

別表第 1 中

A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,000円未満
	2,000円以上 9,000円未満
	9,000円以上 17,000円未満
	17,000円以上 40,000円未満
	40,000円以上 49,000円未満
	49,000円以上 64,000円未満
	64,000円以上 80,000円未満
	80,000円以上 94,000円未満
	94,000円以上 110,000円未満
	110,000円以上 124,000円未満
	124,000円以上 140,000円未満
	140,000円以上 160,000円未満

を

A階層を除き、前年分（1月分から3月分までにあつては、前々年分）の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,200円未満
	2,200円以上 10,100円未満
	10,100円以上 19,100円未満
	19,100円以上 45,000円未満
	45,000円以上 55,100円未満
	55,100円以上 72,000円未満
	72,000円以上 90,000円未満
	90,000円以上 105,700円未満
	105,700円以上 123,700円未満
	123,700円以上 139,500円未満
	139,500円以上 157,500円未満
	157,500円以上 180,000円未満

に

160,000円以上 170,000円未満
170,000円以上 200,000円未満
200,000円以上 242,000円未満
242,000円以上 320,000円未満
320,000円以上 408,000円未満
408,000円以上 460,000円未満
460,000円以上 510,000円未満
510,000円以上

180,000円以上 191,200円未満
191,200円以上 225,000円未満
225,000円以上 272,200円未満
272,200円以上 360,000円未満
360,000円以上 459,000円未満
459,000円以上 517,500円未満
517,500円以上 573,700円未満
573,700円以上

改め、同表の備考の 2 中「昭和32年法律第26号）」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）による廃止前の」を加え、同表の備考の 2 の(1)中「ならびに第95条第 1 項、第 2 項および第 3 項」を「および第95条第 1 項から第 3 項まで」に改め、同表の備考の 2 の(2)中「ならびに第41条の 2」を「、第41条の 2 ならびに第41条の19の 2 第 1 項」に改め、同表の備考の 4 の(2)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第 1 の備考の 5 を次のように改める。

5 B階層からD20階層までの世帯であって、同一世帯から 2 人以上の児童が保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は就学前保育等推進法第 6 条第 2 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）に入所し、又は入園している場合において、次の表の第 1 欄に掲げる児童が保育所に入所しているときは、この表の規定にかかわらず、次の表の第 2 欄により計算して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）をその児童の徴収金額とする。

第 1 欄	第 2 欄
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所し、又は入園している児童のうち、年長者（当該年長者が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収金額表の徴収金額
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所し、又は入園している児童（アに該当する児童を除く。）のうち、年長者（当該年長者が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収金額表の徴収金額 ×0.5
ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所し、又は入園している児童（アおよびイに該当する児童を除く。）	徴収金額表の徴収金額 ×0.1

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の秋田市保育の実施に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1（同表の備考の 2 の規定を除く。）の規定は、平成19年 4 月分の徴収金額から適用し、同年 3 月分までの徴収金額については、なお従前の例による。
- 改正後の規則別表第 1 の備考の 2 の規定は、平成18年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成17年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第19号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 項各号列記以外の部分中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項第 1 号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項第 5 号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改め、同表第 6 項第12号中「第72条の 3」を「第72条の 4」に改め、同表第10項中第23号を第33号とし、第22号を第29号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

- ③0 法第37条第 1 項および法第37条の 2 第 1 項に定める費用負担の決定に関する事項
- ③1 法第37条の 2 第 3 項に定める感染症の診査に関する協議会の意見を聴くことに関する事項
- ③2 法第42条第 1 項に定める療養費の支給の決定に関する事項

別表第10項中第21号を第28号とし、第14号から第20号までを 7 号ずつ繰り下げ、第13号を第18号とし、同号の次に次の 2 号を加

える。

(19) 法第24条の2第2項（法第26条又は第49条の2において準用する場合を含む。）に定める苦情内容の聴取に関する事項

(20) 法第24条の2第3項（法第26条又は第49条の2において準用する場合を含む。）に定める処理結果の通知に関する事項

別表第10項中第12号を第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

(16) 法第20条第5項（法第26条において準用する場合を含む。）に定める感染症の診査に関する協議会の意見を聴くことに関する事項

(17) 法第20条第6項（法第26条において準用する場合を含む。）および第46条第5項に定める意見陳述に係る通知に関する事項

別表第10項中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、同項第8号中「第19条第4項」を「第19条第5項」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 法第19条第7項（法第26条において準用する場合を含む。）に定める感染症の診査に関する協議会への報告に関する事項

別表第10項第7号中「第19条第2項」を「第19条第3項」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 法第18条第5項に定める感染症の診査に関する協議会の意見を聴くことに関する事項

(7) 法第18条第6項に定める感染症の診査に関する協議会への報告に関する事項

別表第10項に次の3号を加える。

(34) 法第53条の2第3項に定める結核に係る定期健康診断に関する事項

(35) 法第53条の10に定める結核患者に係る届出の通知に関する事項

(36) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第20条の3第3項に定める患者票の交付に関する事項

別表第12項第3号中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同表中第13項を削り、第14項を第13項とし、第15項から第29項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第20号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年秋田市条例第16号）の施行期日は、平成19年4月1日とする。

秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成19年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第21号

秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市児童手当の支払日等に関する規則（平成16年秋田市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「附則第7条第4項」を「附則第7条第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

議 会 規 則

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市議会議長 赤 坂 光 一

秋田市議会規則第1号

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「附け」を「付け」に改め、同条に次の1項を加える。
2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第19条の見出しならびに同条第1項および第2項中「及び」を「および」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第37条の見出し中「及び」を「および」に改め、同条第1項中「（請願の委員会付託）」を削り、同条第2項中「提出者の説明又は」を「前2項における提出者の説明および第1項における」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第78条第1項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同項第1号中「及び」を「および」に、「並びに」を「ならびに」に改め、同項第2号および第3項中「及び」を「および」に改め、同項第8号中「並びに」を「ならびに」に、「及び」を「および」に改め、同項第9号および第11号中「及び」を「および」に改める。

第79条中「及び」を「および」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議録が電磁的記録をもって作成されている場合は、電磁的方法により提供することができる。

第81条中「議員」の次に「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を加える。

第98条第1項中「及び期間」を「、期間」に改め、同条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第142条および第154条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項」を「第37条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第 4 号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成 3 年秋田市教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 学校教育課に教職員室を置く。

第 8 条第 1 項総務課の項第13号中「義務教育父兄負担経費調査連絡会」を「義務教育保護者負担経費調査連絡会」に改める。

第 8 条第 1 項学校教育課の項中第11号を第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(12) 適応指導教室に関すること。

第 8 条第 1 項学校教育課の項中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 生徒指導相談に関すること。

第 8 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 学校教育課教職員室は、学校教育課の分掌事務のうち第 1 号および第 2 号に掲げる事務を分掌する。

第10条第 3 号中「教育相談」の次に「(生徒指導相談を除く。)」を加える。

第19条の 3 中「茨島一丁目 4 番71号」を「河辺北野田高屋字上前田表66番地 1」に改める。

第20条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 分館に関すること。

第26条の 2 中「雄和ふるさとセンター」の次に「(以下「ふるさとセンター」という。)」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) ふるさとセンターの使用に関すること。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第 5 号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

第14条の 5 第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 技能員 上司の指定する事務および技術に関する特定の業務を処理する。

第15条第 1 項中「職員の休暇」を「職員の勤務時間、休日及び休暇」に改め、同条第 3 項中「ならびに」を「および」に改め、「および第16号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第 6 号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1 項中「職員の休暇」を「職員の勤務時間、休日及び休暇」に改め、同条第 3 項中「ならびに」を「および」に改め、「および第16号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第 7 号

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立秋田商業高等学校管理規則（平成 3 年秋田市教委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第23条第 2 項中「および第16号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第 8 号

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する規則

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則（平成 3 年秋田市教委規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（事務長の職）

第13条 学校に事務長を置く。

2 事務長は、校長の監督を受けて、庶務および会計を統括する。

第21条第 2 項中「および第16号」を削る。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市児童館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第 9 号

秋田市児童館管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市児童館管理運営規則（昭和52年秋田市教委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（開館時間）

第 3 条 児童館（秋田市川尻児童センター（以下「川尻児童センター」という。）を除く。）の開館時間は、午前 8 時から午後 9 時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 川尻児童センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(1) 次に掲げる日の開館時間は、午前 8 時30分から午後 9 時までとする。

ア 土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。）

イ 秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する学校の休業日（日曜日および祝日法による休日を除く。）

ウ 川尻小学校の開校記念日（日曜日を除く。）

(2) 前号に掲げる日以外の日の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第10号

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立図書館管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条」を「第 8 条」に、「（以下「図書館」という。）」を「（分館を含む。以下「図書館」という。）」に改める。

第 3 条の表に次のように加える。

中央図書館明徳館河辺分館	午前10時から 午後 6 時まで	午前10時から 午後 5 時まで
--------------	---------------------	---------------------

第22条中「第 3 条」を「第 4 条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則をここに公布する。

平成19年 3 月20日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第11号

秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、秋田市雄和ふるさとセンター条例（平成16年秋田市条例第115号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、秋田市雄和ふるさとセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（休館日）

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

（使用許可申請）

第 4 条 条例第 3 条の規定によりセンターの談話室を使用しようとする者は、秋田市雄和ふるさとセンター使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、許可申請書にその旨を明記しなければならない。

3 許可申請書の受付期間は、使用日の 3 箇月前から前日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 センターの談話室は、3 日間を超える使用、又は例日を定める等の独占的な使用は、これを認めない。

5 許可申請書の受付は、申請の順序により行い、2 以上の申請が同時に行われたときは、協議又は抽せんにより決定するものとする。

（使用許可）

第 5 条 教育委員会は、前条の許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、秋田市雄和ふるさとセンター使用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第 6 条 条例第 5 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減免を決定したときは、使用料減免通知書を交付するものとする。

（使用者の遵守事項）

第 7 条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 火災・爆発等危険の生ずるおそれのある行為をしないこと。

(2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。

(4) 許可を受けないで物品等の販売ならびに広告、宣伝、寄付

および募金行為その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。
(使用の取消)

第 8 条 使用者がセンターの談話室の使用取消しの許可を受けようとするときは、秋田市雄和ふるさとセンター使用取消申請書（以下「使用取消申請書」という。）に許可書を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用取消申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、秋田市雄和ふるさとセンター使用取消許可書を交付するものとする。
(使用料の還付)

第 9 条 条例第 6 条ただし書の規定により使用料を還付するときは、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由によりセンターを使用することができなくなったとき。
既納額の全額

(2) センターの使用の取消しを許可されたとき。
既納額の 2 分の 1
(寄贈および寄託)

第10条 センターは、資料の寄贈および寄託を受けることができる。

2 寄託資料は、センター所有の資料と同様の取扱いをするものとする。

3 センターは、寄託資料が災害その他避けることのできない事情により受けた損害に対して、その責任を負わないものとする。
(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月29日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第12号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成 3 年秋田市教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第27条第 1 項の表を次のように改める。

番号	左 欄	中 欄	右 欄
1	室長	室	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	課長	課	
3	館長	自然科学学習館 公民館 図書館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館 文化会館 河辺農林漁業資料館	
4	所長	学校給食センター	

		教育研究所 太平山自然学習センター 秋田城跡調査事務所 青少年センター 勤労青少年ホーム 少年指導センター 女性学習センター 雄和ふるさとセンター	
5	分館長	中央図書館明徳館 河辺分館	
6	主事	課所室等	上司の命を受けて、事務を掌る。
7	技師	課所室等	上司の命を受けて、技術を掌る。
8	技能員	課所室等	上司の指定する事務および技術に関する特定の業務（以下「特定業務」という。）を処理する。
9	技能主事	課所室等	上司の命を受けて、技能、経験を要する作業的業務を処理する。
10	技能技師	課所室等	

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

農 委 規 則

秋田市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月29日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

秋田市農業委員会規則第 1 号

秋田市農業委員会規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会規則（昭和44年秋田市農業委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第27条第 2 項中「参事」を「副理事、参事」に改める。

第28条中第 6 項を第 7 項とし、第 2 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 副理事は、上司の命を受けて、所管の事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第 1 号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規

程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表お客様センターの項中「計算係 精算係」を「電算企画係 計量係」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市水道事業および下水道事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市水道事業および下水道事業財務規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業および下水道事業財務規程（昭和41年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第60条第1項中「課長」を「主管課所室長（以下「課長」という。）」に改める。

第62条第1項中「主管課長（以下「課長」という。）」を「課長」に改める。

第117条中「法第40条」を「法第40条の2」に改める。

別表第1勘定科目表収益勘定の表中

款	を	款	に改め、同表節の欄中
上水道事業収益		水道事業収益	

農業集落排水使用料徴収事務委託料	を	農業集落排水施設使用料徴収事務委託料	に、
------------------	---	--------------------	----

個別排水処理施設使用料事務委託料	を	個別排水処理施設使用料徴収事務委託料	に改め、同表注を
------------------	---	--------------------	----------

削り、同表費用勘定の表中	款	を	款	に改
	上水道事業費用		水道事業費用	

め、同表注を削り、同表資産勘定の表投資有価証券の目説明の欄中「証券取引法」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）」に改める。

別表第2勘定科目表収益勘定の表営業収益の項中

その他営業収益			を
	手数料	証明手数料等	
	雑収益		

その他営業収益			に
	手数料	証明手数料等	
	雑収益		
	農業集落排水施設維持管理業務委託料		

個別排水処理施設維持管理業務委託料

改め、同表資産勘定の表投資有価証券の目説明の欄中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1勘定科目表資産勘定の表投資有価証券の目説明の欄中「証券取引法」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）」に改める改正規定および別表第2勘定科目表資産勘定の表投資有価証券の目説明の欄中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日から施行する。

秋田市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第3号

秋田市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局庁舎等管理規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、簡易水道事業」を削る。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局管理規程第4号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第4項の規定に基づき、指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）を「以下「条例」という。）第5条の16の規定に基づき指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）および排水設備工事責任技術者（以下「工事責任技術者」という。）に改める。

第2条を削る。

第3条各号列記以外の部分中「指定を受けようとする者」を「条例第5条第1項の指定を受けようとする者」に改め、同条第7号を第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 誓約書

第4条第1項を次のように改める。

条例第5条の5に規定する秋田市指定排水設備工事業者証（以下「指定工事業者証」という。）は、様式第2号による。

第4条中第2項を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第5条第1項中「下水道に関する法令、条例および規程ならびにこの規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事」を「条例第5条の6の規定に基づき、適正に排水設備等の新設等の工事」に改め、同条第2項第5号中「秋田市下水道条例

第3条に規定する排水設備工事の計画に係る」を「条例第3条第1項および第2項の規定による」に改め、同条を第4条とする。

第6条見出し中「届出」を「変更等の届出」に改め、同条第1項中「指定業者は」を「条例第5条の7の規定により指定業者は」に改め、同条第2項中「指定業者は、」を「条例第5条の9第1項の規定により」に改め、同条第3項中「指定業者は、営業を廃止し、若しくは休止し、又は休止した営業を再開するときは、速やかに」を「条例第5条の7の規定により指定業者は、排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（工事責任技術者の登録の資格）

第6条 工事責任技術者の登録を受ける資格のある者は、社団法人日本下水道協会秋田県支部に登録している排水設備工事責任技術者とする。

第7条を削る。

第8条第1項中「県支部に登録している排水設備工事責任技術者が、市に」を「条例第5条の10の規定により」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 条例第5条の13に規定する秋田市排水設備工事責任技術者登録証（以下「登録証」という。）は、様式第8号による。

第8条中第4号を削り、同条第5号中「登録証の更新を受けようとする者は、」を「条例第5条の12第2項において準用する条例第5条の10の規定により」に改め、同条を同条第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第7条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（工事責任技術者の責務および遵守事項）

第8条 条例第5条の9第2項第3号の規定に基づき、排水設備等の新設等の工事は、条例第3条第1項および第2項の規定による管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。第9条から第12条までを削る。

第8条の次に次の1条を加える。

（告示）

第9条 管理者は、指定業者に関し、次に掲げる措置をした場合には、その都度これを告示するものとする。

- (1) 条例第5条第1項の規定により指定業者を指定したとき。
- (2) 条例第5条の8の規定により指定業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止したとき。
- (3) 条例第5条の7の規定により指定業者の廃止、休止又は再開の届出を受理したとき。

第13条を第10条とする。

様式第1号中「様式第1号（第3条関係）」を「様式第1号（第2条関係）」に、「7 その他」を「7 誓約書」

8 その他管理者が必要と認める書類」に改める。

様式第2号中「様式第2号（第4条関係）」を「様式第2号（第3条関係）」に改める。

様式第3号中「様式第3号（第4条関係）」を「様式第3号（第3条関係）」に改める。

様式第4号中「様式第4号（第6条関係）」を「様式第4号（第5条関係）」に改める。

様式第5号中「様式第5号（第6条関係）」を「様式第5号（第5条関係）」に改める。

様式第6号中「様式第6号（第6条関係）」を「様式第6号（第5条関係）」に改める。

様式第7号中「様式第7号（第8条関係）」を「様式第7号（第7条関係）」に改める。

様式第8号中「様式第8号（第8条関係）」を「様式第8号（第7条関係）」に、注意事項の第4項中「秋田市指定排水設備工事業者に関する規程第11条第1項」を「秋田市下水道条例（以下「条例」という。）第5条の15」に、「同条第2項」を「条例第5条の13第2項」に改める。

様式第9号中「様式第9号（第8条関係）」を「様式第9号（第7条関係）」に改める。

様式第10号中「様式第10号（第8条関係）」を「様式第10号（第7条関係）」に改める。

様式第11号中「様式第11号（第8条関係）」を「様式第11号（第7条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際この規程による改正前の秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規程によりなされたものとみなす。

秋田市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏
秋田市上下水道局管理規程第5号

秋田市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程

秋田市水道料金等徴収事務委託規程（平成6年秋田市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「農業集落排水使用料および秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）第15条の小規模水道水道料金」を「農業集落排水施設使用料、秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）第15条の小規模水道水道料金および秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）第21条第1項の個別排水処理施設使用料」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市下水道条例施行規程および秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏
上下水道局管理規程第6号

秋田市下水道条例施行規程および秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程

（秋田市下水道条例施行規程の一部改正）

第1条 秋田市下水道条例施行規程（平成17年上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

様式第13号中「特殊教育就学奨励費」を「特別支援教育就学奨励費」に改める。

（秋田市地域下水道条例施行規程の一部改正）

第2条 秋田市地域下水道条例施行規程（平成17年上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

様式第13号中「特殊教育就学奨励費」を「特別支援教育就学奨

励費」に改める。

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第 1 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市助役事務分掌規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市助役事務分掌規程等の一部を改正する訓令
(秋田市助役事務分掌規程の一部改正)

第 1 条 秋田市助役事務分掌規程 (平成14年秋田市訓令第 1 号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市副市長事務分掌規程

第 1 条中「助役」を「副市長」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「助役」を「副市長」に改め、
同条各号を次のように改める。

(1) 飯塚副市長 総務部、企画調整部、環境部、地域振興局、
国体局、会計課、市立秋田総合病院および上下水道局なら
びに消防に関する事務ならびに市長以外の執行機関の職員
に補助執行させている事務

(2) 大山副市長 財政部、市民生活部、福祉保健部、商工部、
農林部、建設部、都市整備部および秋田公立美術工芸短期
大学に関する事務

第 3 条中「飯塚助役および大山助役」を「飯塚副市長および
大山副市長」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次
に次の 1 号を加える。

(5) 推進本部に関すること。

第 4 条および第 5 条中「助役」を「副市長」に改める。

(秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部改正)

第 2 条 秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程 (昭和48年
秋田市訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「飯塚助役」を「大山副市長」に、「市民生
活部生活課長」を「市民生活部生活総務課長」に改める。

(秋田市不動産評価審査委員会規程の一部改正)

第 3 条 秋田市不動産評価審査委員会規程 (昭和48年秋田市訓令
第13号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「大山助役」を「大山副市長」に改め、「
収入役室長」を削る。

第 8 条中「収入役室管財課」を「財政部管財課」に改める。

(秋田市能力開発委員会規程の一部改正)

第 4 条 秋田市能力開発委員会規程 (平成 3 年秋田市訓令第 6 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「大山助役」を「飯塚副市長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 2 号

庁 中 一 般

関 係 各 所

庁舎管理規程および秋田市自動車管理規程の一部を改正する訓
令を次のように定める。

平成19年 3 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

庁舎管理規程および秋田市自動車管理規程の一部を改正す
る訓令

(庁舎管理規程の一部改正)

第 1 条 庁舎管理規程 (昭和33年秋田市訓令第 2 号) の一部を次
のように改正する。

第 2 条中「収入役室管財課」を「財政部管財課」に改める。

第 3 条第 1 項中「収入役室管財課長」を「財政部管財課長」
に改める。

(秋田市自動車管理規程の一部改正)

第 2 条 秋田市自動車管理規程 (昭和55年秋田市訓令第 9 号) の
一部を次のように改正する。

第 3 条中「収入役室長」を「財政部長」に改める。

第 6 条中「収入役室管財課長」を「財政部管財課長」に改め
る。

第12条第 2 項中「収入役室長」を「財政部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 3 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市プロジェクトチーム規程を次のように定める。

平成19年 3 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市プロジェクトチーム規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、複数の部局にわたる特定の事務又は市長が
特に命じた行政課題を限られた期間内に処理し、又は解決する
ため、秋田市政組織規則 (昭和56年秋田市規則第18号) 第48
条の規定に基づき設置するプロジェクトチーム (以下「チーム」
という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 チームを設置しようとする場合は、当該チームの設置お
よび運営に関し、あらかじめ次に掲げる事項を定めるものとし
る。

(1) チームの名称

(2) 設置の目的

(3) 所掌事務

(4) チームの編成

(5) 構成員の服務

(6) 設置期間

(7) 庶務を担当する課等

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 チームは、市長が任命する職員をもって構成する。

2 チームに総括者および副総括者を置く。

(職務)

第 4 条 総括者は、チームの事務を掌理し、チームを構成する職
員を指揮監督する。

2 副総括者は、総括者を補佐し、チームの事務を処理する。

（協力体制）

第 5 条 チームの事務に関係する部局の長等は、当該チームの運営に積極的に協力しなければならない。

（報告）

第 6 条 総括者は、必要に応じ、チームの事務の進ちょく状況について、市長に報告するものとする。

2 総括者は、チームの事務が終了したときは、その成果を市長に報告しなければならない。

（解散）

第 7 条 市長は、前条第 2 項の規定による報告を受け、チームの設置の目的が達成されたと認めたとき、又はチームの設置の必要がなくなったと認めたときは、当該チームを解散するものとする。

（委任）

第 8 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 4 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市政審議委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市政審議委員会規程の一部を改正する訓令

秋田市政審議委員会規程（昭和40年秋田市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を削り、同条第 1 号中「施策」を「政策」に改め、同号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 総合計画の策定および変更に関すること。

第 3 条第 2 項中「飯塚助役」を「飯塚副市長」に、「大山助役」を「大山副市長」に改め、「収入役、」を削り、「収入役室長」を「会計管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間における改正後の秋田市政審議委員会規程第 3 条の規定の適用については、同条第 2 項中「会計管理者」とあるのは、「収入役」とする。

秋田市訓令第 5 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「規程」を「訓令」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 2 条中「規程」を「訓令」に改め、同条第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 3 号中「市長」の次に「もしくは会計管理者」を加え、同条第 8 号中「組織規則第47条第 1 項の」を「同項の」に改め、同条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同条第14号中「室長」の次に「（同項の表第 6 号の 2 の室長を除く。）」を加え、「組織規則第47条第 1 項の」を「同項の」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第15号を第14号とし、第16号から第27号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第28号中「規定する診療部長」の次に「および室長（同項の表第 9 号の室長を除く。）」を加え、同号を同条第27号とし、同条中第29号を第28号とし、第30号から第36号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項の表市長の項および助役の項中「助役」を「副市長」に改め、「又は収入役室長」を削り、同表プラザ管理室長の項中「副理事」を「理事又は副理事」に改め、同表収入役室長の項を削り、同表課長の項中「又は副参事」を「副参事又は副所長」に改め、同条第 2 項中「次長」を「理事又は次長」に改め、同条第 3 項中「理事」を「次長」に改め、同条第 4 項中「副理事」を「理事又は副理事」に改める。

第 3 条の 2（見出しを含む。）中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 4 条中「又は収入役室長不在のときは」を「不在のときは、」に改める。

第 8 条第12号および第13号中「、助役および収入役」を「および副市長」に改める。

第 9 条（見出しを含む。）中「助役」を「副市長」に改める。

第10条総務部長専決事項の項に次の 1 号を加える。

(3) 1 件の金額が、300万円以上の工事の検査に関すること。

第10条財政部長専決事項の項中第12号を第15号とし、第 9 号から第11号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 3 号を加える。

(9) 1 件の予定価格が、200万円以上500万円未満の動産および不動産（300万円未満の土地区画整理事業に係る保留地を除く。）の処分に関すること。

(10) 賃貸借料年額換算50万円以上200万円未満の公有財産の貸付けに関すること。

(11) 行政財産の用途の変更および廃止に関すること。

第10条の 2 福祉事務所長専決事項の項第 1 号中「、第 3 項および第 7 項」を「および第 3 項」に、「第38条第 3 項および第 4 項」を「第38条第 1 項」に改め、「第28条」の次に「の規定」を加え、同条保健所長専決事項の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この項において「感染症法」という。）」に、「医療機関」を「結核指定医療機関」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「結核予防法」を「感染症法」に、「指定医療機関」を「結核指定医療機関」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「結核予防法」を「感染症法」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」を「感染症法」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第10条の 4 を削る。

第11条契約課長専決事項の項の次に次のように加える。

管財課長専決事項

(1) 庁舎および電話の使用管理に関すること。

- (2) 自動車（事業用の自動車を除く。）の配車および整備管理に関すること。
- (3) 1 件の予定価格が、200万円未満の動産および不動産の処分にに関すること。
- (4) 賃貸借料年額換算50万円未満の公有財産の貸付けに関すること。
- (5) 市長が別に指定する公共料金の支出命令に関すること。

第11条生活課長専決事項の項中「生活課長専決事項」を「生活総務課長専決事項」に改め、同条自治振興課長専決事項の項第3号ならびに福祉総務課長専決事項の項第1号および第2号中「および使用許可」を削り、同条高齢福祉課長専決事項の項を次のように改める。

介護・高齢福祉課長専決事項

- (1) 要介護認定等に関すること。
- (2) 保険給付の決定に関すること。
- (3) 介護保険料の徴収猶予に関すること。
- (4) 介護保険料の徴収嘱託および受託に関すること。
- (5) 老人デイサービスセンターの管理に関すること。
- (6) 老人いきいの家の管理に関すること。
- (7) 雄和ふれあいプラザの管理に関すること。
- (8) 雄和農林漁家高齢者センターの管理に関すること。
- (9) 河辺高齢者健康づくりセンターの管理に関すること。

第11条介護保険課長専決事項の項を削り、同条健康管理課長専決事項の項第2号中「精神障害者小規模作業所」を「地域活動支援センター」に改め、同条工業労政課長専決事項の項の次に次のように加える。

港湾貿易振興課長専決事項

- (1) 秋田港振興センターの管理に関すること。
- (2) ポートタワーの管理に関すること。

第11条農林総務課長専決事項の項第7号を削り、同項中第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条公園課長専決事項の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 秋田県立自然公園条例（昭和33年秋田県条例第38号）に基づく公園事業の執行の認可等に関すること。

第11条まちづくり整備室長専決事項の項の次に次のように加える。

地域活動センター所長専決事項

- (1) 地域活動センターの使用許可に関すること。

第11条管財課長専決事項の項を削る。

第11条の2中「第2条第20号から第23号まで」を「第2条第19号から第22号まで」に改める。

第12条中「第2条第24号から第32号まで」を「第2条第23号から第31号まで」に改める。

第13条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表第1中「助役」を「副市長」に改め、同表第8号中「部長（相当職を含む。）および収入役室長」を「会計管理者および部長（相当職を含む。）」に改める。

別表第2の1の表中「助役」を「副市長」に改め、同表第9号ア中「部長級および収入役室長」を「会計管理者および部長級」に改め、同表第10号ア中「、助役および収入役」を「および副市長」に改め、同表第19号ア中「老人保健拠出金」の次に「、介護納付金」を加え、別表第2の2の表および別表第2の3の表中「助役」を「副市長」に改め、別表第2の4の表中「助役」を「副市長」に改め、同表第7号ア中「助役、収入役、部長級およ

び収入役室長」を「副市長、会計管理者および部長級」に改め、同表第8号ア中「、助役および収入役」を「および副市長」に改め、同表第17号ア中「老人保健拠出金」の次に「、介護納付金」を加え、別表第2の5の表中「助役」を「副市長」に改め、別表第2の6の表中「助役」を「副市長」に改め、同表第1号および第3号中「収入役室長」を「財政部長」に改め、別表第2の7の表中「助役」を「副市長」に改め、同表第6号中「収入役室長」を「総務部長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者については、改正前の秋田市事務決裁規程第8条第12号および第13号ならびに別表第2の1の表第10号ならびに別表第2の4の表第7号および第8号の規定は、なおその効力を有する。

- 3 改正法附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間における改正後の秋田市事務決裁規程第1条、第2条、第3条の2および第13条の規定の適用については、これらの規定中「会計管理者」とあるのは、「収入役」とする。

秋田市訓令第6号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市市民センター事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市市民センター事務決裁規程の一部を改正する訓令
秋田市市民センター事務決裁規程（平成16年秋田市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第26号を第28号とし、第2号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 地域活動センターの施設の管理に関すること。

第3条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 市民センターの管理に関すること。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市訓令第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公舎使用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公舎使用規程の一部を改正する訓令
秋田市公舎使用規程（昭和34年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「始め」を「初め」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「又は」を「、又は」に、「日割」を「日割り」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項第1号中「助役、収入役」を「副市長」に改め、同項第2号中「これ」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次

の 1 項を加える。

2 市長が公舎を使用する場合の使用料は、応接室および公用の部分として別に定める坪数を控除した坪数について算定するものとする。

第 4 条および第 5 条を次のように改める。

第 4 条および第 5 条 削除

第 7 条中「使用者」の次に「(市長を除く。)」を加え、同条第 4 号中「又は除草」を「、除草」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 使用者(市長に限る。)は、前項第 3 号に掲げる費用を負担しなければならない。この場合において、負担する費用の額については、別に定める。

第 9 条中「その使用を廃止しようとするときは、収入役室長」を「公舎の使用を廃止したときは、財政部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 8 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市文書取扱規程(昭和48年秋田市訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「電磁的方式」を「磁気的方式」に改める。

第 9 条中「文書は」を「文書(以下「特殊文書」という。)は」に改める。

第10条第 1 項第 2 号中「前条各号に該当する」を「特殊文書である」に改める。

第14条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 特殊文書は、文書記号の後に「特」の文字を付するものとする。

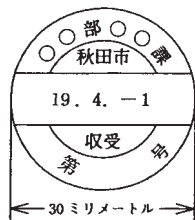
第17条第 1 項中「助役」を「副市長」に改める。

第21条第 1 項ただし書中「助役名」を「副市長名」に改める。

第25条第 1 項第 1 号ア中「、達および」を「および達ならびに」に改め、同号ウ中「訴訟等」を「訴訟その他争訟」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第11条関係)



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にある改正前の様式による収受印は、

当分の間、これを使用することができる。

秋田市訓令第 9 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

公文書に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公文書に関する規程の一部を改正する訓令

公文書に関する規程(昭和48年秋田市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「告示文」を「公示文」に改め、同条第 5 号中「伺」を「伺い」に改める。

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 慣例により縦書きが相当であると認められるもの

別記第 1 の 8 の(2)中「〇〇吏員」を「秋田市職員」に改め、別記第 1 の 9 の(4)中「急施」を「特に緊急」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第10号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月30日

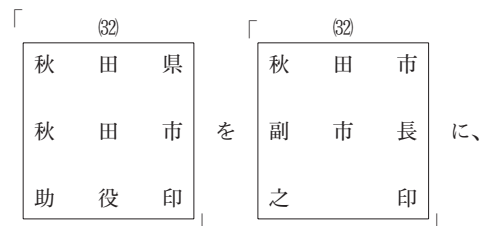
秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程(昭和32年秋田市訓令第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項および第 2 項中「決裁文書」を「決裁済文書」に改める。

別表の表第 9 号中「介護保険課長」を「介護・高齢福祉課長」に改め、同表第13号中「生活課長」を「生活総務課長」に改め、同表第19号中「介護保険課長」を「介護・高齢福祉課長」に改め、同表第27号中「生活課長」を「生活総務課長」に、「介護保険課長」を「介護・高齢福祉課長」に改め、同表第32号中「助役印」を「副市長印」に、「助役名」を「副市長名」に改め、同表第39号中「収入役印」を「会計管理者印」に、「18ミリメートル」を「16ミリメートル」に、「収入役名」を「会計管理者名」に改め、同表第40号中「収入役職務代理者印」を「会計管理者事務代理者印」に、「18ミリメートル」を「16ミリメートル」に、「収入役職務代理者名」を「会計管理者事務代理者名」に改め、別表公印のひな形中



「

(39)	(40)
秋 田 市	秋 田 市 収 入
収 入 役	役 職 務 代 理
之 印	者 之 印

を

「

(39)	(40)
秋 田 市	秋 田 市 会 計
会 計 管 理 者	管 理 者 事 務
之 印	代 理 者 之 印

に改める。

附 則
(施行期日)

1 この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する間は、改正後の秋田市公印規程別表の表第39号および第40号ならびに別表公印のひな形(39)および(40)の規定は適用せず、改正前の秋田市公印規程別表の表第39号および第40号ならびに別表公印のひな形(39)および(40)の規定は、なおその効力を有する。

秋田市訓令第11号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令
秋田市職員服務規程（平成 7 年秋田市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「助役」を「副市長」に改める。

附 則
この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第12号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令
秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。
(級別資格基準表)

第 2 条の 2 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第 3 の級別資格基準表に定めるとおりとする。

第 3 条の前の見出しを「(初任給基準表)」に改め、同条を次の

ように改める。

第 3 条 新たに給料表の適用を受けることとなった職員の号俸は、別表第 4 の初任給基準表により決定するものとする。

第 4 条中「初任給」を「号俸」に改める。

第 6 条に後段として次のように加える。

この場合において、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第 4 号）別表第11の規定の適用については、同表その他の期間の項技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるものの項中「 $\frac{80}{100}$ 以下）」とあるのは、「 $\frac{80}{100}$ 以下」。

ただし、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間については、 $\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下）」とする。

別表第 4 を削り、別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 級別資格基準表（第 2 条の 2 関係）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
技能員、運転士、ボイラー技士、調理師、電話交換手、守衛、工務員、調理員、庁務員、校務員および助手	高校卒	0	6	別に定める	別に定める
	中学卒	0	9	別に定める	別に定める

附 則
(施行期日)

1 この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日に職員であった者に対する改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程第 2 条の 2 に規定する級別資格基準表の適用については、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成19年秋田市規則第14号）附則第 4 項および第 5 項の適用を受ける職員の例による。

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第 1 号

秋 田 市 議 会 事 務 局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成19年 3 月28日

秋田市議会議長 赤 坂 光 一

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令
秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 技能員

第 5 条第 9 項中「その業務に従事する」を「、作業的業務を処

理する」に改め、同項を同条第10項とし、同条第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 技能員は、上司の命を受けて、技能又は経験を要する作業的業務（以下「作業的業務」という。）および上司の指定する事務又は技術に関する特定の業務を処理する。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第 1 号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市立小、中学校管理規則施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月13日

秋田市教育委員会
教育長 高 橋 健 一

秋田市立小、中学校管理規則施行規程の一部を改正する訓令

秋田市立小、中学校管理規則施行規程（昭和32年秋田市教委訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「規則第 2 条第 1 項第 7 号」を「規則第 2 条第 1 項第 8 号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市教委訓令第 2 号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

指定学校変更審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月13日

秋田市教育委員会
教育長 高 橋 健 一

指定学校変更審査会規程の一部を改正する訓令

指定学校変更審査会規程（昭和40年秋田市教委訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条（昭和28年政令第340号）」を「（昭和28年政令第340号）第 8 条」に改める。

第 2 条中「の各号」を削り、同条第 5 号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(11) 児童自立支援施設に入所するもの

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

秋田市教委訓令第 3 号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程を次のように定める。

平成19年 3 月27日

秋田市教育委員会
教育長 高 橋 健 一

秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する単純労務職員のうち、教育委員会に勤務するもの（臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第 2 条 職員の給与については、秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第 1 号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市教委訓令第 4 号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月28日

秋田市教育委員会
教育長 高 橋 健 一

秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会事務決裁規程（平成 3 年秋田市教委訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条学校教育課長専決事項の項中「学校教育課長専決事項」を「教職員室長専決事項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

上 下 水 道 局 訓 令

秋田市上下水道局訓令第 1 号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「、簡易水道事業」を削る。

第 8 条給排水課長専決事項の項に次の 1 号を加える。

(5) 特定施設の届出に関すること。

第 8 条水道建設課長専決事項の項の次に次の 1 項を加える。

下水道建設課長専決事項

(1) 1 件の金額が、5 万円以下の工事補償に関すること。

第 8 条下水道施設課長専決事項の項を削り、同条普及促進室長専決事項の項に次の 1 号を加える。

(3) 下水道事業受益者負担金および分担金の過誤納金の還付および充当に関すること。

別表第1第7号中「および下水道使用料」を「、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料」に改め、同表第8号中「減免」を「減免、還付および充当」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、簡易水道事業」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

消 防 本 部 訓 令

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防救助規程を次のように定める。

平成19年3月30日

秋田市消防長 石 川 勝 直

秋田市消防救助規程

目次

- 第1章 総則（第1条―第8条）
- 第2章 救助活動（第9条―第12条）
- 第3章 救助調査（第13条）
- 第4章 資機材管理（第14条・第15条）
- 第5章 技能管理（第16条―第20条）
- 第6章 教育訓練（第21条―第23条）
- 第7章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号）第36条の2に規定する人命の救助を行うため必要な特別の救助器具を装備した消防隊（以下「救助隊」という。）の設置および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）特別救助隊 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。）第4条第1項に規定する要件を満たすものをいう。
 - （2）高度救助隊 省令第5条に規定する要件を満たすものをいう。
- （救助隊等の配置および編成）

第3条 救助隊を城東消防署に、特別救助隊を土崎消防署および秋田南消防署に配置する。

2 救助隊および特別救助隊に、隊長および副隊長を置く。

3 隊長は、消防司令又は消防司令補の階級にある者をもって充てる。

4 副隊長は、消防司令補又は消防士長の階級にある者をもって充てる。

（高度救助隊の配置および編成）

第4条 高度救助隊を消防本部警防課に配置する。

2 高度救助隊に、隊長および副隊長を置く。

3 隊長は、消防司令の階級にある者をもって充てる。

4 副隊長は、消防司令補の階級にある者をもって充てる。

（救助隊員の選任）

第5条 救助隊又は特別救助隊を編成する救助隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員のうちから所属長が選任する。

- （1）消防大学校における救助科又は消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）に規定する消防学校における救助科（以下「消防学校救助科」という。）を修了した者
- （2）救助活動に関し、前号に掲げる者と同等以上の知識および技術を有する者として消防長が認定した者
- 2 所属長は、編成上必要と認める場合は、前項各号の要件を満たす者のうちから、予備隊員を選任することができる。

（高度救助隊員の任命）

第6条 高度救助隊を編成する救助隊員（以下この条および次条において「高度救助隊員」という。）は、次に掲げる要件を満たす者のうちから消防長が任命する。

- （1）消防大学校における救助科を修了した者
- （2）消防大学校における警防科を修了し、かつ、救助隊員として3年以上の実務経験を有する者
- （3）消防学校救助科を修了し、かつ、救助隊員として3年以上の実務経験を有する者
- （4）救助隊員として認定され、かつ、救助隊員として4年以上の実務経験を有する者
- （5）全国消防救助技術大会において入賞した者で、かつ、救助隊員として2年以上の実務経験を有する者

2 消防長は、前項の規定により任命した高度救助隊員に対し、高度救助隊員標示章（以下「標示章」という。）を交付するものとする。

3 高度救助隊員は、高度救助隊を離隊するときは、消防長に標示章を返還しなければならない。

4 標示章の制式は、別に定める。

5 消防長は、編成上必要と認める場合は、所属長の推薦に基づき、第1項各号の要件を満たす者のうちから、予備隊員を任命することができる。

（救助隊の勤務）

第7条 高度救助隊員の勤務については、消防長が特に必要と認める場合を除き、秋田市消防職員服務規程（昭和60年消防本部訓令第5号）に定める隔日勤務に関する規定を適用する。

2 消防本部警防課長（以下「警防課長」という。）は、毎日、高度救助隊の編成を行い、救助出動の体制を整えておかなければならない。

3 警防課長は、前項に規定する編成を行ったときは、高度救助隊編成表に記録しておくものとする。

4 救助隊および特別救助隊の編成については、秋田市警防規程（昭和60年消防本部訓令第6号。以下「警防規程」という。）第

5 条に定めるところによる。

（救助隊員の責務）

第8条 隊長は、上司の命を受けて所属救助隊員を指揮監督し、救助業務の円滑な遂行に努めなければならない。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が欠けたとき又は隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 救助隊員は、平素から救助活動に必要な知識および技術の修得ならびに体力の向上に努め、いかなる災害にも適切に対応できる臨機の判断力および行動力を養うとともに、消防職員の救助技術の向上に資するため、教育訓練を通じ技術および知識の普及に努めなければならない。

第2章 救助活動

（管理責任）

第9条 所属長は、この訓令の定めるところにより所属救助隊員を指揮監督し、救助活動の円滑な運用に努めなければならない。

（救助統制）

第10条 現場指揮本部長または現場指揮所長は、救助活動を一体的かつ効果的に展開するため、救助指揮隊長を置くことができる。

2 救助指揮隊長は、現場指揮本部長又は現場指揮所長の命を受けて、救助活動を統括するものとする。

3 救助指揮隊長は、高度救助隊の隊長をもって充てる。高度救助隊の隊長が出動していないときは、出動救助隊長のうち、階級が上位の者をもって救助指揮隊長とする。

（活動報告）

第11条 救助隊の活動報告は、救助隊活動報告書により所属長に報告するものとする。

2 所属長は、次の各号に掲げる事故に関する救助活動を行った場合は、前項の救助隊活動報告書により消防長に報告するものとする。

- (1) 要救助者が5人以上の救助事故
- (2) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (3) 活動効果が顕著である救助事故
- (4) 消防職団員の死傷を伴う救助事故
- (5) 前各号に掲げるもののほか消防長が必要と認めるもの

（救助活動の分析および評価）

第12条 所属長は、救助活動に関する事例の分析および評価を行い、事後の救助活動および教育訓練に反映させることにより、救助業務の充実および強化を図るよう努めるものとする。

2 所属長は、必要があると認める場合は、救助活動検討会を開くことができる。

第3章 救助調査

（救助調査および救助計画）

第13条 所属長は、救助活動の適切かつ円滑な実施に資するため、災害発生時に多数の人命にかかわる危険が予測され、又は救助活動の実施が困難と予測される消防対象物、地域等について、警防規程に定める警防計画に基づき、救助活動上の障害等の実態を把握するため調査を実施し、特異なものについては補完計画を作成しなければならない。

2 警防課長は、前項の規定による調査の結果を基に救助事故の想定を行い、調査を実施した消防対象物の所在地を管轄する消防署長と協議の上、必要な救助計画を策定するものとする。

第4章 資機材管理

（救助資機材の管理）

第14条 所属長は、配置されている救助資機材の効果的な活用を

図るとともに、常に点検整備を行い、安全性および機能の適正な維持管理に当たらなければならない。

（資機材の研究開発）

第15条 警防課長は、効果的な救助活動に資するため、資機材の研究開発および整備に努めるとともに、その有効性および活用状況を把握し、適正な配置に努めるものとする。

第5章 技能管理

（技能の管理）

第16条 警防課長は、救助技術の高度化に努め、救助隊員その他の職員の知識および技術の向上を図るよう努めるものとする。

（資格の取得）

第17条 警防課長は、関係法令に基づき、救助隊員に救助活動に必要な資格を取得させるとともに、必要な講習を受講させるよう努めるものとする。

（救助技術の研究開発）

第18条 警防課長は、効果的な救助活動に資するため、先進技術の研究開発に努めるとともに、その有効性を把握しなければならない。

（技能の審査）

第19条 所属長は、必要があると認めるときは、所属救助隊員の技能を審査することができる。

（救助技術の効果確認）

第20条 消防長は、年1回以上、救助技術の効果確認を行い、その内容を検討し、および評価し、事後の救助活動および教育訓練に反映させることにより、救助業務の充実強化を図るよう努めるものとする。

第6章 教育訓練

（教育訓練）

第21条 消防長および消防署長は、救助隊員に対して救助活動を行うために必要な知識および技術を修得させ、および救助隊員の体力の向上を図るため、計画的に教育訓練を実施するものとする。

（実施計画）

第22条 消防長は、前条に規定する教育訓練を実施するに当たり、年間の教育訓練の目標、内容その他教育訓練を円滑に実施するため必要な事項について定めた教育訓練実施計画を作成するものとする。

（教育資料の作成）

第23条 警防課長は、第12条の規定による救助活動に関する分析および評価、第13条の規定による救助調査および救助計画ならびに第15条および第18条の規定による研究開発の成果を基に教養資料を作成し、救助活動および教育訓練に活用するものとする。

第7章 雑則

（委任）

第24条 この訓令の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第34号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規

定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年 3 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：腎臓に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖 6 番地 1	平成19年 3 月 1 日
石田医院	秋田市東通観音前 8 番 5 号	平成19年 3 月 1 日
清和病院	秋田市柳田字石神59番地	平成19年 3 月 1 日

(2) 担当する医療の種類：心臓脈管外科に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町 6 番 17号	平成19年 3 月 1 日

(3) 担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人 山内矯正歯科医院	秋田市中通三丁目 1 番 7 号	平成19年 3 月 1 日

(4) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
旭川スタ薬局	秋田市新藤田字大所38番地25	平成19年 3 月 1 日
やばせ薬局	秋田市寺内堂ノ沢一丁目 7 番25号	平成19年 3 月 1 日
スタ薬局	秋田市外旭川字梶ノ目509番地 3	平成19年 3 月 1 日

2 指定自立支援医療機関（更生医療）

(1) 担当する医療の種類：腎臓に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田南クリニック	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢 3 番地115	平成19年 3 月 1 日

秋田市告示第35号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成19年 3 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 9 5
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 なごみ 秋田市仁井田字西潟敷127－ 2

当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社 湯の里 秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢 199－ 7 取締役 巖 栄 王 秋田県山本郡三種町森岳字西囲104－ 2
指定の年月日	平成19年 2 月28日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第36号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成19年 3 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 1 0 3
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 ときわ野 秋田市港北松野町11－28
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社 一輝 にかほ市象潟町字四丁目塩越217 代表取締役 佐々木 一 夫 にかほ市象潟町字二丁目塩越132
指定の年月日	平成19年 2 月28日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第37号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成19年 3 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 1 1 1
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 さるびあ 秋田市仁井田字中新田88
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	株式会社 ファミリーウェルフェア 能代市落合字下大野70－30 代表取締役 原 和 彦 能代市落合字下大野70－30
指定の年月日	平成19年 2 月28日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第38号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成19年 3 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 1 2 9
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	まめでらハウス 秋田市新屋扇町 7－30

当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社 to be 秋田市新屋扇町 7 - 34 取締役 花 澤 富見子 秋田市大町五丁目 6 - 12 - 401
指定の年月日	平成19年 2 月28日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第39号

市道路線供用開始に関する告示

1 道路の供用開始の区間

整 理 番 号	路 線 名	供 用 開 始 区 間
5 1 0 0 7	仁 井 田 小 中 島 線	秋田市仁井田字小中島70番 1 地先 秋田市仁井田小中島239番 1 地先

2 道路の供用開始の期日

平成19年 3 月 1 日

3 縦覧期間

平成19年 3 月 1 日から

平成19年 3 月15日まで

秋田市告示第40号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6 台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成19年 2 月16日から同年 2 月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成19年 3 月16日から平成19年 9 月16日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり供用開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月 1 日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年 3 月 5 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

杉沢町内会

2 認可年月日

平成 6 年 3 月23日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、河辺町岩見字杉沢、杉沢台、杉沢台下、杉沢前田面、中畑野、茂、仙翁岱、萱森上野の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺岩見字杉沢、同市河辺岩見字杉沢台、同市河辺岩見字杉沢台下、同市河辺岩見字杉沢前田面、同市河辺岩見字中畑野、同市河辺岩見字茂、同市河辺岩見字仙翁岱および同市河辺岩見字萱森上野の区域とする。

事務所

変更前 河辺郡河辺町岩見字杉沢台18番地 3

変更後 秋田市河辺岩見字杉沢台18番地 3

代表者の氏名および住所

変更前 石 塚 正 彦

河辺郡河辺町岩見字杉沢台10番地

変更後 石 塚 正 彦

秋田市河辺岩見字杉沢台10番地

4 変更年月日

平成19年 3 月 5 日

5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第42号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第 1 項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 3 月 6 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

秋田市山王七丁目 3 番22号 山王台マンショ ン502号	荻原 咲子 荻原 麗子
秋田市泉中央四丁目28番 3 号	佐藤サチ子 佐藤 俊行
秋田市泉中央二丁目11番 3 号 第二コーポヤ マト 3 号	高橋 芳夫
秋田市旭南一丁目15番 2 棟 8 号	片屋 慶子
秋田市御所野元町二丁目 2 番 6 号	水野キヨ子
秋田市手形字十七流140番地 1 シャロンハ イム201号	進藤サツ子

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 6 条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
- さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第 5 条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)
- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第 8 条)
- (1) 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第43号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年 3 月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
松 岡 勝 也
秋田市外旭川字大畑81番地 4
- 2 送達する書類

交付要求通知書

秋田市告示第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年 3 月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
豊四季苑町内会
- 2 認可年月日
平成 9 年 5 月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所

変更前 鈴 木 寿

秋田市飯島字西袋226番地30

変更後 高 橋 慶 始

秋田市飯島西袋二丁目21番26号

- 4 変更年月日
平成19年 3 月12日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第45号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成 4 年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成19年 3 月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
367	秋田市外旭川字待合25番 地 1	サークルK 秋田外旭 川店

秋田市告示第46号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年 3 月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
杉沢町内会
- 2 認可年月日
平成 6 年 3 月23日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所

変更前 石 塚 正 彦

秋田市河辺岩見字杉沢台10番地

変更後 石 塚 吉 美

秋田市河辺岩見字杉沢台26番地 1

- 4 変更年月日
平成19年 3 月16日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成19年 3 月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
沖村自治会
- 2 認可年月日
平成14年 5 月29日
- 3 変更があった事項およびその内容
事務所
変更前 秋田市雄和田草川字沖村226番地
変更後 秋田市雄和田草川字沖村245番 3
代表者の氏名および住所
変更前 堀 井 正
秋田市雄和田草川字沖村226番地
変更後 堀 井 進
秋田市雄和田草川字沖村119番地
- 4 変更年月日
平成19年 3 月16日
- 5 変更の理由
事務所の変更および役員改選による

秋田市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成19年 3 月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
川原田町内会
- 2 認可年月日
平成16年 8 月23日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 大 山 峯 雄
秋田市河辺松濶字行人塚22番地
変更後 大 山 長 一
秋田市河辺松濶字川原田37番地 1
- 4 変更年月日
平成19年 3 月16日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定

1 廃止路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
6 0 5 9 1	豊 岩 上 野 2 号 線	秋田市豊岩豊巻字上野49番 2 地先	
		秋田市豊岩豊巻字上野93番 8 地先	

- 2 縦覧期間
平成19年 3 月20日から
平成19年 4 月 3 日まで

により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成19年 3 月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
中の沢自治会
- 2 認可年月日
平成 7 年12月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 打 矢 廣 雄
河辺郡雄和町萱ヶ沢字比丘尼屋敷63番地
変更後 齊 藤 良 春
秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地
- 4 変更年月日
平成19年 3 月16日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第50号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第 1 項の規定に基づき、平成19年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳又は家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により告示する。
平成19年 3 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧期間 平成19年 4 月 1 日から平成19年 5 月31日まで
(ただし、土曜日、日曜日および祝祭日を除く。)
- 2 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課 河辺市民センター 雄和市民センター	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第51号

市道路線廃止に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第 9 条の規定により告示する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。
平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第52号

市道路線認定に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、

市道路線を次のとおり認定するので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧

に供する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 認定路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2 0 9 3 3	手形西谷地45号線	秋田市手形字西谷地132番 1 地先 秋田市手形字西谷地111番 2 地先	
2 0 9 3 4	手形十七流25号線	秋田市手形字十七流34番25地先 秋田市手形字十七流34番19地先	
2 0 9 3 5	手形十七流26号線	秋田市手形字十七流34番10地先 秋田市手形字十七流34番19地先	
2 0 9 3 6	仁井田栄町20号線	秋田市仁井田栄町325番11地先 秋田市仁井田栄町328番 5 地先	
4 1 2 4 3	土崎中央四丁目 9 号 線	秋田市土崎港中央四丁目31番21地先 秋田市土崎港中央四丁目31番43地先	
6 0 8 3 2	新屋新町後14号線	秋田市新屋町字新町後281番10地先 秋田市新屋町字新町後281番12地先	
6 0 8 3 3	豊岩上野 3 号 線	秋田市豊岩豊巻字上野109番 1 地先 秋田市豊岩豊巻字上野93番 8 地先	
8 0 4 5 2	太平山谷皿見内線	秋田市太平山谷字下皿見内115番 1 地先 秋田市太平山谷字地主204番 2 地先	

2 縦覧期間

平成19年 3 月20日から

平成19年 4 月 3 日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月20日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第53号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	手形西谷地45号線	秋田市手形字西谷地132番 1 地先 秋田市手形字西谷地111番 2 地先	110.40	4.00 ～ 6.10
市道	手形十七流25号線	秋田市手形字十七流34番25地先 秋田市手形字十七流34番19地先	67.40	6.00
市道	手形十七流26号線	秋田市手形字十七流34番10地先 秋田市手形字十七流34番19地先	55.20	6.00
市道	仁井田栄町20号線	秋田市仁井田栄町325番11地先 秋田市仁井田栄町328番 5 地先	50.70	4.50
市道	土崎中央四丁目 9 号 線	秋田市土崎港中央四丁目31番21地先 秋田市土崎港中央四丁目31番43地先	204.00	6.00
市道	新屋新町後14号線	秋田市新屋町字新町後281番10地先 秋田市新屋町字新町後281番12地先	53.00	6.00
市道	豊岩上野 3 号 線	秋田市豊岩豊巻字上野109番 1 地先 秋田市豊岩豊巻字上野93番 8 地先	116.60	4.00 ～ 4.20
市道	太平山谷皿見内線	秋田市太平山谷字下皿見内115番 1 地先 秋田市太平山谷字地主204番 2 地先	1,162.00	5.50 ～ 16.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成19年 3 月20日

平成19年 3 月20日から

平成19年 4 月 3 日まで

3 縦覧期間

秋田市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年 3 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 契約の始期
平成19年 4 月 1 日
- 2 費用額の算定方法
別表のとおり
- 3 契約の相手方
氏名 堀 井 照 重
住所 秋田県秋田市土崎港中央一丁目 6 番36号
- 4 費用の支払方法
監査の結果に関する報告書提出後に一括払とする。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。
(別表)

基 本 費 用	3,410,000円
執 務 費 用	執務費用については、次のとおり算定した金額とし、9,270,000円を上限とする。 次の基本執務費用および外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。 (1) 基本執務費用 乙が、監査の結果に関する報告の提出およびそのために行った監査の執務日数に、89,000円を乗じた金額とする。 (2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が、監査の結果に関する報告の提出およびそのために行っ

た監査の事務の補助の執務日数に、55,000円を乗じた金額を合算したものとする。

秋田市告示第55号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年 3 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度介護保険料納入通知書
平成18年度介護保険料督促状

秋田市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき、告示する。

下記の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成19年 3 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

記

字 名	設 定 区 域
秋田市雄和種沢 字種沢	秋田市雄和種沢字下谷畑 1 から28まで、29の1、29の2、30の1、30の2、31の1、31の2、32から47まで、48の1、49の1、50から54まで、55の1、56の1、57の1、58の1、59の1、60の1、61の1、62の1、63の1、64の1、65の1、66の1、67の1、68の1、69の1、70から74まで、75の1、76から85まで、86の1、86の2、87、88の1、88の2、89から134まで、135の1、139の1、139の3、140から176まで、177の1、177の2、178の1、179の1、180の1、181の1、182の1、183の1、184の1、185の1、185の2、186から204まで、205の1、206の1、207の1、208の1、209の1、209の3、213から215まで、216の1、217の1、218の1、222の1、223の1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	秋田市雄和種沢字上谷畑 1、2の1、3の1、4の1、4の2、5から15まで、16の1、17の1、18の1、19から24まで、25の1から25の3まで、26の1、27から32まで、32の1、33、33の1、34、34の1、35から73まで、74の1、75の1、76の1、77の1、78の1、79の1、80の1、81の1から81の3まで、82の1、82の2、83の1、84から123まで、124の1、124の2、125から130まで、131の1、131の2、132から137まで、138の1、139、140、141の1、141の2、142から156まで、157の1、157の3、158から165まで、166の1、167の1、167の2、167の4、168の1、168の2、168の4、169、170の1、170の3、170の4、171の1、171の2、172、173およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	秋田市雄和種沢字山田 1 から12まで、13の1、13の2、14から20まで、21の1、22の1、23から43まで、44の1、44の2、45、46の1、48の1、49から69まで、70の1、71の2、71の5、72の1、73、74、75の1、75の4、76の1、77の1、78の1、78の2、79、80の1、80の2、81から84まで、85の1、85の2、86、87、88の1から88の3まで、89、90の1から90の3まで、91の1、91の2、92の1、92の2、93の1、93の2、94の1、95の1、96の1、97の1から97の3まで、98、99、100の1、101の1、101の2、102から105まで、106の1、123の3、

	124の 1、125の 1、126から132まで、133の 1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部ならびに雄和種沢字大沢23の 1 に隣接する道路、水路である公有地の全部
秋田市雄和種沢字荒巻	1 から52まで、53の 1、53の 2、54から60まで、 61の 1、61の 2、62から167まで、168の 1、169の 1、169の 3、170の 1、171の 1、172の 1、173の 1、174の 1、175の 1、176から179まで、180の 1、181から217まで、218の 1、218の 2、219、220、221の 1 から221の 3 まで、222、223の 1、224から226まで、227の 1、228の 1、229の 1、229の 2、230、231の 1、232の 1、233から235まで、236の 1、237の 1、238から242まで、243の 1、244の 1、245、246、247の 1、248の 1、249から252まで、253の 1、253の 3 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
秋田市雄和種沢字記念田	1 の 3、2 の 1、3、4 の 1、4 の 2、5、6 の 1、6 の 2、7 から55まで、56の 1、56の 2、57の 1、57の 2、58、59の 1、59の 2、60から111まで、112の 1、112の 2、113の 1、113の 2、114から168までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
秋田市雄和種沢字前田	6 の 4、6 の 6、12から16まで、17の 1、17の 2、18から22まで、23の 1、24の 1、25の 1、26の 1、27の 1、28から31まで、31の 2、32の 1、32の 2、33の 2、34から44まで、50の 1、51の 1、52の 1、53から56まで、57の 1、59の 2、60から66まで、67の 1、68から105まで、106の 1、107から109まで、110の 1、111の 1、112の 1、112の 2、113から119まで、120の 1、121の 1、122の 1、123の 1、124の 1、125の 1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
秋田市雄和種沢字潜龍寺前	4 の 5、5 の 4、6 の 3、7、8、9 の 1、10の 1、10の 2、12の 1、13の 1、14の 2、19の 2、20の 1、21の 1、22の 1、23から39まで、40の 1、43の 2、44の 2、45から62まで、63の 1、64の 2、65の 1、66の 2、66の 4、67の 1、68、69の 1、69の 2、70から77まで、78の 1、79の 1、80の 1、82の 2、83の 1、84の 1、85から88まで、89の 1、90の 2、91の 1、92の 1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
秋田市雄和種沢字堤ヶ沢	28の 1、29の 1、29の 2、30から37まで、39から50まで、53、54およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
秋田市雄和種沢字野中	35の 4、57の 1、58から68まで、69の 1、73、74、77、78、78の 1、79から85までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
秋田市雄和種沢字大沢	23の 1 およびこの区域に隣接する水路である公有地の全部
秋田市雄和種沢字太子前	173の 2、177の 2、188の 2
秋田市雄和種沢字沼田	117の 1

秋田市告示第57号

平成19年 3 月 8 日の「平成19年 2 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成19年 3 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成18年度秋田市一般会計補正予算（第 4 号）

平成18年度秋田市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ812,012千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,000,833千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 5 条 市債の補正は、「第 5 表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		42,679,431	778,023	千円 43,457,454
	1 市民税	17,908,930	458,467	18,367,397
	2 固定資産税	20,858,854	271,268	21,130,122
	3 軽自動車税	403,754	8,614	412,368
	4 市たばこ税	2,185,738	5,602	2,191,340
	5 鉱産税	7,122	1,023	8,145
	7 入湯税	20,416	11,179	31,595
	8 事業所税	1,294,615	21,870	1,316,485
2 地方譲与税		3,481,904	△ 24,805	3,457,099
	3 地方道路譲与税	320,629	△ 24,805	295,824
3 利子割交付金		119,079	7,530	126,609
	1 利子割交付金	119,079	7,530	126,609
4 配当割交付金		35,287	32,144	67,431
	1 配当割交付金	35,287	32,144	67,431
5 株式等譲渡所得割交付金		18,407	37,390	55,797
	1 株式等譲渡所得割交付金	18,407	37,390	55,797
6 地方消費税交付金		3,200,389	52,614	3,253,003
	1 地方消費税交付金	3,200,389	52,614	3,253,003
7 ゴルフ場利用税交付金		82,499	2,418	84,917
	1 ゴルフ場利用税交付金	82,499	2,418	84,917
8 自動車取得税交付金		352,443	△ 12,031	340,412
	1 自動車取得税交付金	352,443	△ 12,031	340,412
9 国有提供施設等所在市助成交付金		10,461	△ 1,011	9,450
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	10,461	△ 1,011	9,450
10 地方特例交付金		1,075,000	80,894	1,155,894

	1 地方特例交付金	1,075,000	80,894	1,155,894
11 地方交付税		23,038,000	△ 1,577,790	21,460,210
	1 地方交付税	23,038,000	△ 1,577,790	21,460,210
13 分担金及び負担金		1,082,412	△ 7,436	1,074,976
	2 負担金	1,081,076	△ 7,436	1,073,640
14 使用料及び手数料		2,232,034	△ 20,644	2,211,390
	1 使用料	1,368,711	△ 560	1,368,151
	2 手数料	863,323	△ 20,084	843,239
15 国庫支出金		12,622,633	△ 385,860	12,236,773
	1 国庫負担金	9,743,300	△ 359,026	9,384,274
	2 国庫補助金	2,778,307	△ 26,834	2,751,473
16 県支出金		4,064,378	274,970	4,339,348
	1 県負担金	1,593,893	259,064	1,852,957
	2 県補助金	2,027,549	6,527	2,034,076
	3 委託金	442,936	9,379	452,315
17 財産収入		452,787	△ 496	452,291
	1 財産運用収入	232,964	22,463	255,427
	2 財産売却収入	219,823	△ 22,959	196,864
18 寄附金		1	15,204	15,205
	1 寄附金	1	15,204	15,205
19 繰入金		2,384,385	220,118	2,604,503
	1 特別会計繰入金	70,047	11,029	81,076
	2 基金繰入金	2,314,338	209,089	2,523,427
21 諸収入		6,174,825	△ 76,944	6,097,881
	3 貸付金元利収入	5,130,682	△ 127,362	5,003,320
	4 受託事業収入	140,992	13,618	154,610
	5 雑入	883,646	36,800	920,446

22 市 債		10,229,400	△ 206,300	10,023,100
	1 市債	10,229,400	△ 206,300	10,023,100
歳 入 合 計		114,812,845	△ 812,012	114,000,833

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		13,614,207	822,734	千円 14,436,941
	1 総務管理費	11,875,806	817,738	12,693,544
	2 徴税費	1,092,020	16,671	1,108,691
	4 選挙費	162,817	△ 11,675	151,142
3 民 生 費		31,543,841	△ 494,339	31,049,502
	1 社会福祉費	14,032,041	△ 86,450	13,945,591
	2 児童福祉費	8,894,152	△ 168,734	8,725,418
	3 生活保護費	8,539,128	△ 240,859	8,298,269
	4 国民年金費	47,356	1,704	49,060
4 衛 生 費		8,769,670	41,819	8,811,489
	1 環境衛生費	348,332	610	348,942
	2 保健所費	2,041,903	△ 31,273	2,010,630
	3 清掃費	4,519,525	△ 134,164	4,385,361
	4 病院費	1,337,452	206,646	1,544,098
6 農林水産業費		2,189,980	△ 109,380	2,080,600
	1 農業費	1,755,768	△ 94,138	1,661,630
	2 林業費	434,212	△ 15,242	418,970
7 商 工 費		6,121,671	△ 143,292	5,978,379
	1 商工費	6,121,671	△ 143,292	5,978,379
8 土 木 費		20,437,387	△ 980,495	19,456,892
	1 土木管理費	435,719	9,922	445,641
	2 道路橋りょう費	5,077,236	△ 20,702	5,056,534

	3 河川費	223,216	△ 21,550	201,666
	4 港湾費	1,337,266	186	1,337,452
	5 都市計画費	7,108,705	△ 948,351	6,160,354
	7 住宅費	515,395	0	515,395
9 消 防 費		3,318,170	△ 27,331	3,290,839
	1 消防費	3,318,170	△ 27,331	3,290,839
10 教 育 費		11,519,950	198,504	11,718,454
	1 教育総務費	1,797,939	28,212	1,826,151
	2 小学校費	3,208,208	215,719	3,423,927
	3 中学校費	1,787,014	17,735	1,804,749
	5 社会教育費	2,356,346	261	2,356,607
	6 保健体育費	679,227	△ 48,844	630,383
	8 短期大学費	720,211	△ 14,579	705,632
11 災害復旧費		17,017	0	17,017
	2 公共土木施設災害復旧費	10,395	0	10,395
12 公 債 費		15,963,953	△ 106,723	15,857,230
	1 公債費	15,963,953	△ 106,723	15,857,230
13 諸 支 出 金		68,240	△ 13,509	54,731
	1 公営企業費	68,239	△ 13,509	54,730
歳 出 合 計		114,812,845	△ 812,012	114,000,833

第 2 表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
10 教育費	2 中学校費	秋田東中学校大規模改造事業	339,080	平成18年度	132,391	325,210	平成18年度	128,360
				平成19年度	206,689		平成19年度	196,850

第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	西部地域市民サービスセンター（仮称）整備事業	39,000
3 民 生 費	1 社会福祉費	介護保険事業会計繰出金	7,381

4 衛 生 費	3 清掃費	浄化槽設置整備事業	363
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	4,910
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	防雪柵等整備事業	12,684
		歩道消融雪設備整備事業（雪みち計画）	67,000
		山王六丁目 6 号線外28路線側溝改良事業	205,298
		飯島金足線幹線道路整備事業	90,000
		南部中央線幹線道路整備事業	165,700
		電線共同溝整備事業	95,550
		交差点改良事業	11,324
		橋りょう整備事業	71,000
		蓮沼手形山線外 4 路線交通安全施設等整備事業	41,510
		人にやさしい歩道づくり事業	53,000
	3 河川費	仁井田新田一丁目外 1 箇所生活排水路等環境整備事業	17,400
		河川改修事業	34,490
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	153,150
		中心市街地開発推進経費	6,000
		土地区画整理会計繰出金	206,330
		外旭川新川線道路改良事業	368,200
		明田外旭川線道路改良事業	122,000
		土崎駅前線道路改良事業	350,319
		太平山リゾート公園整備事業	49,000
		北野田公園（仮称）整備事業	86,700
10 教 育 費	2 小学校費	浜田小学校増改築等事業	240,677
		小学校耐震補強等事業	78,155
	3 中学校費	中学校耐震補強等事業	26,851
		秋田北中学校施設等改修経費	13,173

第4表 債務負担行為補正
(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
歴 史 資 料 編 集 用 機 器 借 上 経 費	平成18年度～平成23年度	3,145
県 議 会 議 員 一 般 選 挙 関 連 委 託 経 費 等	平成18年度～平成19年度	3,296
市 議 会 議 員 一 般 選 挙 関 連 委 託 経 費 等	平成18年度～平成19年度	7,209
国 民 年 金 シ ス テ ム 改 修 業 務 委 託 経 費	平成18年度～平成19年度	3,780
障 害 者 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成18年度～平成19年度	40,933
老 人 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成18年度～平成19年度	13,197
児 童 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成18年度～平成19年度	63,987
保 健 予 防 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成18年度～平成19年度	195,793
健 康 管 理 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成18年度～平成19年度	180,309
小 学 校 ス ク ー ル バ ス 購 入 経 費	平成18年度～平成19年度	3,381
秋田商業高等学校情報教育機器借上経費 (平成18年度設定)	平成18年度～平成20年度	6,954
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成18年度設定地籍調査室分)	平成18年度～平成19年度	208

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成18年度設定市民税課分)	5,699	179	5,878
同上 (平成18年度設定福祉総務課分)	185,606	1,300	186,906
同上 (平成18年度設定港湾貿易振興課分)	153	87,621	87,774
同上 (平成18年度設定建設総務課分)	56,766	362	57,128
同上 (平成18年度設定中央図書館明德館分)	16,851	1,014	17,865

第5表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	923,700	37,600	961,300			
社 会 福 祉 費	38,600	38,700	77,300			
農 業 費	253,000	△ 27,700	225,300			
道 路 橋 り ょ う 費	2,222,900	18,100	2,241,000			

街 路 事 業 費	1,507,200	△ 368,700	1,138,500			
公 園 整 備 費	147,200	39,900	187,100			
住 宅 費	77,300	△ 24,300	53,000			
消 防 費	40,600	△ 8,700	31,900			
小 学 校 費	414,700	93,600	508,300			
中 学 校 費	177,700	△ 24,100	153,600			
社 会 教 育 費	31,000	15,600	46,600			
臨 時 財 政 対 策 費	3,025,700	△ 65,500	2,960,200			
災 害 対 策 費	—	7,600	7,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 しの利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
保 健 体 育 費	—	60,100	60,100			
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	—	1,500	1,500			
計	10,229,400	△ 206,300	10,023,100			

平成18年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）
平成18年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規
定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、
「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	240,311
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	152,000

平成18年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）
平成18年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定
めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,478千円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,695千円

とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算
補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の補正は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		2,726	350	千円 3,076
	1 財産運用収入	2,721	75	2,796

	2 財産売却収入	3	275	278
2 繰入金		145,787	△ 16,416	129,371
	1 繰入金	145,787	△ 16,416	129,371
3 繰越金		1	5,923	5,924
	1 繰越金	1	5,923	5,924
4 諸収入		1,059	△ 96	963
	1 雑入	1,059	△ 96	963
5 市債		32,600	△ 14,600	18,000
	1 市債	32,600	△ 14,600	18,000
6 県支出金		0	5,361	5,361
	1 県補助金	0	5,361	5,361
歳 入 合 計		182,173	△ 19,478	162,695

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		45,746	△ 8,781	千円 36,965
	1 総務管理費	45,746	△ 8,781	36,965
2 事業費		43,672	△ 10,993	32,679
	1 造林事業費	43,672	△ 10,993	32,679
3 公債費		91,337	0	91,337
	1 公債費	91,337	0	91,337
4 諸支出金		918	296	1,214
	1 分収交付金	918	296	1,214
歳 出 合 計		182,173	△ 19,478	162,695

第2表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
造 林 事 業 費	32,600	△ 14,600	18,000			
計	32,600	△ 14,600	18,000			

平成18年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）
 平成18年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第2表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 （ 平 成 18 年 度 設 定 ）	平成18年度～平成19年度	1,292

平成18年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第3号）
 平成18年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ661,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,020千円を

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		302,640	△ 25,832	千円 276,808
	1 使用料	302,630	△ 25,832	276,798
2 繰 入 金		175,070	△ 2,660	172,410
	1 繰入金	175,070	△ 2,660	172,410
3 繰 越 金		1	18,011	18,012
	1 繰越金	1	18,011	18,012
4 諸 収 入		194,726	△ 539	194,187
	2 雑入	110,401	△ 539	109,862
歳 入 合 計		672,437	△ 11,020	661,417

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		464,868	△ 7,962	千円 456,906
	1 総務管理費	464,868	△ 7,962	456,906
2 事 業 費		16,000	△ 3,058	12,942
	1 中央卸売市場施設整備費	16,000	△ 3,058	12,942
歳 出 合 計		672,437	△ 11,020	661,417

平成18年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第2号）
平成18年度秋田市の農業集落排水会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ273,055千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ917,073千

円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の補正は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		32,926	△ 241	千円 32,685
	1 分担金	32,926	△ 241	32,685
3 県支出金		333,550	△ 135,340	198,210
	1 県補助金	333,550	△ 135,340	198,210
5 繰入金		345,119	△ 62,086	283,033
	1 一般会計繰入金	338,009	△ 61,204	276,805
	2 基金繰入金	7,110	△ 882	6,228
6 繰越金		1	48,512	48,513
	1 繰越金	1	48,512	48,513
7 諸収入		2,004	△ 2,000	4
	1 雑入	2,004	△ 2,000	4
8 市債		324,400	△ 121,900	202,500
	1 市債	324,400	△ 121,900	202,500
歳 入	合 計	1,190,128	△ 273,055	917,073

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		191,433	1,512	千円 192,945
	1 総務管理費	191,433	1,512	192,945
2 事業費		653,938	△ 274,476	379,462
	1 農業集落排水事業費	630,400	△ 273,472	356,928
	2 個別排水処理事業費	23,538	△ 1,004	22,534
3 公債費		344,257	△ 91	344,166

	1 公債費	344,257	△ 91	344,166
歳 出	合 計	1,190,128	△ 273,055	917,073

第2表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
農 業 集 落 排 水 事 業 費	307,100	△ 121,900	185,200			
計	324,400	△ 121,900	202,500			

平成18年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）
平成18年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,851千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ378,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		1	3,851	千円 3,852
	1 繰越金	1	3,851	3,852
歳 入	合 計	374,866	3,851	378,717

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		303,271	3,851	千円 307,122
	1 総務管理費	303,271	3,851	307,122
歳 出	合 計	374,866	3,851	378,717

平成18年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）
平成18年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第2号）は、次
に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,029千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,335千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 発電収入		149,648	7,985	千円 157,633
	1 発電収入	149,648	7,985	157,633

2 繰越金		2,658	3,044	5,702
	1 繰越金	2,658	3,044	5,702
歳 入 合 計		152,306	11,029	163,335

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰出金		70,047	11,029	千円 81,076
	1 一般会計繰出金	70,047	11,029	81,076
歳 出 合 計		152,306	11,029	163,335

平成18年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
平成18年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ
232,187千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
28,471,565千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳
入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定によ
り債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度
額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		9,031,499	167,581	千円 9,199,080
	1 国民健康保険税	9,031,499	167,581	9,199,080
3 国庫支出金		7,420,165	402,287	7,822,452
	1 国庫負担金	5,459,910	332,591	5,792,501
	2 国庫補助金	1,960,255	69,696	2,029,951
4 療養給付費交付金		6,541,646	△ 743,788	5,797,858
	1 療養給付費交付金	6,541,646	△ 743,788	5,797,858
5 県支出金		1,266,460	80,778	1,347,238
	1 県負担金	71,374	49,438	120,812
	2 県補助金	1,195,086	31,340	1,226,426
6 共同事業交付金		2,394,416	△ 447,333	1,947,083
	1 共同事業交付金	2,394,416	△ 447,333	1,947,083
7 繰入金		2,045,883	143,402	2,189,285

	1 一般会計繰入金	2,045,883	143,402	2,189,285
8 繰越金		1	164,886	164,887
	1 繰越金	1	164,886	164,887
歳 入 合 計		28,703,752	△ 232,187	28,471,565

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		195,382	△ 6,091	千円 189,291
	1 総務管理費	87,438	△ 1,972	85,466
	2 徴税費	99,522	△ 3,873	95,649
	3 運営協議会費	341	△ 160	181
	4 収納率向上特別対策事業費	8,081	△ 86	7,995
2 保険給付費		19,142,117	△ 418,462	18,723,655
	1 療養諸費	17,316,611	△ 342,116	16,974,495
	2 高額療養費	1,638,504	△ 75,896	1,562,608
	4 出産育児諸費	86,450	△ 9,750	76,700
	5 葬祭諸費	100,550	9,300	109,850
3 老人保健拠出金		5,245,210	448,872	5,694,082
	1 老人保健拠出金	5,245,210	448,872	5,694,082
4 介護納付金		1,522,263	△ 42,703	1,479,560
	1 介護納付金	1,522,263	△ 42,703	1,479,560
5 共同事業拠出金		2,249,797	△ 459,894	1,789,903
	1 共同事業拠出金	2,249,797	△ 459,894	1,789,903
8 諸支出金		13,885	246,091	259,976
	1 償還金及び還付加算金	13,884	246,091	259,975
歳 出 合 計		28,703,752	△ 232,187	28,471,565

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 18 年 度 設 定)	平成18年度～平成19年度	83,508

平成18年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第2号）
平成18年度秋田市の老人保健医療事業会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,528,891千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,509,271
千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算
補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定によ
り債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度
額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金		16,263,071	717,250	千円 16,980,321
	1 支払基金交付金	16,263,071	717,250	16,980,321
2 国庫支出金		9,072,612	406,266	9,478,878
	1 国庫負担金	9,062,893	403,758	9,466,651
	2 国庫補助金	9,719	2,508	12,227
3 県支出金		2,265,722	97,217	2,362,939
	1 県負担金	2,265,722	97,217	2,362,939
4 繰入金		2,378,971	166,673	2,545,644
	1 繰入金	2,378,971	166,673	2,545,644
5 繰越金		1	135,237	135,238
	1 繰越金	1	135,237	135,238
6 諸収入		3	6,248	6,251
	1 雑入	3	6,248	6,251
歳 入	合 計	29,980,380	1,528,891	31,509,271

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		71,997	△ 3,139	千円 68,858
	1 総務管理費	71,997	△ 3,139	68,858

2 医 療 諸 費		29,858,381	1,511,411	31,369,792
	1 医療諸費	29,858,381	1,511,411	31,369,792
3 諸 支 出 金		2	20,619	20,621
	1 償還金及び還付加算金	2	20,619	20,621
歳 出 合 計		29,980,380	1,528,891	31,509,271

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 18 年 度 設 定)	平成18年度～平成19年度	18,060

平成18年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第4号）
平成18年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第4号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
146,626千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
17,097,674千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規
定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、
「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」
による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		4,103,738	1,859	千円 4,105,597
	2 国庫補助金	810,832	1,859	812,691
6 財 産 収 入		47	2,151	2,198
	1 基金運用収入	47	2,151	2,198
7 繰 入 金		2,365,070	7,381	2,372,451
	1 一般会計繰入金	2,365,070	7,381	2,372,451
8 繰 越 金		100,737	135,189	235,926
	1 繰越金	100,737	135,189	235,926
9 諸 収 入		3	46	49
	1 延滞金、加算金及び過 料	1	46	47
歳 入 合 計		16,951,048	146,626	17,097,674

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		284,914	9,240	千円 294,154
	1 総務管理費	284,914	9,240	294,154
5 基金積立金		1	137,386	137,387
	1 基金積立金	1	137,386	137,387
7 諸支出金		100,743	0	100,743
	1 償還金及び還付加算金	100,743	0	100,743
歳 出	合 計	16,951,048	146,626	17,097,674

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 総 務 費	1 総務管理費	介護保険事務処理システム等運用経費	9,240

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成18年度設定福祉総務課分)	平成18年度～平成19年度	32,500
同 上 (平成18年度設定保健総務課分)	平成18年度～平成19年度	278

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
介護保険関連サービス委託経費等	4,722	214,880	219,602

平成18年度秋田市病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成18年度秋田市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成18年度秋田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
(2) 年間患者数			
入 院	148,190人	△4,015人	144,175人
外 来	325,360人	△21,315人	304,045人
(3) 一日平均患者数			
入 院	406人	△11人	395人
外 来	1,328人	△87人	1,241人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	9,042,180	249,718	9,291,898
	千円	千円	千円
第1項 医業収益	8,093,920	51,528	8,145,448
	千円	千円	千円
第2項 医業外収益	948,259	197,191	1,145,450
	千円	千円	千円
第3項 特別利益	1	999	1,000
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 病院事業費用	9,164,296	170,546	9,334,842

	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第1項 医 業 費 用	8,765,076	161,607	8,926,683	平成18年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）			
	千円	千円	千円	（総則）			
第2項 医 業 外 費 用	370,120	4,939	375,059	第1条 平成18年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、			
	千円	千円	千円	次に定めるところによる。			
第3項 特 別 損 失	27,100	4,000	31,100	（業務の予定量）			
	千円	千円	千円	第2条 平成18年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」とい			
（資本的収入及び支出）				う。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。			
第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に					（既決	（補正	（計）
対し不足する額「349,552千円」を「367,885千円」に、当年度					予定量）	予定量）	
分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「932千円」を「984				(1) 給 水 戸 数			
千円」に、過年度分損益勘定留保資金「348,620千円」を				（上 水 道）	140,702戸	△1,676戸	139,026戸
「366,901千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額				（簡易水道）	4,066戸	1戸	4,067戸
を次のとおり補正する。				（ 計 ）	144,768戸	△1,675戸	143,093戸
（科 目）	（既決	（補正	（計）	(2) 年間総配水量			
	予定額）	予定額）		（上 水 道）	40,483,513	△595,902	39,887,611
収 入					m ³	m ³	m ³
第1款 資 本 的 収 入	850,210	△22,073	828,137	（簡易水道）	1,355,253	△58,681	1,296,572
	千円	千円	千円		m ³	m ³	m ³
第1項 企 業 債	575,900	△22,500	553,400	（ 計 ）	41,838,766	△654,583	41,184,183
	千円	千円	千円		m ³	m ³	m ³
第3項 固定資産売却代金	—	427	427	(3) 一日平均配水量			
	千円	千円	千円	（上 水 道）	110,913	△1,632	109,281
支 出					m ³	m ³	m ³
第1款 資 本 的 支 出	1,199,762	△3,740	1,196,022	（簡易水道）	3,713	△161	3,552
	千円	千円	千円		m ³	m ³	m ³
第1項 建設改良費	611,157	△3,740	607,417	（ 計 ）	114,626	△1,793	112,833
	千円	千円	千円		m ³	m ³	m ³
（債務負担行為）				(4) 主要な建設改良事業			
第5条 予算第5条に定めた事項のうち施設設備管理費及び機器				(イ) 配水管整備工事			
使用料等の限度額を次のとおり変更する。				配 水 管 布 設	11,731	△836	10,895
	（既決	（補正	（計）		m	m	m
限 度 額	455,652	506,925	962,577	配 水 管 布 設 替	14,056	△115	13,941
	千円	千円	千円		m	m	m
（企業債）				(ロ) 新都市水道整備工事			
第6条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。				配 水 管 布 設	1,189	287	1,476
	（既決	（補正	（計）		m	m	m
限 度 額	575,900	△22,500	553,400	(ハ) 施設改良工事			
	千円	千円	千円	配 水 管 布 設	360	△31	329
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）					m	m	m
第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。				(ニ) 岩見三内地区統合簡易水道工事			
	（既決	（補正	（計）	配 水 管 布 設	4,065	167	4,232
(1) 職 員 給 与 費	4,610,479	62,564	4,673,043		m	m	m
	千円	千円	千円	(ホ) 河辺南部地区簡易水道基幹改良工事			
（他会計からの補助金）				配 水 管 布 設 替	1,544	1,067	2,611
第8条 予算第9条中「166,784千円」を「157,461千円」に改め					m	m	m
る。				（収益的収入及び支出）			
（たな卸資産購入限度額）				第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の			
第9条 予算第10条に定めた限度額を次のとおり補正する。				とおり補正する。			
	（既決	（補正	（計）	（科 目）	（既決	（補正	（計）
	予定額）	予定額）		収 入			
限 度 額	1,520,000	60,000	1,580,000	第1款 上水道事業収益	7,567,000	△105,934	7,461,066
	千円	千円	千円		千円	千円	千円

第1項 営業収益	7,466,891	△102,484	7,364,407	収入合計	1,898,420	106,981	2,005,401
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第2項 営業外収益	100,099	△8,577	91,522	支 出			
	千円	千円	千円	第1款 上水道資本的支出	4,033,632	△205,450	3,828,182
第3項 特別利益	10	5,127	5,137		千円	千円	千円
	千円	千円	千円	第1項 建設改良費	1,946,714	△205,450	1,741,264
第2款 簡易水道事業収益	337,324	△11,646	325,678		千円	千円	千円
	千円	千円	千円	第2款 簡易水道資本的支出	491,860	△2,009	489,851
第1項 営業収益	258,199	△11,646	246,553		千円	千円	千円
	千円	千円	千円	第1項 建設改良費	310,076	△2,009	308,067
収入合計	7,904,324	△117,580	7,786,744		千円	千円	千円
	千円	千円	千円	支出合計	4,525,492	△207,459	4,318,033
支 出					千円	千円	千円
第1款 上水道事業費用	7,244,437	△215,461	7,028,976	(企業債)			
	千円	千円	千円	第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。			
第1項 営業費用	5,956,206	△205,640	5,750,566		(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
	千円	千円	千円				
第2項 営業外費用	1,237,861	△9,821	1,228,040	限 度 額	1,111,300	16,700	1,128,000
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第2款 簡易水道事業費用	420,471	△1,194	419,277	(利益剰余金の処分)			
	千円	千円	千円	第6条 予算第10条中当年度未処分利益剰余金「167,058千円」			
第1項 営業費用	301,299	△219	301,080	を「54,904千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。			
	千円	千円	千円		(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
第2項 営業外費用	118,292	△975	117,317				
	千円	千円	千円	(1) 減 債 積 立 金	167,058	△112,154	54,904
支出合計	7,664,908	△216,655	7,448,253		千円	千円	千円
	千円	千円	千円				
(資本的収入及び支出)				平成18年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)			
第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に				(総則)			
対し不足する額「2,627,072千円」を「2,312,632千円」に、当				第1条 平成18年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第2号)			
年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「67,825千円」				は、次に定めるところによる。			
を「106,782千円」に、減債積立金「131,132千円」を「379,139				(業務の予定量)			
千円」に、過年度分損益勘定留保資金「890,844千円」を				第2条 平成18年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」と			
「981,850千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,537,271千円」				いう。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。			
を「844,861千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予					(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
定額を次のとおり補正する。				(1) 排 水 戸 数	101,600	△1,965	99,635
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)		戸	戸	戸
収 入				(2) 年間総処理水量	41,730,527	△1,605,226	40,125,301
第1款 上水道資本的収入	1,511,810	89,235	1,601,045		m ³	m ³	m ³
	千円	千円	千円	(3) 一日平均処理水量	114,330	△4,398	109,932
第3項 補助金	132,042	△8,417	123,625		m ³	m ³	m ³
	千円	千円	千円	(4) 主要な建設改良事業			
第4項 固定資産売却代金	10	22	32	(イ) 管 渠 建 設			
	千円	千円	千円	管 渠 布 設	22,649	△1,385	21,264
第5項 負担金及び寄附金	340,798	97,630	438,428		m	m	m
	千円	千円	千円	管 渠 布 設 替	2,134	54	2,188
第2款 簡易水道資本的収入	386,610	17,746	404,356		m	m	m
	千円	千円	千円	(収益的収入及び支出)			
第1項 企業債	179,000	16,700	195,700	第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の			
	千円	千円	千円	とおり補正する。			
第3項 補助金	109,793	△2,278	107,515	(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
	千円	千円	千円				
第4項 負担金及び寄附金	6,749	3,324	10,073	収 入			
	千円	千円	千円	第1款 下水道事業収益	10,001,572	47,584	10,049,156

	千円	千円	千円
第1項 営業収益	7,643,218	△44,795	7,598,423
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	2,358,352	28,601	2,386,953
	千円	千円	千円
第3項 特別利益	2	63,778	63,780
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	9,843,644	△108,455	9,735,189
	千円	千円	千円
第1項 営業費用	6,589,196	△56,338	6,532,858
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	3,216,597	△63,001	3,153,596
	千円	千円	千円
第3項 特別損失	35,301	10,884	46,185
	千円	千円	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,565,518千円」を「3,598,997千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「53,272千円」を「92,285千円」に、減債積立金「137,481千円」を「268,646千円」に、過年度分損益勘定留保資金「128,983千円」を「325,007千円」に、当年度分損益勘定留保資金「3,245,782千円」を「2,913,059千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	8,340,187	△1,331,959	7,008,228
	千円	千円	千円
第1項 企業債	5,601,900	△1,302,500	4,299,400
	千円	千円	千円
第4項 負担金	622,245	△31,466	590,779
	千円	千円	千円
第5項 固定資産売却代金	1	2,007	2,008
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 資本的支出	11,905,705	△1,298,480	10,607,225
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	4,800,935	△281,792	4,519,143
	千円	千円	千円
第2項 企業債償還金	7,104,770	△1,016,688	6,088,082
	千円	千円	千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	5,601,900	△1,302,500	4,299,400

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 46,532,230

	千円	千円	千円
(他会計からの補助金)			
第6条 予算第9条中「2,356,765千円」を「2,378,753千円」に改める。			
(利益剰余金の処分)			
第7条 予算第10条中当年度未処分利益剰余金「104,652千円」を「221,681千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。			
	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(1) 減 債 積 立 金	104,652	117,029	221,681
	千円	千円	千円

秋田市告示第58号

平成19年3月19日の「平成19年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成19年3月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成19年度秋田市一般会計予算

平成19年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,150,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

	1 市民税	21,088,141
	2 固定資産税	21,485,874
	3 軽自動車税	427,552
	4 市たばこ税	2,173,996
	5 鉱産税	7,045
	6 特別土地保有税	2
	7 入湯税	33,497
	8 事業所税	1,316,123
2 地方譲与税		1,174,489
	1 自動車重量譲与税	812,364
	2 地方道路譲与税	295,824
	3 特別とん譲与税	27,911
	4 航空機燃料譲与税	38,390
3 利子割交付金		126,609
	1 利子割交付金	126,609
4 配当割交付金		53,177
	1 配当割交付金	53,177
5 株式等譲渡所得割交付金		55,797
	1 株式等譲渡所得割交付金	55,797
6 地方消費税交付金		3,190,787
	1 地方消費税交付金	3,190,787
7 ゴルフ場利用税交付金		79,529
	1 ゴルフ場利用税交付金	79,529
8 自動車取得税交付金		340,412
	1 自動車取得税交付金	340,412
9 国有提供施設等所在市助成交付金		9,450
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	9,450

10 地方特例交付金		386,000
	1 地方特例交付金	122,076
	2 特別交付金	263,924
11 地方交付税		20,679,000
	1 地方交付税	20,679,000
12 交通安全対策特別交付金		110,000
	1 交通安全対策特別交付金	110,000
13 分担金及び負担金		1,127,618
	1 分担金	1,000
	2 負担金	1,126,618
14 使用料及び手数料		2,229,012
	1 使用料	1,380,849
	2 手数料	848,163
15 国庫支出金		12,535,287
	1 国庫負担金	9,714,156
	2 国庫補助金	2,725,533
	3 委託金	95,598
16 県支出金		5,433,254
	1 県負担金	2,343,185
	2 県補助金	2,327,641
	3 委託金	762,428
17 財産収入		284,037
	1 財産運用収入	236,199
	2 財産売払収入	47,838
18 寄附金		1
	1 寄附金	1
19 繰入金		2,997,109

	1 特別会計繰入金	45,321
	2 基金繰入金	2,951,788
20 繰越金		683,000
	1 繰越金	683,000
21 諸収入		6,096,702
	1 延滞金、加算金及び過料	18,956
	2 市預金利子	4,028
	3 貸付金元利収入	4,996,559
	4 受託事業収入	162,260
	5 雑入	914,899
22 市債		9,026,500
	1 市債	9,026,500
歳 入 合 計		113,150,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 725,987
	1 議会費	725,987
2 総務費		13,709,837
	1 総務管理費	11,670,909
	2 徴税費	1,153,521
	3 戸籍住民基本台帳費	288,376
	4 選挙費	414,221
	5 統計調査費	82,235
	6 監査委員費	100,575
3 民生費		31,622,056
	1 社会福祉費	14,297,505
	2 児童福祉費	9,135,558

	3 生活保護費	8,132,993
	4 国民年金費	54,790
	5 災害救助費	1,210
4 衛 生 費		8,380,354
	1 環境衛生費	314,562
	2 保健所費	2,106,587
	3 清掃費	4,115,203
	4 病院費	1,397,527
	5 上水道費	266,168
	6 食肉衛生検査所費	180,307
5 労 働 費		409,902
	1 労働諸費	409,902
6 農林水産業費		2,026,190
	1 農業費	1,630,636
	2 林業費	395,554
7 商 工 費		6,011,428
	1 商工費	6,011,428
8 土 木 費		19,324,097
	1 土木管理費	451,239
	2 道路橋りょう費	4,877,302
	3 河川費	206,348
	4 港湾費	148,611
	5 都市計画費	6,677,401
	6 下水道費	5,688,949
	7 住宅費	1,274,247
9 消 防 費		3,358,519
	1 消防費	3,358,519

10 教 育 費		11,572,496
	1 教育総務費	2,298,887
	2 小学校費	2,778,539
	3 中学校費	2,245,204
	4 高等学校費	806,788
	5 社会教育費	2,134,962
	6 保健体育費	497,194
	7 専修学校費	99,034
	8 短期大学費	711,888
11 災害復旧費		5
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公 債 費		15,929,128
	1 公債費	15,929,128
13 諸 支 出 金		1
	2 雑支出	1
14 予 備 費		80,000
	1 予備費	80,000
歳 出 合 計		113,150,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総務管理費	西部地域市民サービス センター（仮称）整備事業	1,430,900	平成19年度	99,200
				平成20年度	1,162,000
				平成21年度	169,700
8 土 木 費	7 住宅費	新屋比内町市営住宅建替事業	4,625,110	平成19年度	741,989
				平成20年度	1,608,285

				平成21年度	2,087,248
				平成22年度	187,588
10 教 育 費	3 中学校費	秋田北中学校増改築等事業	1,665,059	平成19年度	589,782
				平成20年度	1,075,277

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
戸 籍 事 務 電 算 化 委 託 等 経 費	平成19年度～平成25年度	751,966
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金 利 子 補 給	平成19年度～平成43年度	28,199
設備近代化資金・空き店舗等利用資金・ 販 路 開 拓 資 金 利 子 補 給	平成19年度～平成24年度	13,832
中 小 製 造 業 設 備 投 資 資 金 利 子 補 給	平成19年度～平成26年度	40,004
中 小 企 業 用 地 取 得 資 金 利 子 補 給 (平 成 19 年 度 設 定)	平成19年度～平成22年度	4,421
バ ス 交 通 総 合 改 善 事 業	平成19年度～平成20年度	137,400

第4表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総 務 費	225,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社 会 福 祉 費	38,600			
児 童 福 祉 費	213,800			
環 境 衛 生 費	4,600			
清 掃 費	13,100			
農 業 費	186,800			
林 業 費	19,100			
道 路 橋 り ょ う 費	1,973,400			
土 地 区 画 整 理 費	927,000			
街 路 事 業 費	1,355,900			
公 園 整 備 費	144,000			
都 市 拠 点 総 合 整 備 費	84,500			
住 宅 費	501,900			

消 防 費	22,700			
小 学 校 費	187,300			
中 学 校 費	449,400			
臨 時 財 政 対 策 債	2,679,000			
計	9,026,500			

平成19年度秋田市土地区画整理会計予算

平成19年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,916,135千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 721,800
	1 国庫補助金	721,800
2 換地清算金		3,167
	1 換地清算金	3,167
3 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
4 繰入金		1,141,166
	1 繰入金	1,141,166
5 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
6 諸収入		1
	1 延滞金、加算金及び過料	1
歳 入 合 計		1,916,135

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1,910,635

	1 土地区画整理費	1,910,635
2 公 債 費		4,500
	1 公債費	4,500
3 予 備 費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,916,135

平成19年度秋田市市有林会計予算

平成19年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,191千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 支 出 金		千円 4,011
	1 県補助金	4,011
2 財 産 収 入		2,802
	1 財産運用収入	2,797
	2 財産売払収入	3
	3 分収林収入	2
3 繰 入 金		132,539
	1 繰入金	132,539
4 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
5 諸 収 入		538
	1 雑入	538
6 市 債		19,300
	1 市債	19,300

歳 入 合 計		159,191
歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 37,803
	1 総務管理費	37,803
2 事 業 費		33,433
	1 造林事業費	33,433
3 公 債 費		86,515
	1 公債費	86,515
4 諸支出金		940
	1 分収交付金	940
5 予 備 費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		159,191

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
造 林 事 業 費	19,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	19,300			

平成19年度秋田市市営墓地会計予算

平成19年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,681千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 37,610

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

	1 使用料	20,318
	2 手数料	17,292
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		70
	1 雑入	70
歳 入 合 計		37,681

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 36,581
	1 総務管理費	35,955
	2 繰出金	626
2 公債費		100
	1 公債費	100
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		37,681

平成19年度秋田市中央卸売市場会計予算

平成19年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ653,106千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 279,495
	1 使用料	279,494
	2 手数料	1
2 繰入金		179,158

	1 繰入金	179,158
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		194,452
	1 貸付金元利収入	84,350
	2 雑入	110,102
歳 入 合 計		653,106

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 457,199
	1 総務管理費	457,199
2 事業費		11,000
	1 中央卸売市場施設整備費	11,000
3 公債費		183,907
	1 公債費	183,907
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		653,106

平成19年度秋田市農業集落排水会計予算

平成19年度秋田市の農業集落排水会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,451,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定によ

り債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 50,502

	1 分担金	50,502
2 使用料及び手数料		153,024
	1 使用料	153,024
3 国庫支出金		30,600
	1 国庫補助金	30,600
4 県支出金		415,010
	1 県補助金	415,010
5 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
6 繰入金		338,233
	1 一般会計繰入金	327,764
	2 基金繰入金	10,469
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		2,004
	1 雑入	2,004
9 市債		462,300
	1 市債	462,300
歳 入 合 計		1,451,684

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 177,289
	1 総務管理費	177,289
2 事業費		922,060
	1 農業集落排水事業費	810,620
	2 個別排水処理事業費	111,440
3 公債費		351,835

	1 公債費	351,835
4 予 備 費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,451,684

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	平成19年度～平成23年度	2,400
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償	平成19年度～平成23年度	2,500

第3表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 集 落 排 水 事 業 費	391,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
個 別 排 水 処 理 事 業 費	71,000			
計	462,300			

平成19年度秋田市大森山動物園会計予算

平成19年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ552,161千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 73,661
	1 使用料	73,661
2 寄 附 金		1
	1 寄附金	1
3 繰 入 金		342,526
	1 繰入金	342,526

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,472
	1 雑入	8,472
6 市債		127,500
	1 市債	127,500
歳 入 合 計		552,161

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 324,625
	1 総務管理費	324,625
2 事業費		188,627
	1 動物園施設整備費	188,627
3 公債費		37,909
	1 公債費	37,909
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		552,161

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
大 森 山 動 物 園 事 業 費	127,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	127,500			

平成19年度秋田市廃棄物発電会計予算

平成19年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149,282千円

と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項

の規定による一時借入金の借入れの最高額は、128,000千円と 定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		千円 149,281
	1 発電収入	149,281
2 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		149,282

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 37,135
	1 総務管理費	37,135
2 繰 出 金		44,695
	1 一般会計繰出金	44,695
3 公 債 費		67,452
	1 公債費	67,452
歳 出 合 計		149,282

平成19年度秋田市国民健康保険事業会計予算

平成19年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,678,099千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1,700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 9,248,790
	1 国民健康保険税	9,248,790
2 使用料及び手数料		2

	1 手数料	2
3 国庫支出金		7,879,937
	1 国庫負担金	5,835,842
	2 国庫補助金	2,044,095
4 療養給付費交付金		6,287,386
	1 療養給付費交付金	6,287,386
5 県支出金		1,378,352
	1 県負担金	129,384
	2 県補助金	1,248,968
6 共同事業交付金		3,607,683
	1 共同事業交付金	3,607,683
7 繰入金		2,262,382
	1 一般会計繰入金	2,262,382
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		13,566
	1 延滞金、加算金及び過料	1,126
	2 預金利子	1
	3 雑入	12,439
歳 入	合 計	30,678,099

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 182,104
	1 総務管理費	75,775
	2 徴税費	103,015
	3 運営協議会費	335
	4 収納率向上特別対策事業費	2,979

2 保険給付費		20,162,508
	1 療養諸費	18,352,190
	2 高額療養費	1,614,816
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	78,050
	5 葬祭諸費	117,450
3 老人保健拠出金		5,197,714
	1 老人保健拠出金	5,197,714
4 介護納付金		1,388,105
	1 介護納付金	1,388,105
5 共同事業拠出金		3,301,329
	1 共同事業拠出金	3,301,329
6 保健事業費		132,813
	1 保健事業費	132,813
7 公 債 費		87,000
	1 公債費	87,000
8 諸 支 出 金		26,526
	1 償還金及び還付加算金	26,525
	2 一部負担金	1
9 予 備 費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		30,678,099

平成19年度秋田市老人保健医療事業会計予算
平成19年度秋田市の老人保健医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,555,832千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項

の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 支払基金交付金		千円 16,807,873
	1 支払基金交付金	16,807,873
2 国庫支出金		9,769,523
	1 国庫負担金	9,760,176
	2 国庫補助金	9,347
3 県支出金		2,440,043
	1 県負担金	2,440,043
4 繰入金		2,538,389
	1 繰入金	2,538,389
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		3
	1 雑入	3
歳 入 合 計		31,555,832

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 56,752
	1 総務管理費	56,752
2 医療諸費		31,449,078
	1 医療諸費	31,449,078
3 公債費		10,000
	1 公債費	10,000
4 諸支出金		2
	1 償還金及び還付加算金	2
5 予備費		40,000

	1 予備費	40,000
歳 出	合 計	31,555,832

平成19年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
平成19年度秋田市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,017千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,778
	1 繰入金	1,778
2 繰 越 金		20,490
	1 繰越金	20,490
3 諸 収 入		44,748
	1 貸付金元利収入	44,747
	2 雑入	1
4 市 債		1
	1 市債	1
歳 入	合 計	67,017

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 66,517
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	66,517
2 公 債 費		500
	1 公債費	500
歳 出	合 計	67,017

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	1	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、同法施行令第42条の規定による。
計	1			

平成19年度秋田市介護保険事業会計予算

平成19年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,144,534千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		千円 3,449,025
	1 介護保険料	3,449,025
2 手 数 料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		4,459,327
	1 国庫負担金	3,511,332
	2 国庫補助金	947,995
4 支払基金交付金		5,447,115
	1 支払基金交付金	5,447,115
5 県支出金		2,248,094
	1 県負担金	2,194,582
	2 県補助金	53,512
6 財産収入		1
	1 基金運用収入	1
7 繰 入 金		2,536,273
	1 一般会計繰入金	2,536,273

8 繰越金		4,695
	1 繰越金	4,695
9 諸収入		3
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2
歳 入 合 計		18,144,534

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 277,122
	1 総務管理費	277,122
2 保険給付費		17,556,663
	1 介護サービス等諸費	14,629,477
	2 介護予防サービス等諸費	2,109,428
	3 高額介護サービス等費	178,465
	4 特定入所者介護サービス等費	604,563
	5 その他諸費	34,730
3 財政安定化基金拠出金		17,750
	1 財政安定化基金拠出金	17,750
4 地域支援事業費		269,931
	1 介護予防事業費	14,700
	2 包括的支援事業・任意事業費	255,231
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公債費		8,365
	1 公債費	1,000
	2 財政安定化基金償還金	7,365
7 諸支出金		4,702

	1 償還金及び還付加算金	4,702
8 予 備 費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	18,144,534

平成19年度秋田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 病 床 数 | 468床 |
| (2) 年 間 患 者 数 | |
| 入 院 | 146,766人 |
| 外 来 | 303,310人 |
| (3) 一日平均患者数 | |
| 入 院 | 401人 |
| 外 来 | 1,238人 |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 駐車場・カルテ庫整備事業 | 一式 |
| 医療機械購入 | 7品目 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 病院事業収益 | 9,416,935千円 |
| 第1項 医 業 収 益 | 8,423,752千円 |
| 第2項 医 業 外 収 益 | 993,182千円 |
| 第3項 特 別 利 益 | 1千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 病院事業費用 | 9,423,855千円 |
| 第1項 医 業 費 用 | 9,043,654千円 |
| 第2項 医 業 外 費 用 | 341,481千円 |
| 第3項 特 別 損 失 | 36,720千円 |
| 第4項 予 備 費 | 2,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額392,607千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額270千円及び過年度分損益勘定留保資金392,337千円で補てんするものとする。)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 収 入 | |
| 第1款 資 本 的 収 入 | 572,520千円 |
| 第1項 企 業 債 | 272,000千円 |
| 第2項 出 資 金 | 300,520千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資 本 的 支 出 | 965,127千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 304,051千円 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 661,076千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法

は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------|---|
| 起債の目的 | 建設改良費 |
| 限 度 額 | 272,000千円 |
| 起債の方法 | 証書借入 |
| 利 率 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) |
| 償還の方法 | 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 4,715,271千円 |
| (2) 交 際 費 | 500千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、158,126千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,580,000千円と定める。

平成19年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 144,067戸 |
| (2) 年 間 総 配 水 量 | 40,891,849m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 111,726m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| (イ) 配水管整備工事 | |
| 配 水 管 布 設 | 11,833m |
| 配 水 管 布 設 替 | 13,844m |
| (ロ) 新都市水道整備工事 | |
| 配 水 管 布 設 | 1,370m |
| (ハ) 施設改良工事 | |
| 配 水 管 布 設 | 330m |
| 仁井田雄和送水施設整備 | 一式 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,786,760千円
第1項 営業収益	7,602,067千円
第2項 営業外収益	184,673千円
第3項 特別利益	20千円

支 出	
第1款 水道事業費用	7,596,853千円
第1項 営業費用	6,354,173千円
第2項 営業外費用	1,230,900千円
第3項 特別損失	9,980千円
第4項 予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,455,475千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,347千円、減債積立金54,904千円、過年度分損益勘定留保資金1,149,961千円、当年度分損益勘定留保資金1,180,263千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,757,267千円
第1項 企業債	1,068,300千円
第2項 出資金	133,056千円
第3項 補助金	111,159千円
第4項 固定資産売却代金	10千円
第5項 負担金及び寄附金	444,742千円

支 出	
第1款 資本的支出	4,212,742千円
第1項 建設改良費	1,944,727千円
第2項 企業債償還金	2,268,015千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る 資金融資あっせん利子 補給 (企業債)	平成19年度から 24年度まで	392千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	1,068,300千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金

額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	1,713,533千円
(2) 交 際 費	100千円
(他会計からの補助金)	

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、133,112千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度末処分利益剰余金114,796千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金	114,796千円
(たな卸資産購入限度額)	

第11条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成19年度秋田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	102,600戸
(2) 年間総処理水量	41,335,234 ^m
(3) 一日平均処理水量	112,937 ^m
(4) 主要な建設改良事業	

(イ) 管 渠 建 設

管 渠 布 設 13,265m

管 渠 布 設 替 1,777m

(ロ) ポ ン プ 場 建 設

馬場汚水中継ポンプ場施設整備 一式

(ハ) 処 理 場 建 設

八橋終末処理場施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	10,172,270千円
第1項 営業収益	7,873,922千円
第2項 営業外収益	2,298,346千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 下水道事業費用	10,004,378千円
第1項 営業費用	6,871,055千円
第2項 営業外費用	3,108,001千円
第3項 特別損失	22,772千円
第4項 予備費	2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,961,415千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,164千円、減債積立金221,681千円、過年度分損益勘定留保資金219,447千円、当年度分損益勘定留保資金3,479,123千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	5,291,724千円
第1項 企業債	3,579,200千円
第2項 出資金	945,315千円
第3項 補助金	551,100千円

第4項 負担金	216,108千円
第5項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	9,253,139千円
第1項 建設改良費	3,426,457千円
第2項 企業債償還金	5,826,682千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道事業基本計画作成業務委託	平成19年度から20年度まで	11,760千円
水洗便所改造資金利子補給	平成19年度から24年度まで	16,872千円
水洗便所改造資金損失補償	平成19年度から24年度まで	24,060千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	3,579,200千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 729,116千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,297,445千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度末処分利益剰余金126,728千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減 債 積 立 金 126,728千円

秋田市告示第59号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年 3 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

- (2) 撤去し、保管した年月日

平成19年 3 月 1 日から同年 3 月15日まで

- (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成19年 4 月 5 日から平成19年10月 5 日まで

- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

- 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

- 4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第60号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

国民健康保険税督促状

秋田市告示第61号

秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成19年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施 設 名 秋田市保戸野地区コミュニティセンター

- 2 指定管理者 秋田市保戸野中町6番12号

保戸野地区コミュニティセンター管理運営委員会

会長 大 島 生 次

- 3 指定の期間 平成19年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

秋田市告示第62号

秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成19年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施 設 名 秋田市川尻地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市川尻みよし町 8 番16号
川尻地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 伊 藤 信 夫
- 3 指定の期間 平成19年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

秋田市告示第63号

秋田市河辺戸島ふるさとセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成19年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施 設 名 秋田市河辺戸島ふるさとセンター
- 2 指定管理者 秋田市河辺戸島字本町266番地 2
戸島町内会
会長 鈴 木 弘 道
- 3 指定の期間 平成19年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

秋田市告示第64号

秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成19年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施 設 名 秋田市雄和左手子交流センター
- 2 指定管理者 秋田市雄和左手子字清水下49番地
社団法人左手子報徳会
会長 佐々木 隆

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	新旧別	路 線 名	起 終 点 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	新 都 市 25 号 線	秋田市御所野湯本五丁目 1 番 1 地先 秋田市御所野湯本五丁目 1 番38地先	370.00	9.00
	新	新 都 市 25 号 線	秋田市御所野湯本五丁目 1 番 1 地先 秋田市御所野湯本五丁目 1 番38地先	420.00	9.00

2 供用開始の期日

平成19年 3 月26日

3 縦覧期間

平成19年 3 月26日から

平成19年 4 月 9 日まで

秋田市告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項および同条第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定に基づき、介

- 3 指定の期間 平成19年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

秋田市告示第65号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受け
るべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度市税督促状

秋田市告示第66号

秋田市御所野交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成19年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施 設 名 秋田市御所野交流センター
- 2 指定管理者 秋田市御所野下堤五丁目 1 番 5 号
社会福祉法人秋田けやき会
理事長 檜 岡 一
- 3 指定の期間 平成19年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

秋田市告示第67号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月26日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成19年 3 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
やさしい手 秋 田 も も さ だ	秋田市新屋表町 4 番 3 号	平成19年 4 月 1 日

やさしい手秋田	秋田市川尻総社町 7 番 6 号	平成19年 4 月 1 日
バイタルケア秋田	秋田市泉字登木221番地 1	平成19年 4 月 1 日
小規模多機能型 居宅介護事業所 さ る び あ	秋田市仁井田字中新田88 番地	平成19年 3 月 2 日
ショートステイ ななかまどの街	秋田市御所野下堤二丁目 1 番 7 - 1 号	平成19年 3 月 5 日
旭川デイサービス セ ン タ ー	秋田市添川字地ノ内143 番地 5	平成19年 4 月 1 日
ショートステイ こ こ ろ	秋田市添川字地ノ内 5 番 地 3	平成19年 4 月 1 日

2 変更

名 称	開設者氏名 又は名称	変更事項 (所在地)		変 更 年月日	備考
		変更前	変更後		
やさしい 手秋田も もさだ	有限会社や さしい手秋 田代表取締 役 中川 猛夫	秋田市新 屋表町 4 番 5 号	秋田市新 屋表町 4 番 3 号	平成19年 3 月 1 日	移転
秋田県高 齢協秋田 西事業所	秋田県高齢 者・障害者 生活協同組 合理事長 橋村 昭一	秋田市寺 内字油田 59番地27	秋田市寺 内蛭根三 丁目 5 番 11号	平成18年 12月12日	移転

秋田市告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年 3 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
平沢歯科医院	秋田市牛島東二丁目 2 番 39号	平成18年 12月28日
馬場内科医院	秋田市八橋三和町18番 9 号	平成19年 2 月26日

秋田市告示第70号

秋田港振興センターおよび秋田市ポートタワーの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成19年 3 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田港振興センター
秋田市ポートタワー
- 2 指定管理者 秋田市土崎港西一丁目10番45号
秋田県貿易株式会社
代表取締役社長 嶋 田 康 子
- 3 指定の期間 平成19年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

秋田市告示第71号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年 3 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公の施設の名称
秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設
- 2 指定管理者
中の沢自治会
- 3 指定管理者の指定年月日
平成18年 3 月23日
- 4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 打 矢 廣 雄
変更後 齊 藤 良 春
- 5 変更年月日
平成19年 1 月14日
- 6 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第72号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年 3 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公の施設の名称
秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設
- 2 指定管理者
萱ヶ沢自治会
- 3 指定管理者の指定年月日
平成18年 3 月23日
- 4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 片 桐 登司夫
変更後 京 極 藤 美
- 5 変更年月日
平成19年 1 月14日
- 6 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第73号

平成19年度地籍調査事業を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

平成19年 3 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 国土調査として指定された年月日
平成19年 2 月27日
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市長 佐 竹 敬 久
- 3 調査地域
第1計画区 秋田県秋田市河辺北野田高屋字獅子岱、木賊沢、
畑ノ沢、竹ノ子沢、桃ノ木沢、
畑務沢、上堂ヶ沢、堂ノ前、

森ノ沢、大木沢の一部
第 2 計画区 秋田県秋田市河辺北野田高屋字雷谷地、榊表、
黒沼下堤下の一部
河辺和田字北条ヶ崎の一部

4 調査期間
平成19年 4 月 2 日から平成20年 3 月31日まで

秋田市告示第74号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：腎臓および整形外科に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番 15号	平成19年 4 月 1 日
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代 沢222番地 1	平成19年 4 月 1 日
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30 号	平成19年 4 月 1 日

(2) 担当する医療の種類：脳神経外科および心臓脈管外科に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番 15号	平成19年 4 月 1 日
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代 沢222番地 1	平成19年 4 月 1 日

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指 定 年 月 日 および指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者	指定取消し年月日 およびその理由
平成18年 6 月 1 日 第 6 号	さくらんぼ調剤薬 局	秋田市千秋久保田町 3 番15号	エスズファーマシー株式会社 代表取締役 佐藤 正	平成19年 3 月29日 廃止届受理

秋田市告示第76号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の11第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 2 0
指定地域密着型介護予 防サービス事業所の名 称および所在地	ひがし稲庭クリニック認知症対応 型通所介護 秋田市下北手松崎字岩瀬124番地

(3) 担当する医療の種類：形成外科および免疫に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代 沢222番地 1	平成19年 4 月 1 日

(4) 担当する医療の種類：眼科に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番 15号	平成19年 4 月 1 日

(5) 担当する医療の種類：耳鼻咽喉科に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30 号	平成19年 4 月 1 日

(6) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ジャスコ御所野店 薬局	秋田市御所野地蔵田一丁 目 1 番 1 号	平成19年 4 月 1 日
御野場ひかり薬局	秋田市仁井田新田二丁目 15番30号	平成19年 4 月 1 日

秋田市告示第75号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり取り消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

当該事業所の指定の申 請者および主たる事務 所の所在地ならびに代 表者の氏名および住所	医療法人 わらべ会 秋田市南通亀の町 2－21 理事長 稲 庭 毅 秋田市山王沼田町 4－12
指定の年月日	平成19年 3 月27日
サービスの種類	介護予防認知症対応型通所介護

秋田市告示第77号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の11第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 4 6
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護 幸の家 秋田市南通亀の町12-22
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 桜丘会 秋田市下北手梨平字登館 8 番地 理事長 松 洵 和 博 秋田市横森二丁目13- 8
指定の年月日	平成19年 3 月27日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第78号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の11第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 7 9
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 りんどう 秋田市仁井田本町二丁目12-14
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社 まつかさ園 能代市二ツ井町字下野家後95番地 代表取締役 柴 田 義 金 能代市字高埴58番地 4
指定の年月日	平成19年 3 月27日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第79号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の11第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 5 3
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 たんせえ 秋田市土崎港北一丁目13-37
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社 ライフ・ワーク 秋田県山本郡八峰町峰浜田中字立 花21番地 代表取締役 鈴 木 けみ子 能代市中沢字柏台71番地
指定の年月日	平成19年 3 月27日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第80号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の11第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 6 1
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 ゆりかもめ 秋田市新屋南浜町 3 -16
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	株式会社 サウスビーチ 秋田市新屋南浜町 3 -19 代表取締役 小田原 秀 行 秋田市新屋南浜町 3 -19
指定の年月日	平成19年 3 月27日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第81号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の11第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 9 5
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 なごみ 秋田市仁井田字西潟敷127番地 2
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社 湯の里 秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢 199番地70 取締役 巖 栄 玉 秋田県山本郡三種町森岳字西園104 番地 2
指定の年月日	平成19年 3 月27日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第82号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の11第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 1 0 3
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 ときわ野 秋田市港北松野町11-28
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社 一輝 にかほ市象潟町字四丁目塩越217 代表取締役 佐々木 一 夫 にかほ市象潟町字二丁目塩越132
指定の年月日	平成19年 3 月27日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第83号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の11第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 1 1 1
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 さるびあ 秋田市仁井田字中新田88番地
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	株式会社 ファミリーウェルフェア 能代市落合字下大野70番地30 代表取締役 原 和 彦 能代市落合字下大野70番地30
指定の年月日	平成19年 3 月27日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第84号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の11第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 8 7
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護 ひかり苑 秋田市新屋大川町11-18
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	株式会社 ウェルフェア 秋田市新屋大川町11-18 代表取締役 松 橋 守 能代市鹹渕字家ノ下58番地
指定の年月日	平成19年 3 月27日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第85号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 6 条第 1 項および秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第21条第 1 項の規定に基づき、秋田市一般廃棄物処理基本計画を定めたので告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市一般廃棄物処理基本計画

平成19年 3 月

秋 田 市

第 1 章 計画策定の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨

近年、廃棄物問題など身の回りの環境問題に加え、地球温暖化や森林の減少、砂漠化、生物の種の減少、エネルギー資源の枯渇など地球規模の様々な問題が急激にクローズアップされています。

これらの問題は、豊かで便利な社会の代償として地球を傷つけてきたことに起因しており、今、持続可能な社会への転換を図るとともに、そのシステムの構築が強く求められています。

廃棄物は、環境に最も大きな負荷を与えている要因のひとつであり、かつ市民の生活に直接関係していることから、重要な行政課題として適切に対応していかなければなりません。

本市では、平成13年度に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、一般廃棄物処理基本計画を策定し、「環境への負荷の少ない資源が循環するまち」、「水環境の負荷を軽減し水循環システムが形成されているまち」を基本理念として、各種取組を進めてきました。

一方、ここ数年、循環型社会の構築に向け急速に法体系が整備されてきたことや、環境意識の高まりなどにより、本市の廃棄物処理について市民から大きな関心が寄せられています。

こうした社会情勢の変化に対応するため、これまでの廃棄物対策に加え、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減させる循環型社会の構築に向けた新たな基本計画を策定するものです。

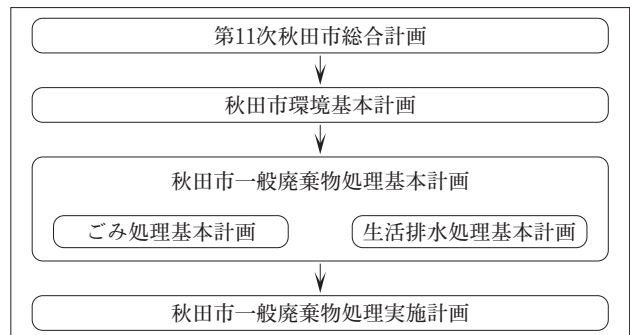
* 一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に規定する法定計画で、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための指針となる計画です。

第 2 節 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、第11次秋田市総合計画および秋田市環境基本計画を上位計画とし、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成する。

なお、本計画では、一般廃棄物処理の基本的事項や指針を定めるものとし、実施に関する事項は、毎年度策定する秋田市一般廃棄物処理実施計画において定めるものとする。



2 計画期間

本計画の計画期間は、秋田市総合計画および秋田市環境基本計画との整合を図るため、平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成27年度（2015年度）までの 9 年間（前期 4 年、後期 5 年）とする。

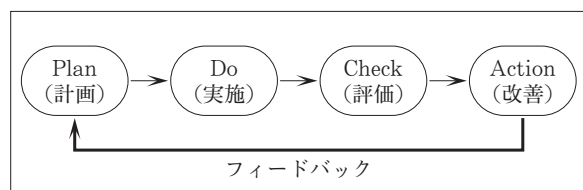
なお、この計画は、おおむね 5 年ごとに見直しを行うほか、本市の廃棄物行政を取り巻く諸情勢に変化等があった場合には、適宜、見直すものとする。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
計画期間・目標	計画策定	初年度			中間目標					最終目標

第 3 節 計画の進行管理

目標を達成していくために、達成状況の客観的な評価を行いながら、改善を図るしくみを確立する必要があることから、本計画の進行においては、行政評価にも取り入れられているマネジメントシステム（P D C A サイクル）を導入して管理を行う。

【P D C Aサイクルの概念図】



第 2 章 ごみ処理基本計画

第 1 節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) 収集運搬および処理

1) 収集運搬

平成14年 4 月の溶融施設の稼働に合わせて、分別方法がそれまでの 5 区分 8 分別（「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、

「資源化物（空きびん、空き缶、ペットボトル、古紙）」、「使用済み乾電池」、「粗大ごみ」から 3 区分 9 分別「家庭ごみ」、「資源化物（空きびん、空き缶、ペットボトル、古紙、金属類、ガス・スプレー缶、使用済み乾電池）」、「粗大ごみ」に変更されている。

3 区分収集のうち直営で収集しているのは「家庭ごみ」「資源化物（ペットボトル、金属類）」の一部となっている。

古紙については、市が普及啓発を行い、資源集団回収届出業者の有志で設立した秋田古紙回収協会が収集し、民間業者が収集された古紙を買い取るという「三者協定」に基づく、委託とは異なる形で収集している。

なお、排出事業者に自己処理責任のある事業系のごみについては、事業者自ら又は市で許可した業者が収集運搬し、市では収集を行っていない。

(平成17年 3 月31日現在)

区 分	収集回数	収集対象	収集容器等	収集方法	収集形態
家 庭 ご み	週 2 回	可燃物、プラスチック類、陶磁器類、ガラス類、ゴム・皮革類など	白色半透明指定袋 透明指定袋 レジ袋（透明・半透明）	ステーション方式 ・直営 2,649ヶ所 ・委託 3,373ヶ所 計 6,022ヶ所	・直営 17台 ・委託 30台 計 47台
資 源 化 物	金 属 類	金属を50%以上含むものおよび小型家電製品類	透明指定袋	ステーション方式 ・委託 6,022ヶ所	・委託 14台 (古紙類を除く)
	ペットボトル	—	透明指定袋		
	空 き び ん	—	プラスチック回収箱		
	ガス・スプレー缶	—	プラスチック回収箱		
	空 き 缶	—	透明指定袋		
	使用済み乾電池	充電式・ボタン電池以外の乾電池	透明な袋		
粗 大 ご み	週 1 回 (申込制)	耐久消費財など比較的大型の 固形廃棄物 (50cm<一辺)	証紙（シール）貼付	戸別有料	・委託 4 台

2) 処理

市の処理施設は、焼却施設（溶融炉 2 基、焼却炉 1 基）、リサイクル施設、最終処分場を有する自己完結型の処理施設として秋田市総合環境センターが整備されている。

収集されたごみの処理は、平成13年度まで「もやせるごみ」については全量焼却、「もやせないごみ」、「粗大ごみ」のうちの不燃物、「資源化物」に混入されている雑物を埋立していたが、平成14年度より、これまで埋立していたごみについても溶融施設で処理し、再資源物となるスラグ・メタルの回収を行っている。

また、「資源化物」については、リサイクルプラザに搬入

されたもののうち、「空き缶」「ガス・スプレー缶」についてはスチールとアルミに選別し圧縮・成型後に売却、「空きびん」は仕分け後に有価びんを売却、その他を容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ、「ペットボトル」は、圧縮・梱包後にその他のびんと同様、指定法人へ引き渡し、「使用済み乾電池」は選別保管後に民間業者へ処理委託している。そのほか「金属類」については、総合環境センターにおいて破碎・選別後に鉄類・アルミ類を売却するという方法で、それぞれ再資源化を図っている。

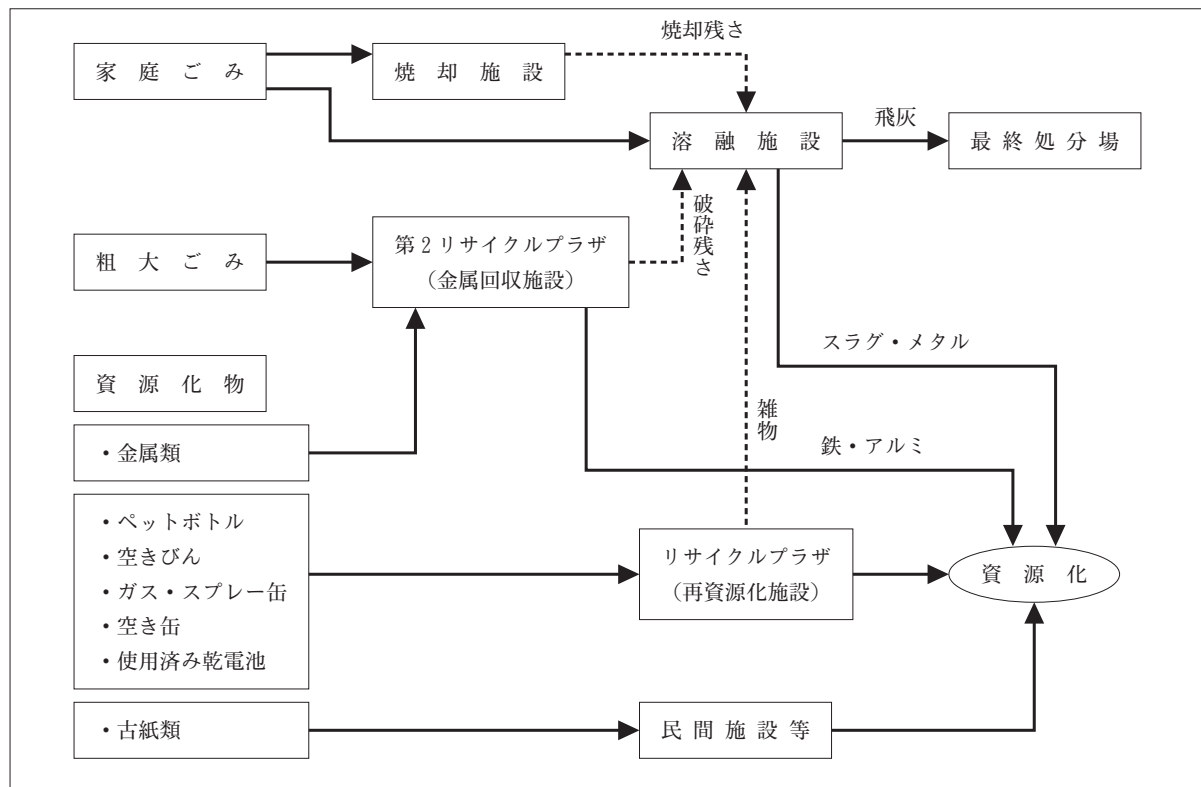
なお、「古紙」については、民間のリサイクルルートを活用しているため、市では処理を行っていない。

【秋田市のごみ処理施設】

施 設 名 称		処 理 方 式	処理能力	竣 工 年 月
ごみ	溶融施設	全連続直接高温溶融炉	200 t／日×2 基	H14. 3
	焼却施設	マルチン型連続焼却炉	200 t／日×1 基	S58. 9
	最終処分場	管理型	97,000㎡	S54. 3（1期工事） H15. 3（2期工事）
再資源化	空きびん処理施設		36 t／5 h	H11. 3
	空き缶処理施設		28 t／5 h	H11. 3
	ペットボトル処理施設		10 t／5 h	H11. 3

粗大ごみ・金属類破碎施設金属回収施設	二軸せん断破碎・豎型回転破碎・機械選別	32 t / 5 h	H18. 9
--------------------	---------------------	------------	--------

【ごみ処理経路】



➡ 主な処理経路

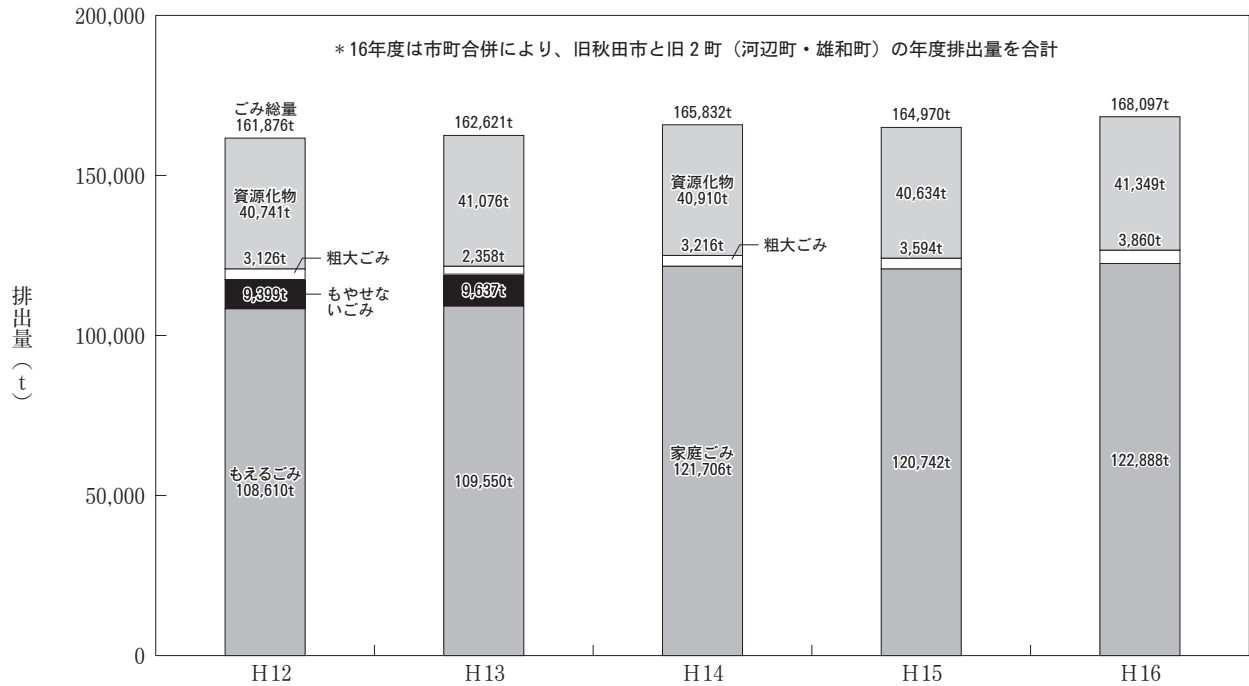
----▶ 上記以外で生じる資源化物や副産物等

(2) ごみ排出量の推移

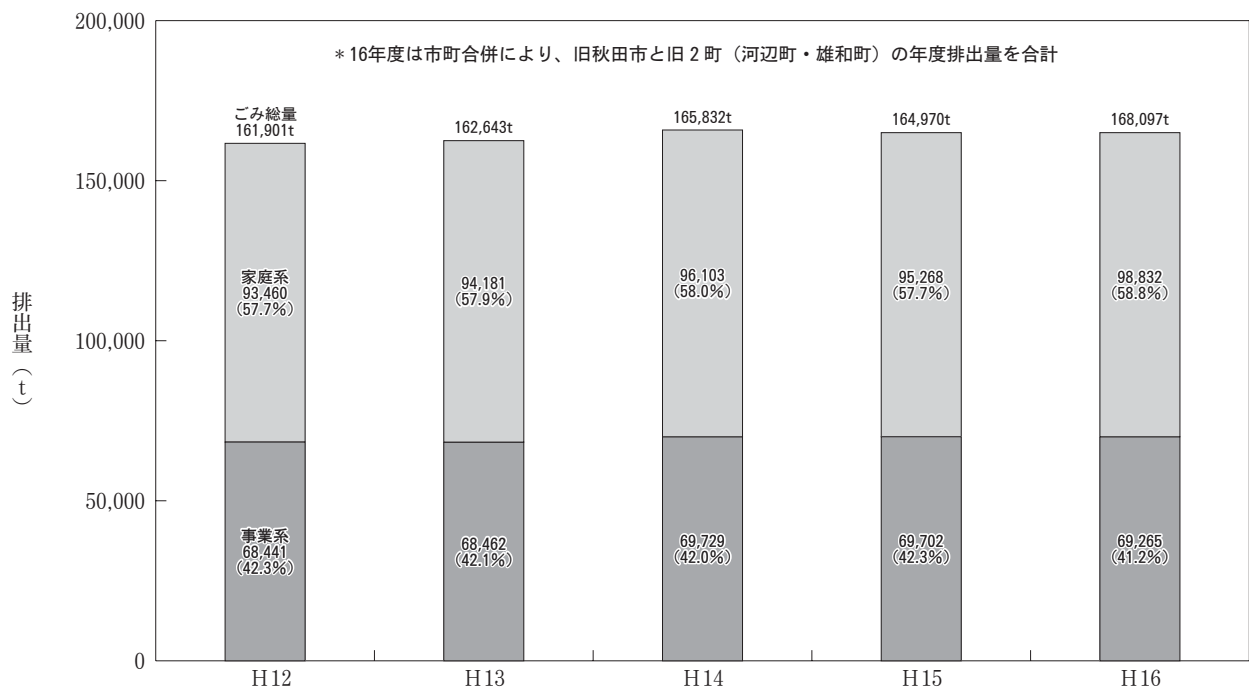
ごみの排出量は、平成12年度以降年間16万トン台で推移しており、平成15年度以降はわずかながら減少しているものの、依然として横ばい傾向にある。

平成16年度の総排出量は168,097トンで、ごみの区別では「家庭ごみ」が122,888トン、「粗大ごみ」が3,860トン、「資源化物」が41,349トンとなっており、家庭系、事業系の別では一般家庭から98,832トン、事業所から69,265トンが排出されている。

【ごみ排出量の推移（ごみの区分別）】



【ごみ排出量の推移（家庭系、事業系の別）】

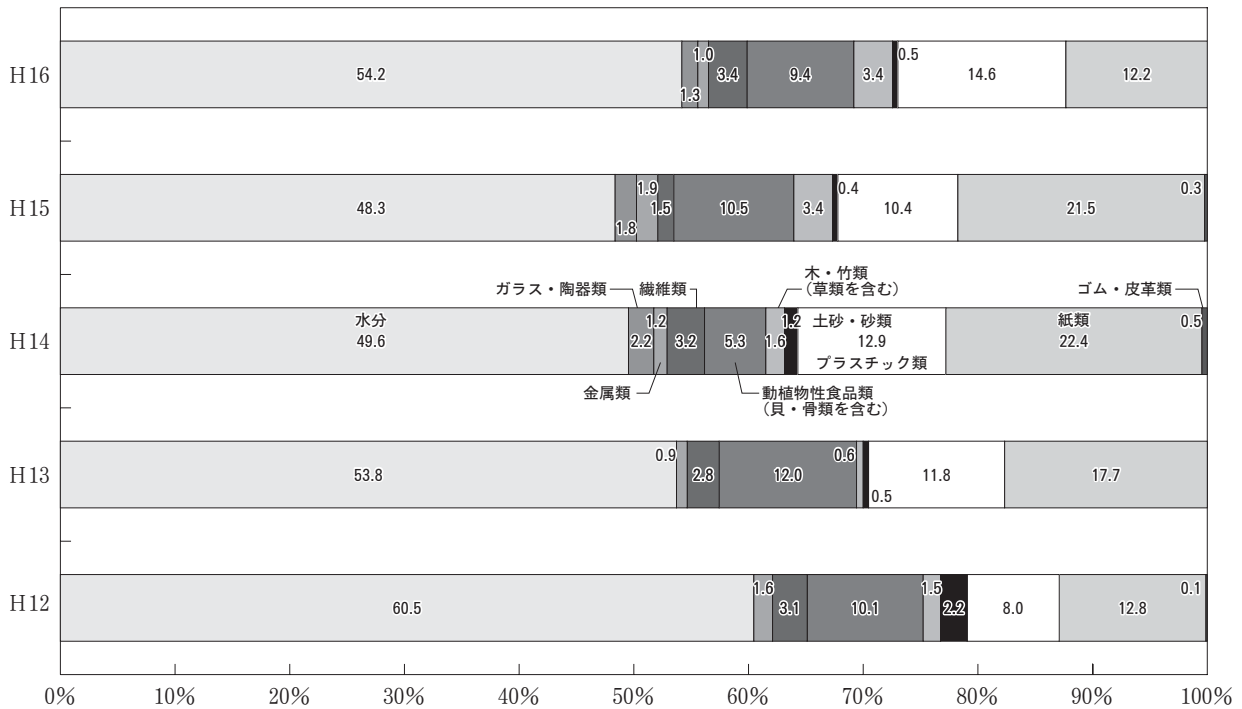


(3) ごみの組成

分別区分を変更した平成14年度を境にみると、平成12、13年度は紙類が増加し水分が減少する傾向にあったが、平成14年度以降は紙類が減少し水分が増加する傾向にある。

なお、平成16年度の組成では、紙類の減少が大きく、同年度から実施している「環境貯金箱作戦」のキャンペーンでの分別指導によって、一定の成果があったことがうかがえる。

【ごみ組成の推移】



(4) リサイクル率の推移

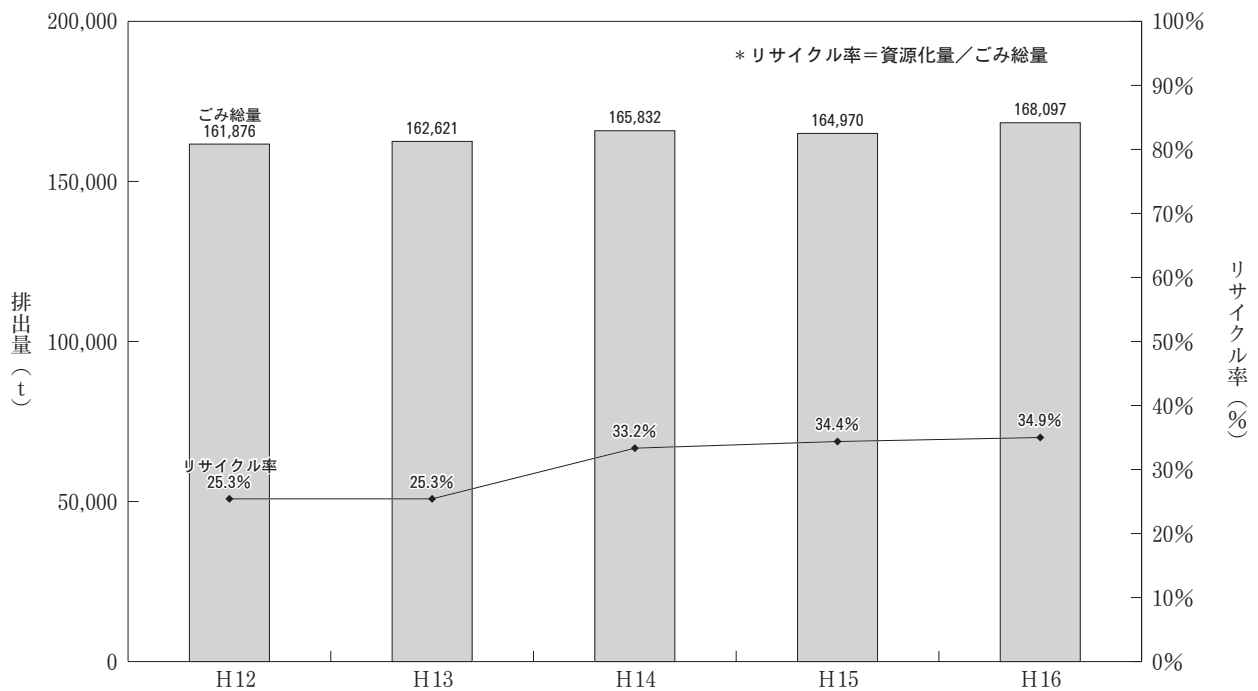
昭和56年度に他都市に先がけて空きびん・空き缶の分別収集を開始したのを始め、早くからリサイクルの積極的な取組を行い、リサイクル率は順調に推移している。

特に、平成14年度の溶融施設の稼働により、従来の「もやせないごみ」がスラグ・メタルとして回収され、リサイクルが可能

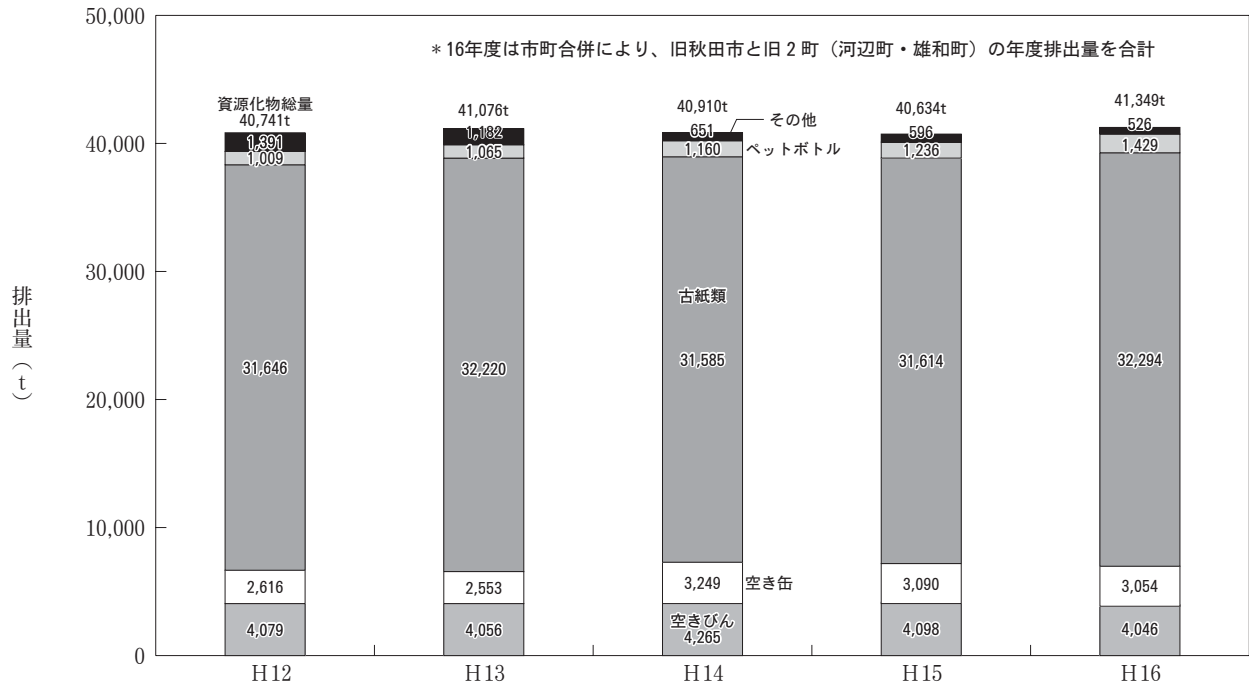
となったことから、リサイクル率は平成13年度の25.3パーセントから平成14年度は33.2パーセントになるなど、飛躍的に上昇している。

なお、同施設では、熱エネルギーの回収を行い、電力の形で再利用を図っている。

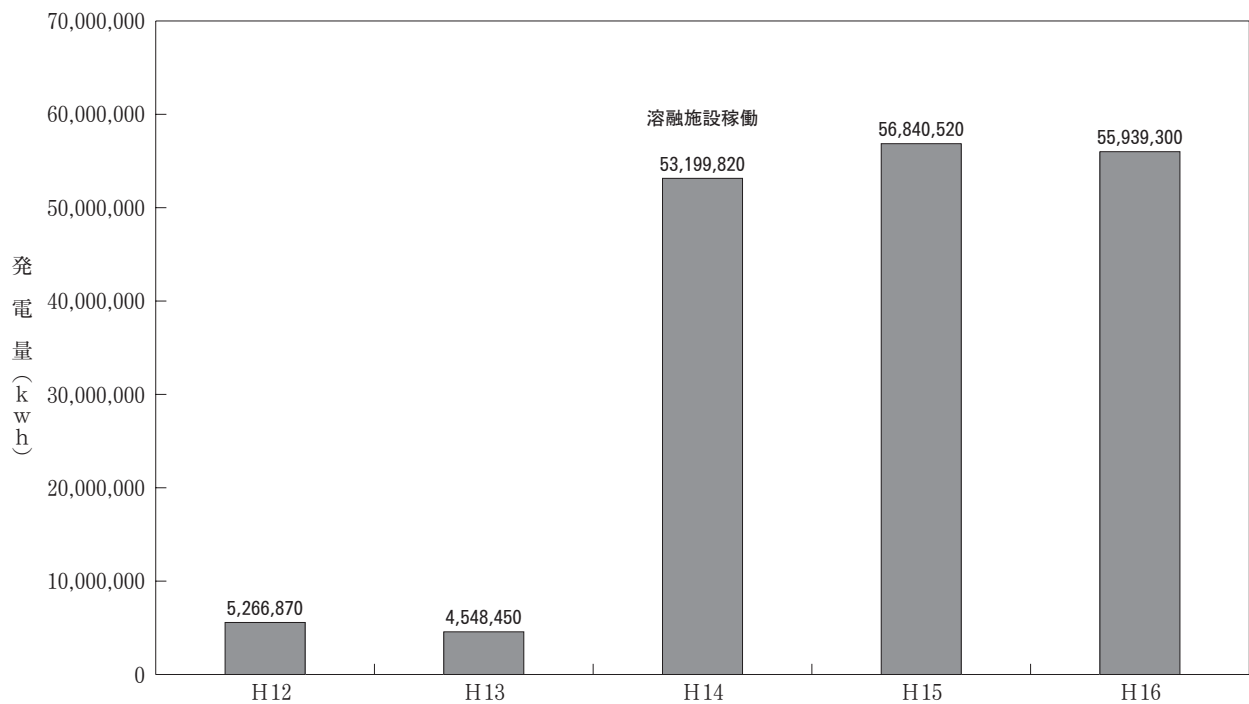
【ごみ排出量とリサイクルの推移】



【資源化物の排出量の推移】



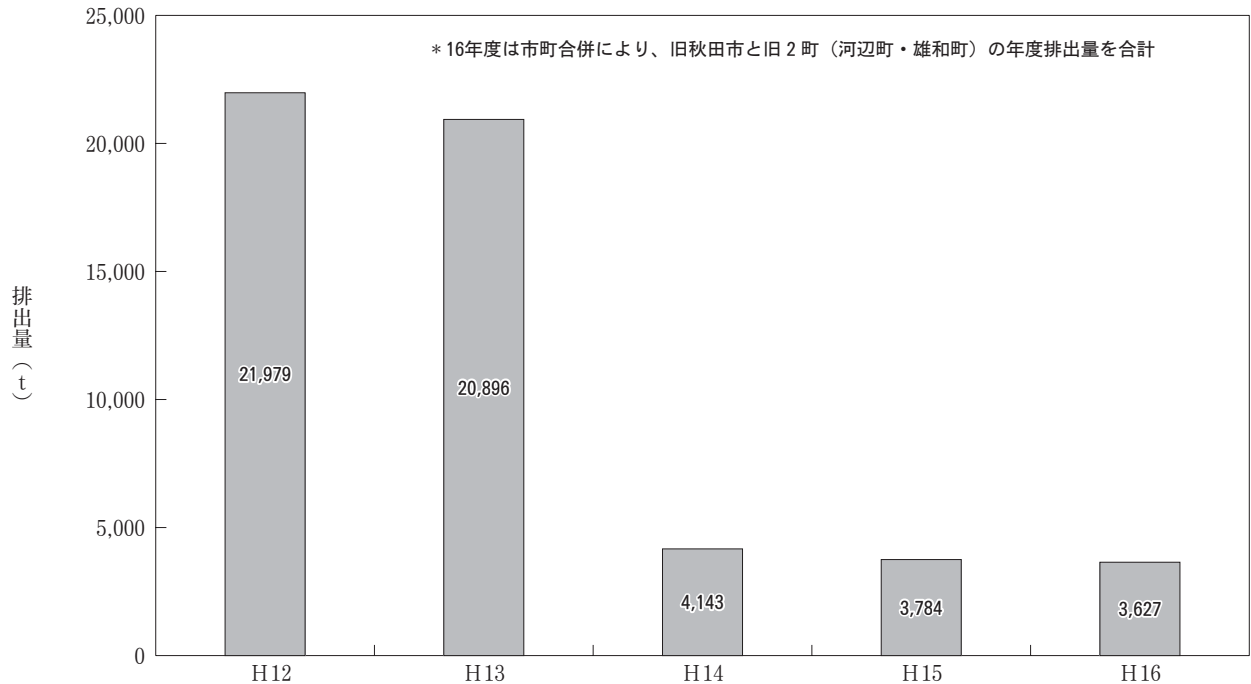
【発電量の推移】



(5) 最終処分量の推移

最終処分量（埋立量）は、平成13年度まで 2 万トン台で推移してきたが、平成14年度に溶融施設を導入したことにより、重量・体積ともに極小化され、平成15年度以降は 3 千トン台で推移しており、導入以前との比較では重量で80%以上減少し、最終処分場の延命化に大きく貢献している。

【最終処分量の推移】



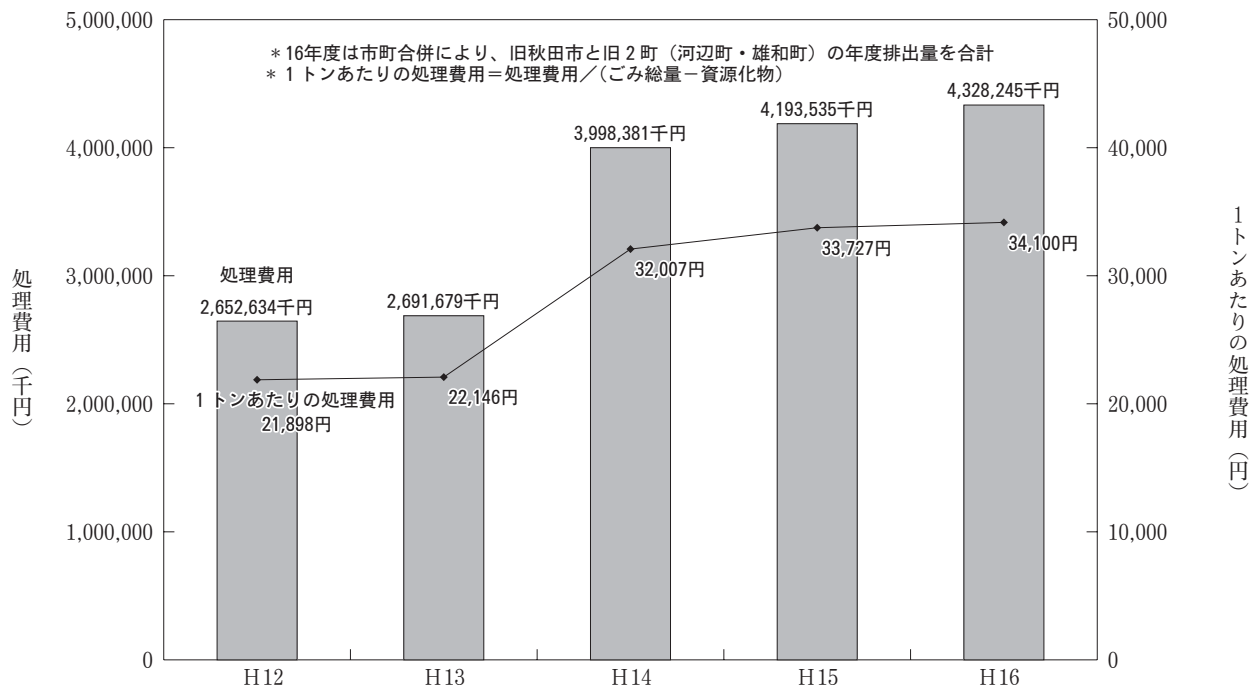
(6) 処理経費の推移

ごみの処理経費は、平成14年度以降、溶融施設の導入によって増加したが、最終処分場の延命化が図られているほか、資源化率が向上しており、直接、コストに現れない環境面の配慮や

資源循環システムの構築に大きく寄与している。

なお、平成16年度のごみ処理経費は約43億2,800万円で、排出量 1 トンあたりの処理費は約34,100円となっている。

【ごみ処理の総費用と 1 トンあたりの処理費用の推移】



2 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状をふまえ、①ごみの排出抑制、②分別・リサイクル、③収集運搬処理の 3 つの観点から課題を整理する。

(1) ごみの排出抑制

市民意識調査では、市民のごみ処理やリサイクルへの理解度は高いが、排出量からみるとごみが増えていくことへの危

機感や問題意識が反映されておらず、ごみの排出抑制に対する認識が十分に浸透していない面が見受けられる。

特に、事業者においては、ごみを適正に処理しなければならないという認識はあるものの、経費等処理の際の負担が比較的小さいことから、家庭系に比べ排出抑制に対する意識は低い。

今後、ごみのでないライフスタイル、事業活動への転換を促していくためには、市民・事業者・市のそれぞれが果たすべき役割を明確にし、主体的・自発的に取り組んでいくことはもちろん、お互いに連携・補完しあいながらごみ減量を進めていこうとする環境づくりが必要である。

(2) 分別・リサイクル

本市は、これまでリサイクルへの積極的な取組により、高いリサイクル率を維持しているが、家庭ごみの中には資源化が可能な紙類が依然多く、現行制度の中での分別・リサイクルのさらなる徹底が課題となっている。

また、近年のリサイクル技術や環境産業の発展により、これまで利用価値のなかったさまざまな物が再利用可能になってきており、現在、市で焼却・溶融処理している「生ごみ」や「プラスチック製容器包装」など、家庭から排出されるごみのうち大きな割合を占めているこれらの取扱を検討する必要がある。

(3) 収集運搬・処理

収集運搬については、直営と委託で行っているが、直営収集は委託収集より経費が高くなっており、計画的に民間委託化を進めていく必要がある。

処理については、燃料費等の値上がりによりランニングコストが増加傾向にあり、より効率的な運転が求められているほか、ダイオキシン類などの有害化学物質や二酸化炭素の排出抑制とともに、市民の信頼を得るため、維持管理の状況や環境データの情報公開を進めていく必要がある。また、昭和58年から稼働している焼却施設（3号炉）は老朽化が著しく、ごみの持つカロリーの増加によって処理能力も低下しているため更新の必要がある。

第2節 基本理念・基本方針

1 ごみ処理の基本理念

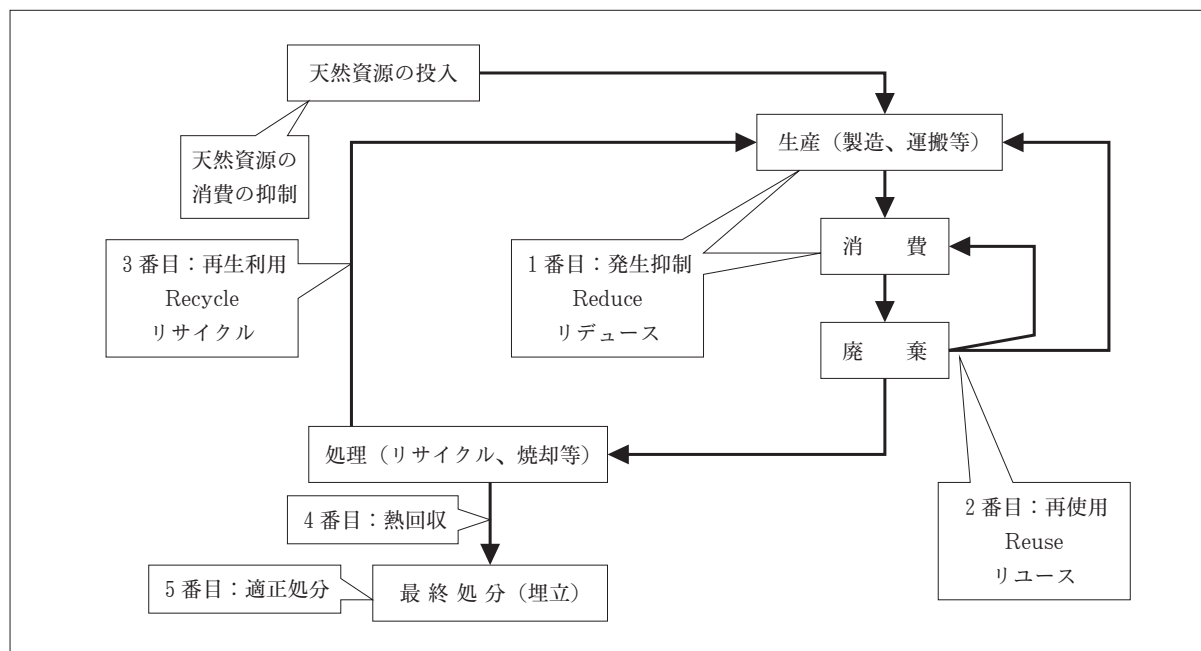
市民・事業者・市は一体となって、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式や活動を見直し、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の優先順位のもと、環境への負荷を可能な限り抑制するとともに、持続可能な循環型社会を構築する。

また、市が主体となって施設の整備や制度を創設するだけでなく、市民、事業者、NPOなどの市民団体がそれぞれの役割のもと、協働してその推進に努める。

基本理念

市民・事業者・市が一体となって環境負荷の少ない循環型社会を構築する

【循環型社会のイメージ】



2 ごみ処理の基本方針

(1) ごみの発生を抑制し、資源循環システムを充実する

○ごみになりにくい商品の流通や再利用の促進

○リサイクルにより資源が円滑に循環するシステムの整備

ごみ問題解決の第一歩は、製品の生産、流通、消費、廃棄の各段階において、ごみの発生が抑制される仕組みに転換していくことであり、製造事業者等に対しては、長期間使用できる製品やリサイクルしやすい製品など、ごみになりにくい商品の開発と流通を促していく。

また、市民一人ひとりがごみの発生を抑制すること（リデュース）、繰り返し使うこと（リユース）を第一に考え、「不要な

ものを貰わない、買わない。そしてできるだけごみを出さない」という日常的なライフスタイルを身につけていくことに加え、リサイクルルートの拡充による処理ごみ（家庭ごみおよび粗大ごみ）の発生抑制や、リサイクルによって再商品化された製品の積極的利用を求めていく。

(2) 環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築する

○資源化やエネルギー回収を推進する処理システムの整備

○市民の安全や自然環境に配慮した処理システムの整備

ごみの発生や排出を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）を促進したうえでも排出されるごみについては、環境負荷の低減を念頭におき、資源化物の分別徹底とリサイクルを

基調とした循環型の処理を推進するとともに、市民から信頼される処理施設の整備と管理を適切に行う。

また、市はリサイクル技術の開発動向や実効性を見極めながら、市の実情に合った新たな資源物のリサイクルシステムの検討とともに、ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーについても、施設内への電力供給や余剰電力を売電するなどサーマルリサイクルの推進という観点から、これまで以上に効率的な回収に努め、その有効利用を図る。

最終（埋立）処分場については、溶融施設の導入によって、埋立量は極小化され環境負荷の低減とともに、残余年数も大幅に伸びる見込みであるが、今後も引き続き、延命化に向けた管理に努める。

(3) 環境教育、環境学習と市民・事業者・市のパートナーシップによる取組を推進する

ごみの発生要因をつくり、排出しているのは市民や事業者であり、循環型の社会経済システムへの転換は、市民や事業者がそのことを十分自覚し、主体的かつ実践的な行動をとらない限り進展しないことから、ごみの発生抑制や再使用、リサイクルの推進にあたっては、それぞれが果たすべき役割を認識し、信頼関係のもとで、その取組にあたる。

【市民・事業者・NPOなどの市民団体・市の役割】

市民の役割

排出者としての責任

- 一人ひとりがごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない生活様式に見直す。
- 分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化、適正処理に向けた取組に協力する。

事業者の役割

排出者としての責任

- 自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない事業活動に努める。
- ごみの減量化とともに、廃棄物の管理徹底と適正処分に努める。

生産者としての責任

- 拡大生産者責任をふまえ、生産、流通、販売等の各段階で、商品やサービスがごみにならないような工夫をする。
- 率先して資源物や処理困難物を回収する。

NPOなど市民団体の役割

積極的な活動とつなぎ手としての役割

- 各主体の協力のもと、ごみ減量化の啓発活動や地域コミュニティに根ざしたリサイクル活動を展開する。
- 市民・事業者・行政のつなぎ手としての役割を果たす。

市の役割

ごみを出さないための仕組みづくり

- 市民・事業者が参加できるシステムの構築を図る。
- 安全で効率的な収集運搬、適正処理・処分
- 環境負荷低減に向けた収集運搬、処理・処分を行う。
 - 安全で効率的なシステムの構築と運用を図る。
- 各主体のコーディネーター
- 市民・市民団体・事業者の取り組みのコーディネーターとしての役割を果たす。
- 排出者としての責任
- ごみの排出者として、率先してごみを出さない事業活動を行う。

第3節 ごみの排出量の予測および数値目標

1 ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測は、将来人口に分別区分ごとの原単位を乗じて算出する。

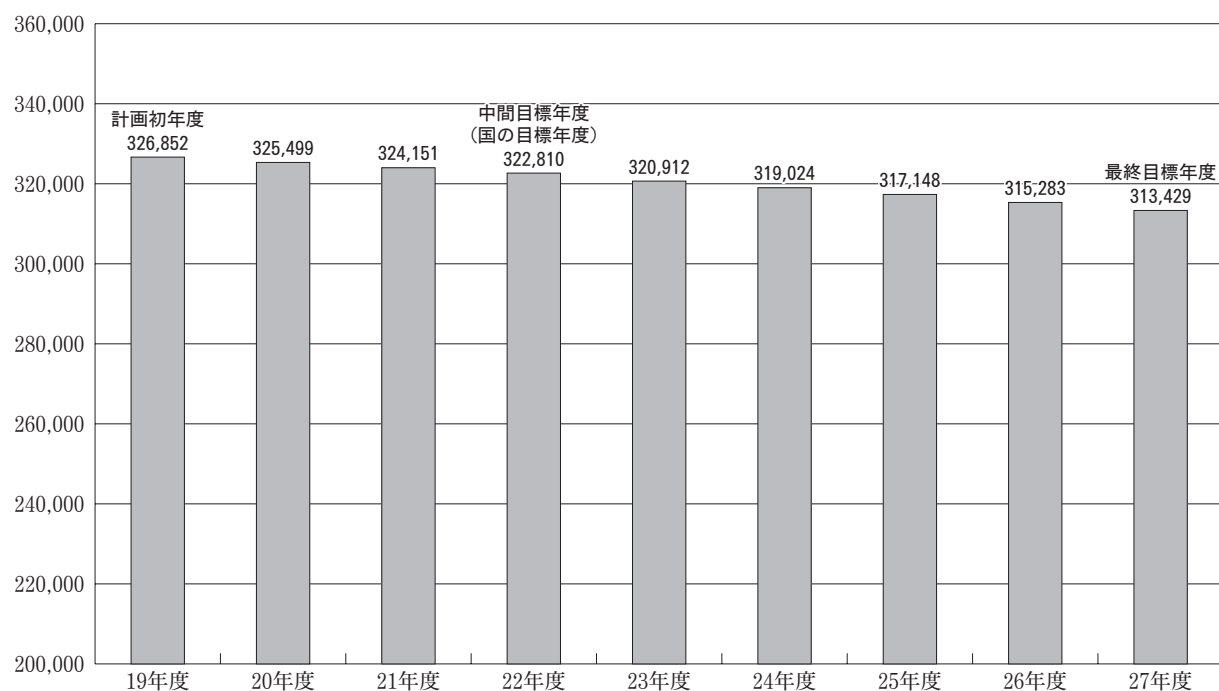
なお、将来人口については、住民基本台帳の登録人口をベースに秋田市総合計画の将来推計人口の伸び率を用いて推計するものとし、分別区分ごとの原単位については、過去のデータを基に関数式をあてはめて推計する。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{将来のごみ} \\ \hline \text{排 出 量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{ご み 排 出 量} \\ \hline \text{原 単 位 予 測 値} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{将来} \\ \hline \text{人口} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{年間} \\ \hline \text{日数} \\ \hline \end{array}$$

(1) 人口予測（住民基本台帳）

年次	国勢調査	住民基本台帳	伸び率（累乗）	
2005 （平成17年）	333,109	329,575	1.000000	—
2006 （平成18年）	—	328,211	0.995860	—
2007 （平成19年）	—	326,852	0.991738	—
2008 （平成20年）	—	325,499	0.987632	—
2009 （平成21年）	—	324,151	0.983544	—
2010 （平成22年）	326,271	322,810	0.979472	1.000000
2011 （平成23年）	—	320,912	—	0.994119
2012 （平成24年）	—	319,024	—	0.988272
2013 （平成25年）	—	317,148	—	0.982460
2014 （平成26年）	—	315,283	—	0.976682
2015 （平成27年）	316,789	313,429	—	0.970938

* 伸び率は「秋田市の将来推計人口（平成18年12月推計）」の推計値を基に算出。



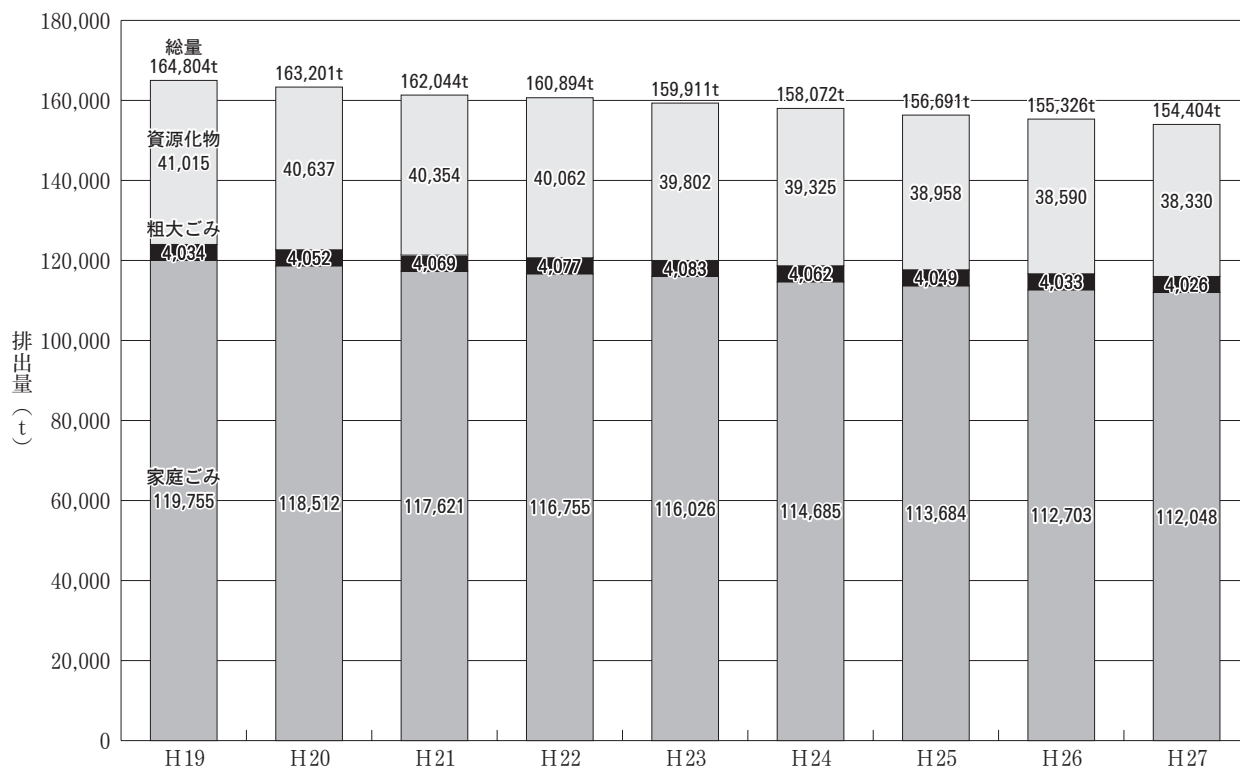
(2) ごみ排出量の予測（現施策維持の場合）

区 分		H18	H19	H20	H21	H22
家庭ごみ		120,373	119,755	118,512	117,621	116,755
粗大ごみ		3,978	4,034	4,052	4,069	4,077
資 源 化 物	空きびん	3,622	3,502	3,373	3,263	3,160
	空き缶	2,409	2,274	2,128	1,988	1,850
	ペットボトル	1,384	1,447	1,499	1,551	1,600
	古紙	32,481	32,544	32,398	32,318	32,223
	金属類	523	523	519	517	515
	ガス・スプレー缶	4	4	4	4	4
	使用済み乾電池	28	28	28	28	28
	その他	694	693	688	685	682
	計	41,145	41,015	40,637	40,354	40,062
合 計		165,496	164,804	163,201	162,044	160,894

区 分		H23	H24	H25	H26	H27
家庭ごみ		116,026	114,685	113,684	112,703	112,048
粗大ごみ		4,083	4,062	4,049	4,033	4,026
資 源 化 物	空きびん	3,068	2,965	2,877	2,794	2,723
	空き缶	1,715	1,572	1,436	1,300	1,170
	ペットボトル	1,647	1,683	1,721	1,756	1,794
	古紙	32,148	31,891	31,717	31,540	31,447
	金属類	513	509	506	503	501
	ガス・スプレー缶	4	4	4	4	4
	使用済み乾電池	27	27	27	27	27
	その他	680	674	670	666	664
	計	39,802	39,325	38,958	38,590	38,330
合 計		159,911	158,072	156,691	155,326	154,404

※資源化物の「金属類」、「ガス・スプレー缶」、「使用済み乾電池」、「その他」は、過去のデータが少ない又は関数式のあてはめが不適であるため、溶融施設稼働後の過去4年間（H14～H17）の原単位の平均値を基に推計した。

【ごみの区分別排出量予測】



2 数値目標

本市における、ごみ減量、資源化、最終処分の目標を以下のように定める。

設定年度は、基準年度を平成11年度とし、循環型社会形成推進基本計画および廃棄物処理法基本方針の最終目標年度である平成22年度を中間目標年度とする。

なお、中間目標年度以降については、国などの目標が未定であることや中間目標の達成状況を見極める必要があるため、現時点では具体的数値目標は定めないものとする。

－ 数値目標／中間目標 －

(1) ごみの減量目標

○市民一人一日あたりの家庭系ごみ（資源化物を除く。）の排出量を平成11年度の618 gから10%以上削減する。

○事業系ごみ（資源化物を除く。）の排出量を平成11年度の49,138 tから15%以上削減する。

(2) リサイクル率の目標

○リサイクル率を、平成11年度の23.6%から38%以上に引き上げる。

(3) 最終処分量の減量目標

○最終処分量（埋立量）を、平成11年度の20,798 tから90%以上削減する。

【平成22年度（中間目標年度）の目標量】

区 分		H11年度実績	H22年度目標値
減 量	市民1人1日あたりの排出量	618 g	556 g
	事業系処理ごみの排出量	49,138 t	41,767 t
リサイクル率		23.6%	38.0%
最終処分量		20,798 t	2,079 t

第4節 目標達成に向けた個別施策（アクションプラン）

アクション1 ごみの発生を抑制し、資源循環システムを充実する

ごみになりにくい商品の普及や回収ルートの拡充など、資源が円滑に循環するシステムづくりを進めます

①ごみになりにくい商品の普及

○国や製造業界等に対し、長く使いリユース・リサイクルしやすい商品の開発を要望していく。

○事業者、市民にごみになりにくい商品の販売や利用を呼びかけていく。

②リデュース（発生抑制）の推進

○市民、事業者と連携・協力しながら包装の簡素化、マイバッグの持参、量り売り、ばら売り商品の拡大などを推進していく。

○市民や事業者の意識向上とごみ減量行動を喚起するため、環境貯金箱作戦（ごみ減量によって節約された経費を市民に還元するという秋田市独自の事業）などの啓発活動を推進していく。

③事業者による自己回収処理の推進

○国や製造業界等に対し、拡大生産者責任の考えのもと、自己回収処理を前提とした新たな処理ルートの構築を要望していく。

○排出禁止物の適正な処理ルートの確保を進めていく。

④事業者によるごみ減量・リサイクルの推進

○ごみを多量に排出する事業者や中小事業者を中心に、減量やリサイクルに取り組むための指導・助言を行っていく。

○商店街のリサイクル活動やオフィス町内会活動（地域の事業者同士で事業所から出る紙ごみを効率よく回収する活動）を支援していく。

⑤市民による自主的リサイクルの推進

- 資源集団回収活動など、市民が自主的にリサイクルに参加しやすい仕組みを拡充していく。

⑥リユース（再使用）の推進

- リターナブル（再使用）容器や詰替え商品の使用を呼びかけ、リユースの徹底を図っていく。
- 再利用品の展示などPRの機会の充実を図っていく。

⑦再生品の利用拡大

- グリーン購入運動を進めながら、再生紙や再生材料で作られた製品の利用拡大を推進していく。

⑧リサイクル事業に関する調査・研究

- 安定したリサイクルルートを確保するため、リサイクル事業の動向について調査・研究を進めていく。

⑨ごみ処理費用の負担のあり方の検討

- リデュース、リユースおよびリサイクルを推進するため、ごみ処理費用の負担のあり方を検討していく。

アクション2 環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築する

市民の安全や排出事業者への指導など、排出ルールの徹底を図ります

①排出ルールの徹底と不法投棄の防止

- ごみの分別や排出者への指導など、排出ルールの徹底を図っていく。
- 不法投棄の監視体制の強化とともに、関係機関と連携を図りながら、不法投棄の防止対策を進めていく。

②資源化の推進

- 缶・びん・古紙・ペットボトルなど資源化物の分別徹底を呼びかけ、回収資源化物の質と資源化率の向上を図っていく。

③有機性一般廃棄物の有効利用に関する調査・研究

- 生ごみなど有機性廃棄物（バイオマス）の排出抑制と有効利用を図るため、堆肥化とその活用などについて調査・研究を進めていく。

④ダイオキシン類などの有害化学物質の排出抑制

- ごみ処理施設からのダイオキシン類など有害化学物質の排出をより一層低減するため、施設の適正な運転管理を行っていく。

⑤二酸化炭素の排出抑制

- ごみの減量化とともに、炉の燃焼管理を徹底し、二酸化炭素の排出量の抑制に努めていく。

⑥最終（埋立）処分場の延命化

- 最終処分量の低減化等、最終処分場を適正に管理し延命化を図っていく。

⑦施設の計画的整備

- 安定した処理システムを継続するため施設整備を計画的に進めていく。

アクション3 環境教育、環境学習と市民・事業者・市のパートナーシップによる取組を推進する

環境教育、環境学習とともに、市民・事業者・市のパートナーシップにより、ごみの諸問題への取組を進めます

①市による率先行動の一層の推進

- 市が、市民や事業者の模範となるよう、再生品の利用やごみの排出抑制、リサイクルなどの取組を進めていく。

②市民・事業者が気軽に参加できる場の提供

- 各種イベントの充実により、市民・事業者がごみ問題やその取組などについて気軽にふれあう場を提供していく。

③人・組織づくりの推進

- 市民・事業者・各種市民団体が、環境活動の企画立案から実施まで、自主的に活動できるような組織づくりや人材育成を進めていく。
- 教育機関との連携を図り、学校教育の場でのごみ減量・リサイクルの啓発を行っていく。

④施策への市民参加の促進

- ごみの排出抑制やリサイクルの推進にあたっては、市民や事業者の意見を聞くなど、市民参加型による施策立案を進めていく。

⑤市民・事業者への情報提供

- ごみ減量・リサイクル等の実践行動に資するよう、イベント、出前講座、各種広報媒体等を通じ、市民や事業者にごみに関する情報を積極的に提供していく。

⑥指導員（協力員）制度の検討

- ごみ減量や分別の徹底を図るため、市民による指導員（協力員）制度を検討していく。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現状と課題

1 人口

生活排水については、公共下水道の整備や農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業の整備により衛生処理率が向上しており、それに伴い尿くみ取り人口は減少している。

（平成17年 3 月31日現在）

区 分	人 口(人)	構成比(%)
行政区域人口（住基人口）	330,621	100.0
水洗化人口	256,720	77.6
公共下水道人口	226,384	68.5
農業集落排水人口	9,784	3.0
浄化槽人口（合併処理）	20,552	6.2
非水洗化人口	73,901	22.4
浄化槽人口（単独処理）	39,200	11.9
くみ取り人口	34,701	10.5

2 浄化槽の設置

下水道の認可区域外や農業集落排水事業の具体的計画のない地域で浄化槽を設置する場合、設置費の一部を助成しており、平成元年度から平成16年度まで約2,300基に対し補助金を交付している。

平成11年 1 月に下水道認可区域の拡大に伴い浄化槽の補助対象区域が狭まったが、公共用水域の水質のさらなる向上を図るため、認可区域外での浄化槽への移行を円滑に進める必要がある。

また、河辺地域で実施している個別排水処理事業については、維持管理が確実に実施されることや、計画的な整備が可能であることから、より一層推進する必要がある。

3 し尿および浄化槽汚泥の処理

し尿処理施設の処理量は、公共下水道や農業集落排水施設の整備・普及によって、年々減少している。

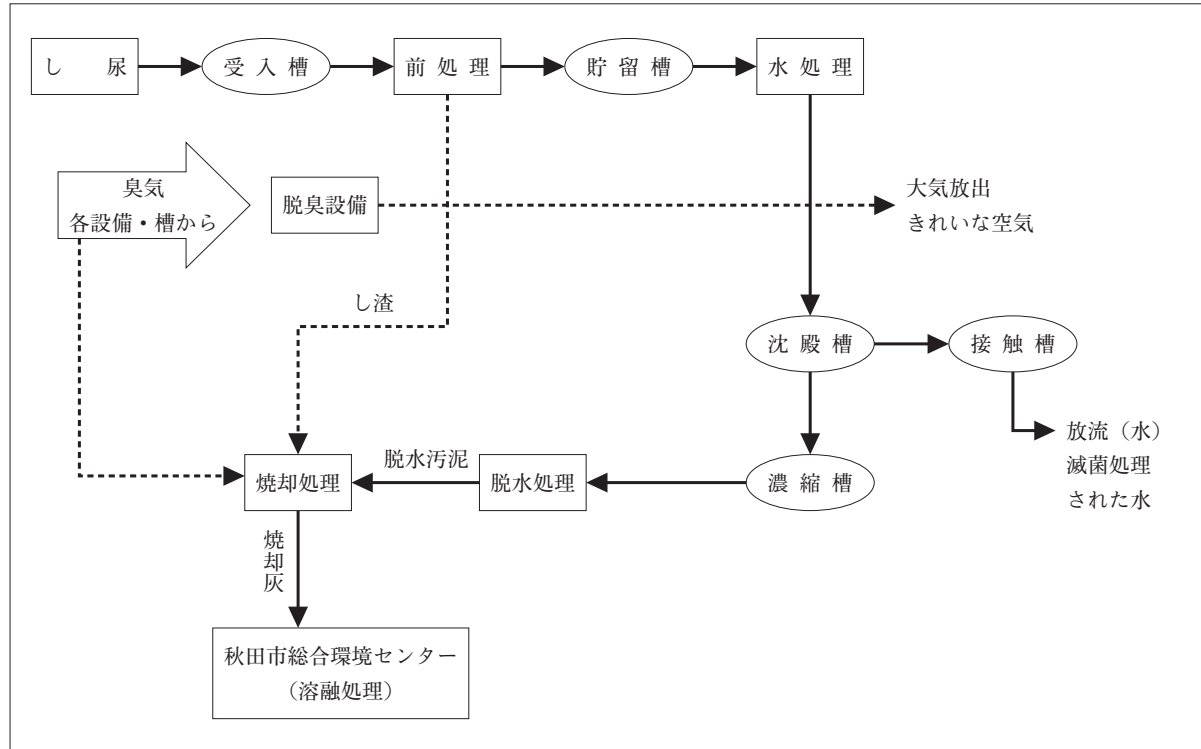
平成16年度のし尿と浄化槽汚泥の年間総処理量は70,054kl／年（日平均192kl／日）となっており、減少傾向に転じた平成

4年度の総処理量からさらに半減している。

このため、今後のし尿等の処理量の見込みをふまえ、施設の適正な管理・運営体制を構築する必要があるほか、し尿収集業者から業務の合理化等に関する計画等の提案がなされたものについて、市の支援など対応を検討していく必要がある。

【し尿処理の概要】

施 設 名 称	向浜事業所
分 類	し尿処理施設（200kl／日）
処 理 方 式	標準脱素処理方式
所 在 地	秋田市向浜一丁目13番1号
竣 工	昭和56年3月



第2節 基本理念・基本方針

1 生活排水処理の基本理念

下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽などの各処理システムの特徴を活かし、それぞれで連携を図りながら地域特性に応じた施設整備を行い、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止等、環境負荷の少ない水循環システムを構築する。

基 本 理 念

環境負荷が少ない水循環システムを構築する

2 生活排水処理の基本方針

(1) 生活排水未処理地域の解消に努める

下水道事業、農業集落排水事業の進展や浄化槽などの設置により、生活排水処理人口は増加しているが、未処理地域（総人口の約22%）も依然として残っており、その改善を図るため、地域特性に応じた整備手法を用い、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進める。

(2) し尿および浄化槽汚泥を適正に処理する

し尿および浄化槽汚泥の総処理量は平成4年度から減少し、平成16年度では当時と比較し約50%に半減しているほか、簡易水洗トイレの普及などにより、し尿の性状が固形化物の少ないものに変化し、浄化槽汚泥の処理比率が高くなっている状況等をふまえ、適正処理に向けた効率的な管理・運営体制を構築する。

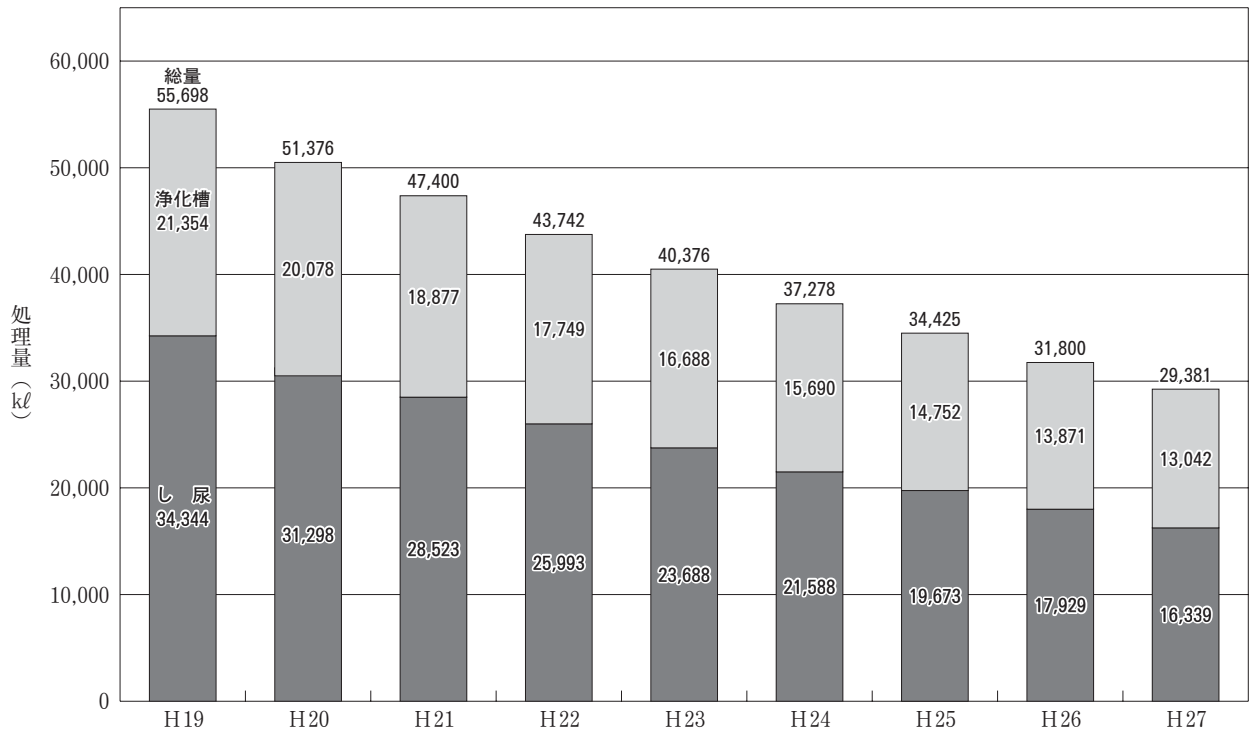
第3節 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測および数値目標

1 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測

し尿・浄化槽の汚泥処理量の予測については、過去のデータを基に関数をあてはめて推計する。

区 分	H18	H19	H20	H21
し尿処理量	37,686	34,344	31,298	28,523
浄化槽処理量	22,712	21,354	20,078	18,877
合 計	60,398	55,698	51,376	47,400

区 分	H23	H24	H25	H26
し尿処理量	23,688	21,588	19,673	17,929
浄化槽処理量	16,688	15,690	14,752	13,871
合 計	40,376	37,278	34,425	31,800



2 数値目標

本市における、生活排水処理に係る目標を以下のように定める。

生活排水処理率

○中間目標年度を平成22年度とし、生活排水処理施設（公共下水道・農業集落排水・浄化槽）の普及率を94%*とする。

*数値は「秋田市生活排水整備構想」による

第4節 目標達成に向けた個別施策（アクションプラン）

アクション1 生活排水未処理地域の解消に努める

地域特性に応じた整備手法を用い、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進めます

①公共下水道事業の推進

○事業認可区域内の公共下水道整備を進めるとともに、同区域を計画的に拡大していく。

○老朽化した下水道施設について、計画的な改築・更新に努めていく。

②農業集落排水事業の推進

○現在実施している農業集落排水事業を継続しながら、既存の施設について適正な管理・運営を行っていく。

③浄化槽設置整備事業の推進

○下水道事業認可区域および農業集落排水事業の計画がない地域に対し、浄化槽の普及を推進していく。

○既に設置されている単独処理浄化槽については浄化槽への転換を図っていく。

アクション2 し尿および浄化槽汚泥を適正に処理する

し尿および浄化槽の適正処理に向けた効率的な管理・運営体制を構築します

①適正な収集運搬体制の構築

○減少傾向にあるし尿等の収集量をふまえ、適正な収集運搬体制を構築するとともに、収集業者による業務の合理化への対

応等について、調査研究を進めていく。

②適正な処理体制の検討

○し尿等の減少傾向によって年々変化するし尿等の量や性状に対応した処理施設の運転管理を検討していく。

秋田市告示第86号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項および秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、平成19年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成19年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

1 計画期間

平成19年 4 月 1 日～平成20年 3 月31日

2 一般廃棄物の排出の状況

種 類	排 出 量		合 計
家 庭 ご み	119,755 t / 年	328 t / 日	160,589 t / 年
粗 大 ご み	4,034 t / 年	11 t / 日	
資 源 化 物	36,800 t / 年	101 t / 日	
し 尿	34,344 kl / 年	94 kl / 日	55,698 kl / 年
浄化槽汚泥	21,354 kl / 年	59 kl / 日	

※資源集団回収量を除く。

3 一般廃棄物の処理主体および処理方法

(1) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

分 別 区 分	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家 庭 ご み	市・委託業者	市	焼却	市	埋立
粗 大 ご み	委託業者	市	破碎・資源化・焼却	—	—
空きびん、空き缶、ペット ボトル、ガス・スプレー缶	市・委託業者	市	資源化（選別）	—	—
古 紙	協同組合秋田古 紙回収協会	㈲エコ・リサイク ルペーパーほか	資源化	—	—
金 属 類	市・委託業者	市	破碎・資源化・焼却	—	—
使 用 済 み 乾 電 池	委託業者	委託業者	資源化	—	—

(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）

分 別 区 分	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家 庭 ご み	排出者・許可業 者	市	焼却	市	埋立
粗 大 ご み		市	破碎・資源化・焼却	—	—
空きびん、空き缶、 ペ ッ ト ボ ト ル		市	資源化（選別）	—	—
古 紙		㈲エコ・リサイク ルペーパーほか	資源化	—	—
金 属 類		市	破碎・資源化・焼却	—	—

4 し尿および浄化槽汚泥の処理主体および処理方法

種 別	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し 尿	許可業者	市	標準脱窒素処理方式	—	—
浄 化 槽 汚 泥	許可業者・委託 業者				

5 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみの排出抑制・再資源化計画

(ア) 廃棄物の発生抑制とリサイクル活動の推進

○家庭系廃棄物減量・再資源化事業

市民団体等が行う家庭から排出される資源化物の集団回収運動を奨励し、家庭系廃棄物の発生抑制やリサイクルに対する市民の意識啓発を図る。

○事業系廃棄物減量・再資源化事業

事業者等の廃棄物の排出・分別状況を調査するとともに、訪問活動等による啓発を行い、減量およびリサイクルへの取り組みを促す。

また、本市の処理施設へ搬入される事業系ごみについて、随時展開検査を実施し、排出事業者および許可業者に対して適正な分別を指導する。

○粗大ごみ戸別収集事業

高齢化社会への対応と受益者負担の公平性を確保しながら、ごみの減量化と再資源化を図るため、粗大ごみの戸別有料収集を行う。

○古紙回収事業

家庭から排出される古紙類について、ステーション回収を行い、資源の循環を図る。

(イ) ごみ減量活動の促進

○環境貯金箱作戦

ごみ減量意識を図るため、ごみ減量により節約できた処理経費を積み立てし市民還元する「環境貯金箱制度」を広く市民に周知し、市民の排出するごみの減量化に努めるものとする。

- ・市内スーパー等で環境貯金箱キャンペーンの実施
- ・本庁舎・支所等への看板の設置、各種広報メディアを活用した制度の周知
- ・ごみ減量キャラクターエコアちゃんを活用したごみ減量の普及啓発

○環境貯金市民還元事業

環境貯金の成果を市民に還元する事業として、生ごみ減量を研究するグループに対する支援やエコクッキング、生ごみ処理学習会等の市民の生ごみ減量についての取組について支援する事業を実施する。

- ・ごみ減量研究グループ支援
- ・生ごみ水分減量学習会
- ・エコクッキング料理教室
- ・生ごみ処理学習会

○家庭系廃棄物の減量

- ・家庭系ごみ分別推進事業（ごみ減量・分別井戸端会議）各地域においてごみに関する出前講座を引き続き開催し、分別や減量の必要性を理解してもらい、各家庭において実践するように働きかける。

- ・ごみ減量活動推進事業

家庭から出されるごみの実態を把握するため、その内容や分別状況等を調査する。また、より効果的な施策展開を図るため、ごみに関する市民の意識調査を行うほか、ごみ減量に成果を上げている先進地の調査を行

う。

イ 収集・運搬計画
(ア) 収集区域の範囲
秋田市全域

(イ) 収集方法等

a 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

（単位：t）

分 別 区 分		排 出 方 法	収集回数・方法	収集車両	収集運搬量
家 庭 系 ご み		指定ごみ袋（家庭ごみ用又は資源化物用）、少量の場合のみ透明・半透明のレジ袋でも可	週2回（注1）ステーション収集	直 営 9 台 委 託 40 台	75,105
資 源 化 物	空 き び ん	プラスチック製回収箱	月2回（注2）ステーション収集	委 託 14 台	2,657
	ガス・スプレー缶	プラスチック製回収箱			4
	空 き 缶	資源化物用指定ごみ袋			1,439
	使用済み乾電池	透明の小袋			28
	ペ ッ ト ボ ト ル	資源化物用指定ごみ袋		直 営 9 台 委 託 40 台	1,056
	古紙（新聞・ダンボール・紙パック・雑誌類）	品目ごとに紙ひもで結束		秋田古紙回収協会15台	10,565
	金 属 類	資源化物用指定ごみ袋		直 営 9 台 委 託 40 台	435
粗 大 ご み（注3）		証紙（シール）を貼付	週1回申込制による戸別有料収集	委 託 4 台	1,045

（注1）年末・年始を除き、祝日も収集を行う。

（注2）祝日のうち、成人の日・海の日・敬老の日・体育の日に限り収集を行う。

（注3）石油ストーブ・ガソリン携行缶・除湿機・コンクリートブロック・物干し台座・漬け物石（製品）・鉄アレイ・モーター（5kg以内）・コイルスプリング等の自動車部品・井戸用ポンプ等収集運搬時に特別の扱いを要するものについては、大ききにかかわらず粗大ごみと同様の方法で収集する。

【市民の協力義務等】

- ・家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別し、収集日の午前6時から午前8時までに決められた集積所（ごみステーション）に出すこと。なお、収集日に出す量は、2袋までとするよう努めること。
- ・引っ越しや庭木・草の刈り込み等で多量に出るごみは、本市

の施設へ自ら搬入するか、許可業者に収集を依頼すること。

- ・市が収集処理しないごみを排出する際は、市の指示に従い自ら処理を行うこと。
- ・粗大ごみは事前に電話で収集の申込をしてから、指定された額面の証紙（シール）を貼付し、収集日の午前9時までに指定された場所へ出すこと。

b 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）

（単位：t）

分 別 区 分		排 出 方 法	収集方法	収集車両	収集運搬量
家 庭 系 ご み		指定ごみ袋（家庭ごみ用又は資源化物用）	排出者が自ら運搬 又は許可業者が戸別収集	23 社 113 台	44,650
資 源 化 物	空 き び ん	プラスチック製回収箱等			918
	空 き 缶	資源化物用指定ごみ袋			1,208
	ペ ッ ト ボ ト ル	資源化物用指定ごみ袋			528
	金 属 類	資源化物用指定ごみ袋			88
	古紙（新聞・ダンボール・紙パック・雑誌類）	品目ごとに紙ひもで結束			17,874
粗 大 ご み					2,989

【事業者の協力義務等】

- ・分別区分に従い適正に分別すること。
- ・町内会等が設置する家庭系ごみ集積所には排出しないこと。
- ・本市の処理施設へ自ら搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。

○本市で収集・処理しないごみ

区 分	品 目 例
有害性のある物	バッテリー・農薬・在宅医療廃棄物等
危険性のある物	プロパンガスボンベ等
引火性のある物	ガソリン・廃油・塗料等
著しく悪臭を発する物	

特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むおそれのある包帯等
処理に支障を及ぼすおそれのある物	タイヤホイール・ドラム缶・ホームタンク（100L超）・ボイラー・モーター（5kg超）・丸太・耐火金庫・ピアノ・鉄板（50cm超）等
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する物	エアコン・ブラウン管式テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機
パーソナルコンピューター	デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ディスプレイ等
小型二次電池等	充電式電池・ボタン型電池

リサイクルルートが確立されている物	自動車・自動二輪車・タイヤ・消火器等
-------------------	--------------------

(ウ) 自ら搬入する場合の処理施設、受入時間および受入休業日

施設名	所在地	受入時間	受入休業日
秋田市総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番1	8:00 ～16:30	日曜、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）

※再生可能な古紙は原則受入しない。また、受入休業日は変更することができる。

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター焼却（溶融）施設	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番1	600 t / 日	151,440 t	埋立 2,783 t

※一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（秋田市公共下水道八橋終末処理場から発生する下水道汚泥）を含む。

(イ) 破碎・資源化处理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター第2リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番1	32 t / 5 h	4,528 t	焼却 3,584 t

(ウ) 資源化处理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センターリサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番1	空き缶 28 t / 5 h 空きびん 36 t / 5 h ペットボトル 10 t / 5 h	6,592 t	焼却 1,043 t

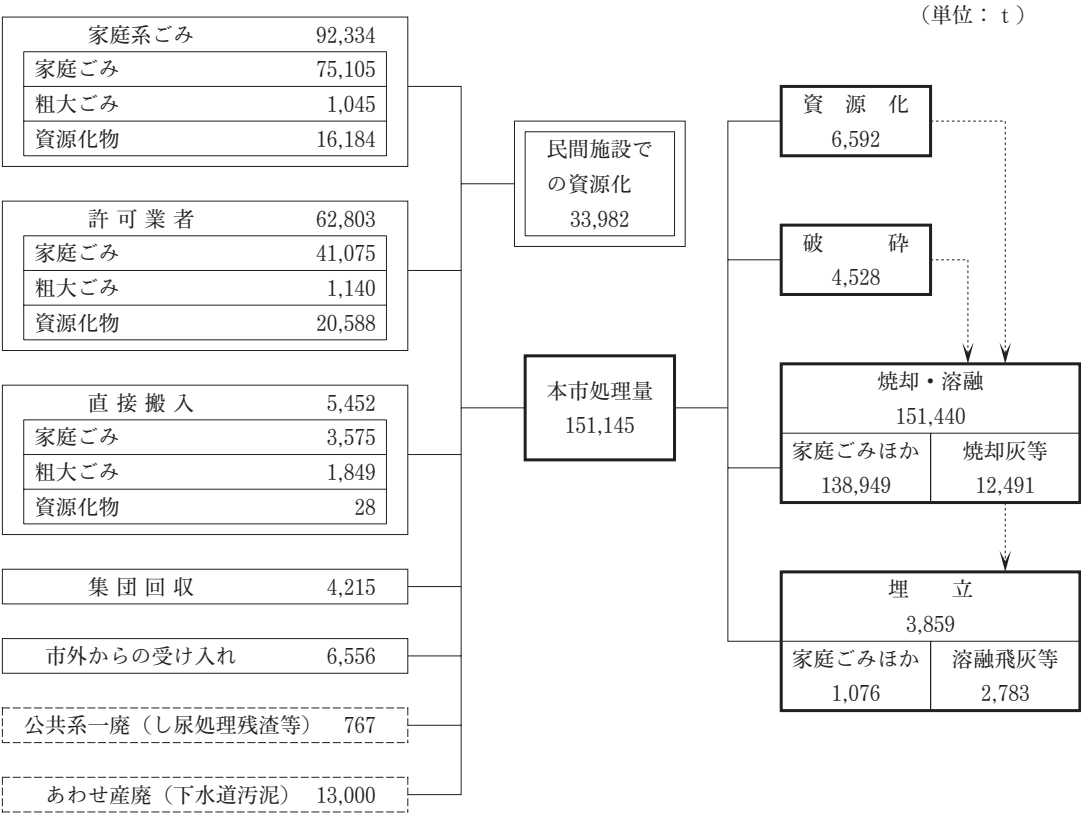
(エ) 資源化处理（民間施設）

施設名	所在地	運営主体	廃棄物種類	処理計画量
野村興産(株)イトムカ鉱業所	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	野村興産(株)	使用済み乾電池	28 t
(ウ)エコ・リサイクルペーパーほか民間施設			古紙等	33,954 t

エ 最終処分計画

施設名	所在地	全体容量	残容量	処理計画量
秋田市総合環境センター最終処分場	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番1	1,500,000 m ³	218,000 m ³ (18年度末)	3,859 t

(参考) ごみ処理計画



(2) 生活排水処理実施計画

ア 生活排水処理計画 (平成18年 3 月31日現在)

区 分	人 口	処理主体
行政区域内人口	330,593人	—
水洗化・生活雑排水処理人口	263,765人	—
公共下水道	230,983人	市
農業集落排水	9,945人	市
浄化槽 (合併処理)	22,837人	市
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	34,931人	市
非水洗化人口 (くみ取り)	31,897人	市

イ し尿・汚泥の処理計画

(ア) 適正処理の推進

し尿および浄化槽汚泥について、環境負担低減に配慮し

(ウ) 中間処理計画

施 設 名	所 在 地	受入時間	受 入 休 業 日
秋田市向浜事業所	秋田市向浜一丁目13番 1 号	7 :00 ～16:30	第 2 ・ 第 4 土曜、日曜、祝日および年末年始 (12月29日～1 月 3 日)
処 理 方 式	公称能力	処理計画量	残 渣 処 理
標準脱窒素処理方式	200kl／日	し尿 34,344kl 浄化槽汚泥 21,354kl	秋田市総合環境センターで焼却 223 t

※受入休業日は変更することができる。

秋田市告示第87号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第 1 項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則 (平成 7 年秋田市規則第34号) 第13条の規定により

ながら安定的に適正な処理を行う。

また、浄化槽によるし尿等の適正な処理を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るとともに、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助金を交付し普及を促進する。

(イ) 収集・運搬計画

a 収集区域の範囲

秋田市全域

b 収集方法等

(単位：kl)

種 類	収 集 方 法	収集運搬量
し 尿	当該区域を担当するし尿収集運搬許可業者が戸別収集	34,344
浄化槽汚泥	浄化槽清掃許可業者が戸別収集	21,354

告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
脳神経外科	石 川 達 哉	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号
泌尿器科	熊 澤 光 明	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2
泌尿器科	齋 藤 満	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2
眼科	小 野 省 太	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2
呼吸器外科	河 合 秀 樹	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2
呼吸器外科	南 谷 佳 弘	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2
整形外科	千 田 秀 一	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2
整形外科	富 岡 立	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2
整形外科	竹 島 正 晃	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2
整形外科	鈴 木 紀 夫	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2
神経内科	山 崎 貴 史	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号
呼吸器内科	佐 野 正 明	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2

秋田市告示第89号

市道路線の区域変更に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月30日

秋田市道路管理者
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の供用開始の区間

整 理 番 号	路 線 名	供 用 開 始 区 間
1 0 1 2	臨 海 秋 操 線	秋田市寺内字神屋敷35番 7 地先 秋田市寺内字蛭根79番 3 地先
1 0 1 2	臨 海 秋 操 線	秋田市寺内字堂ノ沢101番 1 地先 秋田市泉字登木67番 2 地先
1 0 1 2	臨 海 秋 操 線	秋田市寺内字堂ノ沢209番10地先 秋田市寺内字堂ノ沢171番 5 地先
1 0 7 7	新 都 市 大 通 線	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上132番 2 地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢211番地先
2 1 6 0	東 通 仲 町 手 形 線	秋田市東通仲町100番地先 秋田市手形字西谷地519番地先
8 0 3 3 4	大 松 沢 3 号 線	秋田市手形字大松沢73番 1 地先 秋田市手形字大松沢99番14地先
8 0 3 3 4	大 松 沢 3 号 線	秋田市手形字大松沢99番 7 地先 秋田市手形字大松沢99番 7 地先

- 2 供用開始の期日
平成19年 3 月30日
- 3 縦覧期間
平成19年 3 月30日
平成19年 4 月13日

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり供用開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月30日

秋田市道路管理者
秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第90号

市道路線供用開始に関する告示

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路 線 名	起 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
			終 点		
市道	旧	臨 海 秋 操 線	秋田市寺内字神屋敷35番 7 地先	1,804.80	4.90
			秋田市泉字登木67番 2 地先		14.10
	新	臨 海 秋 操 線	秋田市寺内字神屋敷35番 7 地先	1,804.80	6.20
			秋田市泉字登木67番 2 地先		14.10

市道	旧	新 都 市 大 通 線	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上132番 2 地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢85番 3 地先	2,324.00	20.00 ～ 40.00
	新	新 都 市 大 通 線	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上132番 2 地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢85番 3 地先	2,324.00	20.00 ～ 50.70
市道	旧	東 通 仲 町 手 形 線	秋田市東通仲町100番地先 秋田市手形字山崎218番地先	842.60	5.90 ～ 20.20
	新	東 通 仲 町 手 形 線	秋田市東通仲町100番地先 秋田市手形字山崎218番地先	837.00	17.80 ～ 122.70
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 181 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目19番 1 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目19番14地先	139.10	4.50
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 181 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目19番 1 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目19番14地先	140.70	4.50
市道	旧	大 松 沢 3 号 線	秋田市手形字大松沢73番 1 地先 秋田市手形字大松沢99番 7 地先	704.60	6.50 ～ 19.00
	新	大 松 沢 3 号 線	秋田市手形字大松沢73番 1 地先 秋田市手形字大松沢99番 7 地先	703.60	2.30 ～ 19.00

2 縦覧期間

平成19年 3 月30日

平成19年 4 月13日

秋田市告示第91号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の

規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成19年 3 月30日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	旧新別	路 線 名	起 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
			終 点		
市道	旧	泉 天 徳 寺 線	秋田市泉字上ノ町61番 1 地先 秋田市泉釜ノ町27番地先	895.70	6.00 ～ 15.30
	新	泉 天 徳 寺 線	秋田市泉南三丁目154番地先 秋田市泉釜ノ町27番地先	895.70	6.00 ～ 15.30
市道	旧	桜 本 線	秋田市横森一丁目237番 1 地先 秋田市下北手松崎字前谷地 3 番 2 地先	2,807.70	5.10 ～ 18.00
	新	桜 本 線	秋田市横森一丁目237番 1 地先 秋田市下北手松崎字前谷地 3 番 2 地先	2,807.70	5.10 ～ 18.00
市道	旧	上 北 手 牛 島 線	秋田市上北手荒巻字堺切 8 番 1 地先 秋田市牛島東六丁目163番 1 地先	2,566.80	5.00 ～ 25.50
	新	上 北 手 牛 島 線	秋田市上北手荒巻字堺切 8 番 1 地先 秋田市牛島東六丁目163番 1 地先	2,566.80	5.00 ～ 25.50
市道	旧	山 王 北 線	秋田市山王四丁目 3 番地先 秋田市山王中園町118番地先	972.50	8.00 ～ 12.00
	新	山 王 北 線	秋田市山王四丁目 3 番地先 秋田市山王中園町118番地先	972.50	8.00 ～ 12.00
市道	旧	蓮 沼 手 形 山 線	秋田市広面字蓮沼90番 1 地先 秋田市手形山東町32番 4 地先	1,091.00	6.80 ～ 20.30
	新	蓮 沼 手 形 山 線	秋田市広面字蓮沼90番 1 地先 秋田市手形山東町32番 4 地先	1,091.00	6.80 ～ 20.30
市道	旧	広 面 本 線	秋田市広面字広面52番地先 秋田市広面字釣瓶町141番 4 地先	1,342.20	6.20 ～ 10.70
	新	広 面 本 線	秋田市広面字広面52番地先 秋田市広面字釣瓶町141番 4 地先	1,342.00	6.20 ～ 12.20

市道	旧	仁 井 田 大 野 緑 町 線	秋田市仁井田字大野94番 1 地先 秋田市仁井田緑町21番 1 地先	1,355.20	4.50 ～ 9.10
	新	仁 井 田 大 野 緑 町 線	秋田市仁井田字大野94番 1 地先 秋田市仁井田緑町21番 1 地先	1,355.20	4.50 ～ 9.10
市道	旧	古 野 荒 卷 線	秋田市上北手古野字深田沢10番 2 地先 秋田市上北手荒巻字堺切28番 1 地先	5,478.60	7.20 ～ 28.00
	新	古 野 荒 卷 線	秋田市上北手古野字深田沢10番 2 地先 秋田市上北手荒巻字堺切28番 1 地先	5,478.60	7.20 ～ 28.00
市道	旧	新 屋 浜 田 線	秋田市新屋比内町365番 5 地先 秋田市浜田字境川30番 1 地先	4,518.30	5.30 ～ 45.50
	新	新 屋 浜 田 線	秋田市新屋比内町365番 5 地先 秋田市浜田字境川30番 1 地先	4,518.30	5.30 ～ 15.30
市道	旧	松測白熊戸島線	秋田市河辺松測字金神17番 2 地先 秋田市河辺戸島字本町211番 2 地先	4,702.40	3.30 ～ 41.50
	新	松測白熊戸島線	秋田市河辺松測字金神17番 2 地先 秋田市河辺戸島字本町211番 2 地先	4,702.40	3.30 ～ 41.50
市道	旧	山 王 中 島 町 2 号 線	秋田市山王沼田町 1 番地先 秋田市山王沼田町88番地先	366.50	7.90 ～ 8.20
	新	山 王 中 島 町 2 号 線	秋田市山王沼田町 1 番地先 秋田市山王沼田町88番地先	366.50	7.90 ～ 8.90
市道	旧	川 尻 大 川 町 8 号 線	秋田市川尻大川町12番地先 秋田市川尻大川町12番地先	45.50	6.00 ～ 6.30
	新	川 尻 大 川 町 8 号 線	秋田市川尻大川町12番地先 秋田市川尻大川町12番地先	45.50	6.30
市道	旧	山崎団地 9 号線	秋田市広面字樋ノ口98番 5 地先 秋田市広面字樋ノ口101番12地先	110.60	4.40
	新	山崎団地 9 号線	秋田市広面字樋ノ口98番 5 地先 秋田市広面字樋ノ口101番12地先	109.20	4.40
市道	旧	仲 小 路 線	秋田市中通一丁目43番地先 秋田市中通二丁目30番地先	823.00	7.80 ～ 16.00
	新	仲 小 路 線	秋田市中通一丁目43番地先 秋田市中通二丁目30番地先	823.00	7.80 ～ 13.50
市道	旧	榎 山 寺 小 路 1 号 線	秋田市榎山字寺小路22番地先 秋田市榎山字寺小路28番 2 地先	93.60	3.00 ～ 8.90
	新	榎 山 寺 小 路 1 号 線	秋田市榎山字寺小路22番地先 秋田市榎山字寺小路28番 2 地先	93.60	3.00 ～ 8.90
市道	旧	仁 井 田 上 新 田 1 号 線	秋田市仁井田字上新田181番 3 地先 秋田市仁井田字上新田151番 5 地先	234.50	6.60 ～ 7.00
	新	仁 井 田 上 新 田 1 号 線	秋田市仁井田字上新田181番 3 地先 秋田市仁井田字上新田151番 5 地先	234.50	6.60 ～ 7.40
市道	旧	東 通 館 ノ 越 10 号 線	秋田市東通館ノ越86番13地先 秋田市東通館ノ越76番 6 地先	71.30	6.00
	新	東 通 館 ノ 越 10 号 線	秋田市東通館ノ越86番13地先 秋田市東通館ノ越76番 6 地先	49.20	6.00
市道	旧	千 秋 久 保 田 町 7 号 線	秋田市千秋久保田町105番 2 地先 秋田市千秋久保田町110番 2 地先	302.00	12.00 ～ 14.00
	新	千 秋 久 保 田 町 7 号 線	秋田市千秋久保田町105番 2 地先 秋田市千秋久保田町110番 2 地先	302.00	13.00 ～ 14.00
市道	旧	牛 島 東 四 丁 目 18 号 線	秋田市牛島東四丁目66番 5 地先 秋田市牛島東四丁目66番 6 地先	23.00	6.00
	新	牛 島 東 四 丁 目 18 号 線	秋田市牛島東四丁目66番 5 地先 秋田市牛島東四丁目66番 6 地先	24.20	6.00

市道	旧	南通築地12号線	秋田市南通築地273番 6 地先 秋田市南通築地273番11地先	77.90	6.00
	新	南通築地12号線	秋田市南通築地273番 6 地先 秋田市南通築地273番11地先	76.70	6.00
市道	旧	広 面 谷 地 田 15 号 線	秋田市広面字谷地田63番 9 地先 秋田市広面字谷地田63番 8 地先	51.30	6.00
	新	広 面 谷 地 田 15 号 線	秋田市広面字谷地田63番 9 地先 秋田市広面字谷地田63番 8 地先	53.30	6.00
市道	旧	土 崎 南 三 丁 目 2 号 線	秋田市土崎南三丁目485番 3 地先 秋田市土崎南三丁目535番 5 地先	489.20	4.10 ～ 5.70
	新	土 崎 南 三 丁 目 2 号 線	秋田市土崎南三丁目485番 3 地先 秋田市土崎南三丁目535番 5 地先	489.20	4.10 ～ 6.00
市道	旧	将 軍 野 中 学 校 通 線	秋田市將軍野南一丁目434番地先 秋田市土崎港南三丁目510番 1 地先	775.30	4.60 ～ 6.70
	新	将 軍 野 中 学 校 通 線	秋田市將軍野南一丁目434番地先 秋田市土崎港南三丁目510番 1 地先	774.20	4.60 ～ 6.70
市道	旧	高 陽 幸 町 八 橋 本 町 線	秋田市高陽幸町568番 2 地先 秋田市八橋本町五丁目280番 5 地先	1,021.60	4.30 ～ 7.30
	新	高 陽 幸 町 八 橋 本 町 線	秋田市高陽幸町568番 2 地先 秋田市八橋本町五丁目280番 5 地先	1,021.60	4.30 ～ 7.10
市道	旧	鯨 沼 金 ノ 町 線	秋田市泉字鯨沼27番 1 地先 秋田市泉字金ノ町73番 2 地先	1,380.20	5.40 ～ 8.30
	新	鯨 沼 金 ノ 町 線	秋田市泉字鯨沼27番 1 地先 秋田市泉字金ノ町73番 2 地先	1,377.60	5.40 ～ 8.30
市道	旧	金 ノ 町 2 号 線	秋田市泉字金ノ町81番13地先 秋田市泉字金ノ町73番 3 地先	82.80	5.30 ～ 9.60
	新	金 ノ 町 2 号 線	秋田市泉字金ノ町81番13地先 秋田市泉字金ノ町73番 3 地先	80.60	6.90 ～ 9.60
市道	旧	金 ノ 町 3 号 線	秋田市泉字金ノ町81番 3 地先 秋田市泉字金ノ町81番30地先	166.40	4.20 ～ 5.00
	新	金 ノ 町 3 号 線	秋田市泉字金ノ町81番 3 地先 秋田市泉字金ノ町81番30地先	163.90	4.20
市道	旧	千 秋 明 徳 町 1 号 線	秋田市千秋明徳町203番 2 地先 秋田市千秋明徳町 5 番 5 地先	526.90	6.00 ～ 23.70
	新	千 秋 明 徳 町 1 号 線	秋田市千秋明徳町203番 2 地先 秋田市千秋明徳町 5 番 5 地先	526.90	6.00 ～ 29.00
市道	旧	土 崎 南 三 丁 目 3 号 線	秋田市土崎港南三丁目489番 1 地先 秋田市土崎港南三丁目524番 4 地先	433.00	3.10 ～ 5.50
	新	土 崎 南 三 丁 目 3 号 線	秋田市土崎港南三丁目489番 1 地先 秋田市土崎港南三丁目524番 4 地先	433.00	3.10 ～ 6.00
市道	旧	金 ノ 町 37 号 線	秋田市泉字金ノ町169番 1 地先 秋田市泉字金ノ町158番28地先	125.40	6.00
	新	金 ノ 町 37 号 線	秋田市泉字金ノ町169番 1 地先 秋田市泉字金ノ町158番28地先	124.40	6.00
市道	旧	土 崎 南 三 丁 目 6 号 線	秋田市土崎港南三丁目510番19地先 秋田市土崎港南三丁目510番14地先	102.50	6.00
	新	土 崎 南 三 丁 目 6 号 線	秋田市土崎港南三丁目510番19地先 秋田市土崎港南三丁目510番14地先	101.50	6.00
市道	旧	田 五 郎 14 号 線	秋田市八橋田五郎一丁目204番 6 地先 秋田市八橋田五郎一丁目204番 2 地先	57.60	6.00
	新	田 五 郎 14 号 線	秋田市八橋田五郎一丁目204番 6 地先 秋田市八橋田五郎一丁目204番 2 地先	47.20	6.00

市道	旧	寺内蛭根13号線	秋田市寺内蛭根二丁目60番105地先 秋田市寺内蛭根二丁目60番336地先	58.70	5.50 ～ 6.30
	新	寺内蛭根13号線	秋田市寺内蛭根二丁目60番105地先 秋田市寺内蛭根二丁目60番336地先	58.70	5.50 ～ 5.70
市道	旧	土 崎 西 三 丁 目 四 丁 目 線	秋田市土崎港西三丁目27番地先 秋田市土崎港古川町字相染境14番 5 地先	704.10	3.70 ～ 8.10
	新	土 崎 西 三 丁 目 四 丁 目 線	秋田市土崎港西三丁目27番地先 秋田市土崎港古川町字相染境14番 5 地先	704.10	3.70 ～ 8.10
市道	旧	土 崎 西 三 丁 目 3 号 線	秋田市土崎港西三丁目26番 4 地先 秋田市土崎港西三丁目53番 4 地先	398.20	10.00 ～ 17.80
	新	土 崎 西 三 丁 目 3 号 線	秋田市土崎港西三丁目26番 4 地先 秋田市土崎港西三丁目53番 4 地先	398.20	13.10 ～ 17.80
市道	旧	土崎中央四丁目 3 号 線	秋田市土崎港中央四丁目161番 5 地先 秋田市土崎港中央四丁目170番 1 地先	164.20	4.00 ～ 4.10
	新	土崎中央四丁目 3 号 線	秋田市土崎港中央四丁目161番 5 地先 秋田市土崎港中央四丁目170番 1 地先	164.20	4.00 ～ 6.00
市道	旧	土崎中央四丁目 4 号 線	秋田市土崎港中央六丁目280番地先 秋田市土崎港中央六丁目244番地先	202.10	10.50 ～ 11.10
	新	土崎中央四丁目 4 号 線	秋田市土崎港中央六丁目280番地先 秋田市土崎港中央六丁目244番地先	202.10	10.50 ～ 11.10
市道	旧	将軍野東二丁目 1 号 線	秋田市将軍野東二丁目225番地先 秋田市将軍野東二丁目230番地先	52.30	3.60 ～ 4.60
	新	将軍野東二丁目 1 号 線	秋田市将軍野東二丁目225番地先 秋田市将軍野東二丁目230番地先	52.30	3.60 ～ 4.00
市道	旧	新 藤 田 西 町 1 号 線	秋田市旭川新藤田西町62番 3 地先 秋田市旭川新藤田西町151番55地先	211.80	5.90 ～ 7.80
	新	新 藤 田 西 町 1 号 線	秋田市旭川新藤田西町62番 3 地先 秋田市旭川新藤田西町151番55地先	211.80	5.90 ～ 7.80
市道	旧	外 旭 川 八 幡 田 13 号 線	秋田市外旭川字八幡田314番 5 地先 秋田市外旭川字八幡田314番21地先	65.00	6.00
	新	外 旭 川 八 幡 田 13 号 線	秋田市外旭川字八幡田314番 5 地先 秋田市外旭川字八幡田314番21地先	68.70	6.00
市道	旧	待 合 2 号 線	秋田市外旭川字小谷地 1 番 2 地先 秋田市外旭川字中谷地61番 1 地先	522.00	6.30 ～ 6.40
	新	待 合 2 号 線	秋田市外旭川字小谷地 1 番 2 地先 秋田市外旭川字中谷地61番 1 地先	525.20	6.50
市道	旧	外 旭 川 三 千 刈 12 号 線	秋田市外旭川字三千刈184番 4 地先 秋田市外旭川字三千刈192番地先	162.10	6.50 ～ 9.40
	新	外 旭 川 三 千 刈 12 号 線	秋田市外旭川字三千刈184番 4 地先 秋田市外旭川字三千刈192番地先	162.10	6.50
市道	旧	土 崎 駅 東 線	秋田市土崎港北四丁目24番 1 地先 秋田市土崎港東三丁目136番 2 地先	1,070.00	4.90 ～ 10.50
	新	土 崎 駅 東 線	秋田市土崎港北四丁目24番 1 地先 秋田市土崎港東三丁目136番 2 地先	1,070.00	4.90 ～ 10.50
市道	旧	外 旭 川 八 幡 田 38 号 線	秋田市外旭川字八幡田314番21地先 秋田市外旭川字八幡田306番 5 地先	69.50	6.00
	新	外 旭 川 八 幡 田 38 号 線	秋田市外旭川字八幡田314番21地先 秋田市外旭川字八幡田306番 5 地先	72.80	6.00
市道	旧	将軍野南28号線	秋田市将軍野南四丁目10番15地先 秋田市将軍野南四丁目106番 3 地先	123.00	2.40 ～ 5.00
	新	将軍野南28号線	秋田市将軍野南四丁目10番15地先 秋田市将軍野南四丁目106番 3 地先	126.00	2.40 ～ 5.30

市道	旧	外 旭 川 在 家 23 号 線	秋田市外旭川八柳二丁目259番 1 地先 秋田市外旭川八柳二丁目385番 1 地先	82.00	6.00
	新	外 旭 川 在 家 23 号 線	秋田市外旭川八柳二丁目259番 1 地先 秋田市外旭川八柳二丁目385番 1 地先	76.80	6.00
市道	旧	北 浜 工 業 団 地 9 号 線	秋田市飯島字穀丁大谷地255番地先 秋田市飯島字穀丁大谷地253番地先	160.00	10.00
	新	北 浜 工 業 団 地 9 号 線	秋田市飯島字穀丁大谷地255番地先 秋田市飯島字穀丁大谷地253番地先	171.00	10.00
市道	旧	土 崎 西 四 丁 目 3 号 線	秋田市土崎港西四丁目40番 1 地先 秋田市土崎港西四丁目40番 5 地先	83.80	6.00
	新	土 崎 西 四 丁 目 3 号 線	秋田市土崎港西四丁目40番 1 地先 秋田市土崎港西四丁目40番 5 地先	63.00	6.00
市道	旧	外 旭 川 八 幡 田 39 号 線	秋田市外旭川字八幡田314番21地先 秋田市外旭川字八幡田314番18地先	53.00	7.00
	新	外 旭 川 八 幡 田 39 号 線	秋田市外旭川字八幡田314番21地先 秋田市外旭川字八幡田314番18地先	56.10	7.00
市道	旧	将軍野南29号線	秋田市将軍野南四丁目 8 番 1 地先 秋田市将軍野南四丁目105番 1 地先	173.00	4.00 ～ 6.80
	新	将軍野南29号線	秋田市将軍野南四丁目 8 番 1 地先 秋田市将軍野南四丁目105番 1 地先	169.30	4.00 ～ 6.90
市道	旧	境内川原22号線	秋田市添川字境内川原216番 1 地先 秋田市添川字地ノ内97番16地先	25.00	14.00 ～ 29.00
	新	境内川原22号線	秋田市添川字境内川原216番 1 地先 秋田市添川字地ノ内97番16地先	20.50	14.00 ～ 29.00
市道	旧	境内川原23号線	秋田市添川字境内川原96番23地先 秋田市濁川字家ノ前 1 番 1 地先	135.60	5.50 ～ 8.40
	新	境内川原23号線	秋田市添川字境内川原96番23地先 秋田市濁川字家ノ前 1 番 1 地先	132.80	5.50 ～ 6.50
市道	旧	茨 島 七 丁 目 22 号 線	秋田市茨島七丁目24番37地先 秋田市牛島西三丁目316番地先	158.20	5.00 ～ 6.50
	新	茨 島 七 丁 目 22 号 線	秋田市茨島七丁目24番37地先 秋田市牛島西三丁目316番地先	160.70	5.00 ～ 7.40
市道	旧	御 所 野 自 歩 道 7 号 線	秋田市上北手御所野字荒久利26番12地先 秋田市上北手御所野字荒久利27番 1 地先	109.40	4.00
	新	御 所 野 自 歩 道 7 号 線	秋田市御所野元町三丁目 2 番 1 地先 秋田市御所野元町三丁目 2 番 1 地先	109.40	4.50 ～ 9.00
市道	旧	御 所 野 元 町 6 号 線	秋田市御所野元町三丁目49番地先 秋田市御所野元町三丁目 2 番 2 地先	175.70	7.00 ～ 14.00
	新	御 所 野 元 町 6 号 線	秋田市御所野元町三丁目49番地先 秋田市御所野元町三丁目 2 番 2 地先	175.70	15.00 ～ 16.70
市道	旧	御 所 野 元 町 7 号 線	秋田市御所野元町三丁目49番地先 秋田市御所野元町三丁目54番地先	140.80	7.00
	新	御 所 野 元 町 7 号 線	秋田市御所野元町三丁目49番地先 秋田市御所野元町三丁目54番地先	140.80	12.00 ～ 15.00
市道	旧	柳 林 坂 ノ 上 線	秋田市四ツ小屋字小阿地字柳林34番 9 地先 秋田市四ツ小屋字小阿地字坂ノ上234番 1 地先	966.20	4.40 ～ 16.00
	新	柳 林 坂 ノ 上 線	秋田市四ツ小屋字小阿地字柳林34番 9 地先 秋田市四ツ小屋字小阿地字坂ノ上234番 1 地先	966.20	4.40 ～ 16.00
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タウン173号線	秋田市御所野地蔵田五丁目187番地先 秋田市御所野地蔵田五丁目23番11地先	330.50	8.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タウン173号線	秋田市御所野地蔵田五丁目187番地先 秋田市御所野地蔵田五丁目23番11地先	340.80	8.00

市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 174 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目29番 3 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目31番 1 地先	391.10	6.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 174 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目29番 3 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目31番 1 地先	375.30	6.00
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 177 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目29番 7 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目29番 7 地先	31.00	4.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 177 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目29番 7 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目29番 7 地先	32.00	4.00
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 179 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目22番21地先 秋田市御所野地蔵田五丁目23番 1 地先	75.00	6.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 179 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目22番21地先 秋田市御所野地蔵田五丁目23番 1 地先	79.20	6.00
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 180 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目22番11地先 秋田市御所野地蔵田五丁目22番 1 地先	137.00	6.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 180 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目22番11地先 秋田市御所野地蔵田五丁目22番 1 地先	136.00	6.00
市道	旧	新 屋 表 町 1 号 線	秋田市新屋表町96番 1 地先 秋田市新屋表町240番地先	137.50	3.40 ～ 6.00
	新	新 屋 表 町 1 号 線	秋田市新屋表町96番 1 地先 秋田市新屋表町240番地先	137.50	4.20 ～ 6.00
市道	旧	長 浜 長 坂 五 郎 池 線	秋田市下浜長浜字長坂157番86地先 秋田市下浜長浜字木戸脇40番地先	1,045.80	1.00 ～ 7.50
	新	長 浜 長 坂 五 郎 池 線	秋田市下浜長浜字長坂157番86地先 秋田市下浜長浜字木戸脇40番地先	1,045.80	1.00 ～ 7.50
市道	旧	鳥 屋 沢 前 谷 地 線	秋田市下浜八田字鳥屋沢33番地先 秋田市下浜八田字前谷地72番地先	846.60	1.60 ～ 9.00
	新	鳥 屋 沢 前 谷 地 線	秋田市下浜八田字鳥屋沢33番地先 秋田市下浜八田字前谷地72番地先	849.70	1.60 ～ 9.00
市道	旧	新 屋 勝 平 町 11 号 線	秋田市新屋勝平町164番99地先 秋田市新屋勝平町164番125地先	73.60	4.00 ～ 4.10
	新	新 屋 勝 平 町 11 号 線	秋田市新屋勝平町164番99地先 秋田市新屋勝平町164番125地先	72.60	4.00 ～ 4.10
市道	旧	新 屋 前 野 町 16 号 線	秋田市新屋前野町 3 番地先 秋田市新屋前野町50番10地先	150.00	4.10 ～ 6.80
	新	新 屋 前 野 町 16 号 線	秋田市新屋前野町 3 番地先 秋田市新屋前野町50番10地先	153.80	4.10 ～ 7.80
市道	旧	新 屋 勝 平 町 12 号 線	秋田市新屋勝平町286番146地先 秋田市新屋勝平町164番56地先	126.00	4.00 ～ 4.20
	新	新 屋 勝 平 町 12 号 線	秋田市新屋勝平町286番146地先 秋田市新屋勝平町164番56地先	110.50	4.00 ～ 4.20
市道	旧	新 屋 鳥 木 町 14 号 線	秋田市新屋鳥木町 1 番176地先 秋田市新屋鳥木町 1 番189地先	222.30	9.00
	新	新 屋 鳥 木 町 14 号 線	秋田市新屋鳥木町 1 番176地先 秋田市新屋鳥木町 1 番189地先	229.70	9.00
市道	旧	松 崎 家 ノ 前 2 号 線	秋田市下北手松崎字前谷地143番 4 地先 秋田市広面字谷内佐渡49番 2 地先	485.10	4.30 ～ 8.90
	新	松 崎 家 ノ 前 2 号 線	秋田市下北手松崎字前谷地143番 4 地先 秋田市広面字谷内佐渡49番 2 地先	485.10	4.30 ～ 8.90
市道	旧	松 崎 1 号 線	秋田市下北手松崎字前谷地97番 1 地先 秋田市下北手松崎字家ノ前206番 1 地先	786.20	4.00 ～ 6.00
	新	松 崎 1 号 線	秋田市下北手松崎字前谷地97番 1 地先 秋田市下北手松崎字家ノ前206番 1 地先	785.20	4.00 ～ 6.00

市道	旧	横 森 四 丁 目 1 号 線	秋田市横森四丁目61番 5 地先 秋田市横森四丁目611番地先	214.00	4.00 ～ 7.00
	新	横 森 四 丁 目 1 号 線	秋田市横森四丁目61番 5 地先 秋田市横森四丁目611番地先	212.30	4.00 ～ 7.00
市道	旧	横 森 四 丁 目 2 号 線	秋田市横森四丁目620番地先 秋田市横森四丁目613番地先	94.60	5.90
	新	横 森 四 丁 目 2 号 線	秋田市横森四丁目620番地先 秋田市横森四丁目613番地先	92.30	5.90
市道	旧	横 森 四 丁 目 桜二丁目 1 号線	秋田市横森四丁目602番地先 秋田市桜二丁目183番250地先	1,393.70	5.00 ～ 8.50
	新	横 森 四 丁 目 桜二丁目 1 号線	秋田市横森四丁目602番地先 秋田市桜二丁目183番250地先	1,390.30	5.00 ～ 8.50
市道	旧	横 森 四 丁 目 桜二丁目 2 号線	秋田市横森四丁目587番地先 秋田市桜二丁目183番352地先	520.00	7.90 ～ 8.10
	新	横 森 四 丁 目 桜二丁目 2 号線	秋田市横森四丁目587番地先 秋田市桜二丁目183番352地先	520.00	7.90 ～ 8.30
市道	旧	横 森 四 丁 目 3 号 線	秋田市横森四丁目512番地先 秋田市横森四丁目531番地先	380.70	5.80 ～ 6.00
	新	横 森 四 丁 目 3 号 線	秋田市横森四丁目512番地先 秋田市横森四丁目531番地先	377.00	5.80 ～ 6.00
市道	旧	横 森 四 丁 目 4 号 線	秋田市横森四丁目642番地先 秋田市横森四丁目429番地先	416.00	7.80 ～ 8.00
	新	横 森 四 丁 目 4 号 線	秋田市横森四丁目642番地先 秋田市横森四丁目429番地先	412.40	7.80 ～ 8.00
市道	旧	横 森 四 丁 目 5 号 線	秋田市横森四丁目376番地先 秋田市横森四丁目412番地先	456.60	5.90 ～ 6.00
	新	横 森 四 丁 目 5 号 線	秋田市横森四丁目376番地先 秋田市横森四丁目412番地先	453.20	5.90 ～ 6.00
市道	旧	桜二丁目 1 号線	秋田市桜二丁目209番 2 地先 秋田市桜二丁目183番363地先	462.00	5.80 ～ 6.00
	新	桜二丁目 1 号線	秋田市桜二丁目209番 2 地先 秋田市桜二丁目183番363地先	458.90	5.80 ～ 6.00
市道	旧	桜二丁目 5 号線	秋田市桜二丁目263番 2 地先 秋田市桜二丁目268番 9 地先	241.50	5.90 ～ 6.20
	新	桜二丁目 5 号線	秋田市桜二丁目263番 2 地先 秋田市桜二丁目268番 9 地先	240.10	5.90 ～ 6.20
市道	旧	猿 田 古 野 線	秋田市上北手猿田字寺村205番地 秋田市上北手古野字館越109番地先	1,109.90	4.00 ～ 10.00
	新	猿 田 古 野 線	秋田市上北手猿田字寺村205番地 秋田市上北手古野字館越109番地先	1,109.90	4.00 ～ 12.00
市道	旧	大 山 田 線	秋田市上北手大山田字太平沢111番 4 地先 秋田市上北手大山田字豊口48番地先	512.00	4.00 ～ 9.70
	新	大 山 田 線	秋田市上北手大山田字太平沢111番 4 地先 秋田市上北手大山田字豊口48番地先	512.00	4.00 ～ 12.00
市道	旧	脇ノ田 1 号線	秋田市上北手古野字脇ノ田49番地先 秋田市上北手古野字脇ノ田 5 番地先	217.50	2.40 ～ 5.20
	新	脇ノ田 1 号線	秋田市上北手古野字脇ノ田49番地先 秋田市上北手古野字脇ノ田 5 番地先	217.50	3.50 ～ 7.90
市道	旧	松 崎 15 号 線	秋田市下北手松崎字走り崎35番 1 地先 秋田市下北手松崎字谷崎60番 1 地先	404.20	6.00 ～ 10.50
	新	松 崎 15 号 線	秋田市下北手松崎字走り崎35番 1 地先 秋田市下北手松崎字谷崎60番 1 地先	404.20	6.00 ～ 11.30

市道	旧	松 崎 17 号 線	秋田市下北手松崎字大巻25番地先 秋田市下北手松崎字谷崎23番1地先	400.00	4.00
	新	松 崎 17 号 線	秋田市下北手松崎字大巻25番地先 秋田市下北手松崎字谷崎23番1地先	381.40	10.30 ～ 13.00
市道	旧	柳館松崎4号線	秋田市広面字谷内佐渡57番5地先 秋田市下北手松崎字谷崎1番1地先	692.70	9.00 ～ 16.50
	新	柳館松崎4号線	秋田市広面字谷内佐渡57番5地先 秋田市下北手松崎字谷崎1番1地先	692.70	9.00 ～ 16.50
市道	旧	桜 台 5 号 線	秋田市桜台一丁目2番1地先 秋田市桜台一丁目61番地先	299.80	6.00 ～ 6.10
	新	桜 台 5 号 線	秋田市桜台一丁目2番1地先 秋田市桜台一丁目61番地先	319.30	4.00 ～ 23.50
市道	旧	桜 台 53 号 線	秋田市桜台一丁目76番12地先 秋田市桜台一丁目76番4地先	143.20	6.00
	新	桜 台 53 号 線	秋田市桜台一丁目76番12地先 秋田市桜台一丁目76番4地先	144.50	6.00
市道	旧	堤 台 一 丁 目 北 1 号 線	秋田市御所野堤台一丁目2番1地先 秋田市御所野堤台一丁目2番1地先	100.70	8.00
	新	堤 台 一 丁 目 北 1 号 線	秋田市御所野堤台一丁目2番1地先 秋田市御所野堤台一丁目2番1地先	103.70	8.00
市道	旧	堤 台 一 丁 目 北 2 号 線	秋田市御所野堤台一丁目3番1地先 秋田市御所野堤台一丁目3番1地先	81.70	8.00
	新	堤 台 一 丁 目 北 2 号 線	秋田市御所野堤台一丁目3番1地先 秋田市御所野堤台一丁目3番1地先	84.60	8.00
市道	旧	堤 台 一 丁 目 北 3 号 線	秋田市御所野堤台一丁目2番1地先 秋田市御所野堤台一丁目3番2地先	481.40	16.00
	新	堤 台 一 丁 目 北 3 号 線	秋田市御所野堤台一丁目2番1地先 秋田市御所野堤台一丁目3番2地先	484.00	16.00
市道	旧	中台団地1号線	秋田市旭川新藤田東町211番16地先 秋田市手形字中台59番66地先	488.40	5.30 ～ 10.00
	新	中台団地1号線	秋田市旭川新藤田東町211番16地先 秋田市手形字中台59番66地先	488.40	5.30 ～ 10.00
市道	旧	広 面 小 学 校 1 号 線	秋田市広面字近藤堰添67番2地先 秋田市広面字近藤堰添66番2地先	606.20	8.00 ～ 10.70
	新	広 面 小 学 校 1 号 線	秋田市広面字近藤堰添67番2地先 秋田市広面字近藤堰添66番2地先	607.20	8.00 ～ 10.70
市道	旧	赤 沼 下 道 線	秋田市広面字近藤堰添112番10地先 秋田市広面字赤沼37番2地先	539.20	3.20 ～ 9.30
	新	赤 沼 下 道 線	秋田市広面字近藤堰添112番10地先 秋田市広面字赤沼37番2地先	537.70	3.20 ～ 9.30
市道	旧	広 面 小 学 校 2 号 線	秋田市広面字近藤堰越13番2地先 秋田市広面字近藤堰添12番地先	277.90	3.20 ～ 7.50
	新	広 面 小 学 校 2 号 線	秋田市広面字近藤堰越13番2地先 秋田市広面字近藤堰添12番地先	276.80	3.20 ～ 7.50
市道	旧	広 面 小 学 校 3 号 線	秋田市広面字蓮沼72番1地先 秋田市広面字近藤堰越37番2地先	344.80	3.20 ～ 6.00
	新	広 面 小 学 校 3 号 線	秋田市広面字蓮沼72番1地先 秋田市広面字近藤堰越37番2地先	343.20	3.20 ～ 6.00
市道	旧	蓮 沼 3 号 線	秋田市広面字蓮沼32番5地先 秋田市広面字蓮沼32番1地先	53.40	4.00 ～ 4.10
	新	蓮 沼 3 号 線	秋田市広面字蓮沼32番5地先 秋田市広面字蓮沼32番1地先	53.40	6.00

市道	旧	広 面 小 学 校 4 号 線	秋田市広面字近藤堰越10番 1 地先 秋田市広面字近藤堰越10番 1 地先	56.70	6.50
	新	広 面 小 学 校 4 号 線	秋田市広面字近藤堰越10番 1 地先 秋田市広面字近藤堰越10番 1 地先	54.90	6.50
市道	旧	広 面 小 学 校 5 号 線	秋田市広面字近藤堰添46番 1 地先 秋田市広面字近藤堰添 7 番地先	228.10	4.00 ～ 6.00
	新	広 面 小 学 校 5 号 線	秋田市広面字近藤堰添46番 1 地先 秋田市広面字近藤堰添 7 番地先	229.90	4.00 ～ 6.00
市道	旧	中山谷貝ノ沢線	秋田市太平山谷字中山谷231番 1 地先 秋田市太平山谷字貝ノ沢46番地先	2,036.30	3.00 ～ 20.40
	新	中山谷貝ノ沢線	秋田市太平山谷字中山谷231番 1 地先 秋田市太平山谷字貝ノ沢46番地先	2,036.30	3.00 ～ 20.40
市道	旧	広 面 小 学 校 9 号 線	秋田市広面字近藤堰添21番 4 地先 秋田市広面字近藤堰添19番 1 地先	41.00	6.00
	新	広 面 小 学 校 9 号 線	秋田市広面字近藤堰添21番 4 地先 秋田市広面字近藤堰添19番 1 地先	39.90	6.00
市道	旧	広面川崎22号線	秋田市広面字川崎 1 番 3 地先 秋田市広面字川崎 1 番 3 地先	54.40	6.00
	新	広面川崎22号線	秋田市広面字川崎 1 番 3 地先 秋田市広面字川崎 1 番 3 地先	59.20	6.00
市道	旧	広面川崎23号線	秋田市広面字川崎 1 番 1 地先 秋田市広面字川崎 1 番 1 地先	54.40	6.00
	新	広面川崎23号線	秋田市広面字川崎 1 番 1 地先 秋田市広面字川崎 1 番 1 地先	60.00	6.00
市道	旧	天 ノ 袋 線	秋田市飯島字平右衛門田尻280番 2 地先 秋田市飯島鼠田一丁目302番 4 地先	1,099.30	3.50 ～ 11.70
	新	天 ノ 袋 線	秋田市飯島字平右衛門田尻280番 2 地先 秋田市飯島鼠田一丁目302番 4 地先	1,099.30	3.50 ～ 11.70
市道	旧	道 川 線	秋田市上新城道川字宮ノ下60番地先 秋田市上新城道川字愛染 5 番 3 地先	1,269.90	4.90 ～ 10.10
	新	道 川 線	秋田市上新城道川字宮ノ下60番地先 秋田市上新城道川字愛染 5 番 3 地先	1,269.90	5.70 ～ 10.10
市道	旧	下 新 城 中 野 2 号 線	秋田市下新城中野字前谷地432番地先 秋田市下新城中野字前谷地404番地先	514.70	9.00
	新	下 新 城 中 野 2 号 線	秋田市下新城中野字前谷地432番地先 秋田市下新城中野字前谷地404番地先	506.50	10.60 ～ 15.00
市道	旧	上新城五十丁 小 林 線	秋田市上新城五十丁字小林190番 4 地先 秋田市上新城中字松木台93番 1 地先	334.50	4.00 ～ 6.50
	新	上新城五十丁 小 林 線	秋田市上新城五十丁字小林190番 4 地先 秋田市上新城中字松木台93番 1 地先	330.30	4.00 ～ 6.50
市道	旧	川 原 田 3 号 線	秋田市河辺松測字川原田29番地先 秋田市河辺松測字小川原60番地先	333.00	6.00 ～ 10.50
	新	川 原 田 3 号 線	秋田市河辺松測字川原田29番地先 秋田市河辺松測字小川原60番地先	333.00	6.00 ～ 10.50
市道	旧	上前田表 2 号線	秋田市河辺北野田高屋字上前田表81番 3 地先 秋田市河辺北野田高屋字上前田表81番 3 地先	52.90	5.00
	新	上前田表 2 号線	秋田市河辺北野田高屋字上前田表81番 3 地先 秋田市河辺北野田高屋字上前田表81番 3 地先	40.30	5.00
市道	旧	山 崎 椿 台 線	秋田市雄和田草川字山崎山21番地先 秋田市雄和椿川字前椿岱135番地先	1,912.40	4.20 ～ 7.60
	新	山 崎 椿 台 線	秋田市雄和田草川字山崎山21番地先 秋田市雄和椿川字前椿岱135番地先	1,912.40	4.50 ～ 11.00

市道	旧	本 田 大 又 線	秋田市雄和田草川字本田241番17地先 秋田市雄和田草川字大又46番地先	704.30	5.50 ～ 11.20
	新	本 田 大 又 線	秋田市雄和田草川字本田241番17地先 秋田市雄和田草川字大又46番地先	702.40	5.70 ～ 13.00
市道	旧	上 繁 線	秋田市雄和繁字梵天野75番地先 秋田市雄和繁字金輪神28番地先	1,794.80	4.00 ～ 8.20
	新	上 繁 線	秋田市雄和繁字梵天野75番地先 秋田市雄和繁字金輪神28番地先	1,794.80	4.00 ～ 18.00

- 2 供用開始の期日
平成19年 3 月30日

- 3 縦覧期間
平成19年 3 月30日
平成19年 4 月13日

秋田市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一部有料公園施設の施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地の 1
財団法人 秋田市総合振興公社
理事長 相 場 道 也
- 2 委託期間
平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで
- 3 有料公園施設の種類又は名称
(1) 雄物川河川緑地野球場
(2) 雄物川河川緑地テニスコート
(3) 一つ森公園コミュニティ体育館アリーナ
(4) 一つ森公園弓道場
(5) 北野田公園照明設備（アリーナおよびテニスコート）

秋田市告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市大町三丁目 3 番36号

株式会社 東北ビルカンリ・システムズ

代表取締役 阿 部 義 一

秋田市告示第94号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、アトリオン広場地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目 1 番 7 号

株式会社 友愛ビルサービス

代表取締役 小 畑 悟

秋田市告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合 秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 昭 一

秋田市告示第96号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、自転車等保管手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合 秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 昭 一

秋田市告示第97号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
吉成皮膚科クリニック	秋田市將軍野桂町33番18号	平成19年 3 月29日

秋田市告示第98号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	辞 退 年月日
川口医院	秋田市新屋元町18番27号	平成19年 3 月26日

秋田市告示第99号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田港振興センター施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市土崎港西一丁目10番45号
秋田県貿易株式会社
代表取締役社長 嶋 田 康 子
- 2 委託期間
平成19年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

秋田市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第 2 球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目 8 番 2 号
社団法人 秋田市シルバー人材センター
理事長 小 貫 勇治郎
- 2 委託期間
平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

教 委 告 示

秋田市教委告示第 4 号

平成19年 3 月16日午後 1 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成19年 3 月 9 日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 3 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件
- 4 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件
- 5 秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する件
- 6 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する件
- 7 秋田市児童館管理運営規則の一部を改正する件
- 8 秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する件
- 9 秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則を設定する件
- 10 秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

秋田市教委告示第 5 号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月22日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立小学校通学区域表中、

太平小学校	
太平黒沢字	稲荷
太平寺庭字	家ノ下、岩井沢、魚ノ森、柿木坂、小黒沢口、土倉、寺庭、張山
太平中関字	家ノ沢、井関沢、一番片貝沢、上館、扇田、小園崎、川原、鴻巣沢、五城目、五城目下段、逆水、三番片貝沢、信田、寺中、下館、陳ノ川、杉ノ下、台ノ下、槻ノ浜、寺ノ沢、二番片貝沢、八幡台、八幡野、雛沢、平形、坊主淵、堀内、宮沢、務沢、本宿、森合、屋敷前
太平八田字	荒巻、打越、扇田、上八田、川崎、香炉沢、才ノ崎、猿田沢、関口、滝ノ沢、館ヶ沢、館ノ下、田屋ノ前、月見沢、長橋、八田、平ノ脇、藤ノ崎、谷地
太平目長崎字	井関、大根沢、大野町、鍛冶屋敷、上井関、上縄手、上目長崎、神田、久保、栗ノ木台、下馬前、五反田、小山崎、柴敷、下川原、新道下、菅ノ沢、外ノ沢、滝瀬、館ノ腰、長橋、苗代田、沼田、古町、堀切野、舞鶴館、真木ノ沢、班目沢、待合、簗田、宮崎、宮田表、目長崎、本町、屋中、谷地

を

太平小学校木曽石分校	
太平八田字	一ノ沢、鸺越、梅木台、大石、大岱下、大滝ノ沢、金釜、金山、上町内、木曾石、琴ヶ沢、下町内、寺野、堂ノ前、樋ヶ沢、二手ノ又、稗田、細田、松沢、屋敷田、矢櫃、和岱

太平小学校	
太平黒沢字	稲荷
太平寺庭字	家ノ下、岩井沢、魚ノ森、柿木坂、小黒沢口、土倉、寺庭、張山

太平中関字	家ノ沢、井関沢、一番片貝沢、上館、扇田、小園崎、川原、鴻巣沢、五城目、五城目下段、逆水、三番片貝沢、信田、寺中、下館、陳ノ川、杉ノ下、台ノ下、槻ノ浜、寺ノ沢、二番片貝沢、八幡台、八幡野、雛沢、平形、坊主淵、堀内、宮沢、務沢、本宿、森合、屋敷前
太平八田字	荒巻、一ノ沢、鷲越、打越、梅木台、大石、扇田、大岱下、大滝ノ沢、金釜、金山、上町内、上八田、川崎、木曾石、香炉沢、琴ヶ沢、才ノ崎、猿田沢、下町内、関口、滝ノ沢、館ヶ沢、館ノ下、田屋ノ前、月見沢、寺野、堂ノ前、樋ヶ沢、長橋、二手ノ又、八田、稗田、平ノ脇、藤ノ崎、細田、松沢、屋敷田、谷地、矢櫃、和岱
太平目長崎字	井関、大根沢、大野町、鍛冶屋敷、上井関、上縄手、上目長崎、神田、久保、栗ノ木台、下馬前、五反田、小山崎、柴敷、下川原、新道下、菅ノ沢、外ノ沢、滝瀬、館ノ腰、長橋、苗代田、沼田、古町、堀切野、舞鶴館、真木ノ沢、班目沢、待合、簗田、宮崎、宮田表、目長崎、本町、屋中、谷地

改める。

附 則
施行期日は、平成19年 4 月 1 日とする。

秋田市教委告示第 6 号
平成19年 4 月 1 日午前10時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。
平成19年 3 月26日
秋田市教育委員会
委員長 石 田 俊 介

選 管 告 示

秋市選管告示第 4 号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第 2 項の規定に基づき、投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、同条第 3 項の規定により告示する。
平成19年 3 月 2 日
秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

投票区	区 域
秋田市 第 4 投票区	○外旭川字三千刈153番地から171番地を加える。
秋田市 第58投票区	○外旭川字三千刈153番地から171番地を除く。

秋市選管告示第 5 号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。
平成19年 3 月 2 日
秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一
1 50分の 1 の数 5,408人
2 3 分の 1 の数 90,128人

秋市選管告示第 6 号
平成19年 4 月 8 日執行予定の秋田県議会議員一般選挙および平成19年 4 月22日執行予定の秋田市議会議員一般選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第 1 項ただし書きの規

定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 3 月 2 日
秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一
投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
閉じる時刻 午後 7 時

秋市選管告示第 7 号
平成19年 4 月 8 日執行予定の秋田県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第10項の規定により準用する同条の 2 第 4 項の規定により告示する。
平成19年 3 月27日
秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一
(次のよう略)

秋市選管告示第 8 号
平成19年 4 月 8 日執行予定の秋田県議会議員一般選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法第40条第 1 項ただし書きの規定により、期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を次のとおり定めたので同条第 2 項の規定により告示する。
平成19年 3 月27日
秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

秋田駅東西連絡自由通路	開く時刻 午前10時
イオン秋田ショッピングセンター	開く時刻 午前10時
秋田市土崎支所	閉じる時刻午後 7 時
秋田市新屋支所	閉じる時刻午後 7 時
秋田市河辺市民センター	閉じる時刻午後 7 時
秋田市雄和市民センター	閉じる時刻午後 7 時
秋田市岩見三内連絡所	閉じる時刻午後 5 時
秋田市大正寺連絡所	閉じる時刻午後 5 時

秋市選管告示第 9 号
平成19年 4 月 8 日執行予定の秋田県議会議員一般選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項の規定に基づき、平成19年 3 月29日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 3 月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成19年 3 月30日から
平成19年 3 月30日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成19年 3 月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の 1 の数 5,410人
- 2 3 分の 1 の数 90,152人

秋市選管告示第11号

平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を、次のとおり定めたので公職選挙法執行規定（昭和34年秋選管告示第 2 号）第62条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成19年 3 月30日
午後 6 時

秋市選管告示第12号

平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第 1 項の規定により、次のとおり選任したので同令25条の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成19年 4 月 8 日執行 秋田県議会議員一般選挙

投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 （八橋地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目 3 番25号	片 岡 強
	職務代理者	秋田市八橋畠沼町 3 番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 （市立保戸野小学校）	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町 7 番15号	松 木 仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地 2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 （県立秋田北高等学校）	投票管理者	秋田市飯島松根東町 4 番18号	北 島 学
	職務代理者	秋田市千秋北の丸 5 番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 （市立八橋小学校）	投票管理者	秋田市八橋イサノ二丁目 6 番 3 号	田 仲 雅 美
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目 9 番 8 号	赤 川 孝 則
秋 田 市 第 5 投 票 区 （旭北地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市牛島東五丁目 6 番46号	齋 藤 清
	職務代理者	秋田市保戸野すわ町 9 番38号	島 田 好 雅
秋 田 市 第 6 投 票 区 （市立旭南小学校）	投票管理者	秋田市大町二丁目 6 番 6 号	黒 澤 光 伸
	職務代理者	秋田市新屋大川町25番 3 号	児 玉 優
秋 田 市 第 7 投 票 区 （市立川尻小学校）	投票管理者	秋田市川尻上野町 2 番14号	相 場 善 治
	職務代理者	秋田市港北松野町 5 番14号	佐 藤 克 彦
秋 田 市 第 8 投 票 区 （秋田経済法科大学附属幼稚園）	投票管理者	秋田市八橋イサノ一丁目15番20号	加 賀 谷 睦 知
	職務代理者	秋田市寺内大小路 3 番13号	前 田 秀 樹
秋 田 市 第 9 投 票 区 （南部公民館）	投票管理者	秋田市牛島東七丁目 3 番12号	清 水 川 七 五 三
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目 5 番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区 （牛 島 児 童 館）	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐 藤 修
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋 田 市 第 11 投 票 区 （市立秋田南中学校）	投票管理者	秋田市榎山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理者	秋田市新屋表町10番10号	大 門 哲
秋 田 市 第 12 投 票 区 （榎山地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市大町一丁目 5 番39号	大 高 三 雄
	職務代理者	鴻上市天王字長沼144番地 6	鈴 木 忍
秋 田 市 第 13 投 票 区 （市立東小学校）	投票管理者	秋田市東通五丁目 4 番32号	千 葉 克 己
	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地の 2	松 前 克 美
秋 田 市 第 14 投 票 区 （市立中通小学校）	投票管理者	秋田市南通亀の町 6 番 5 号	今 野 昇
	職務代理者	秋田市榎山本町10番41号	永 田 誠 一

秋 田 市 第 15 投 票 区 (秋田県立衛生看護学院)	投票管理者	秋田市千秋明徳町 4 番51号	秋 山 修 次
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島826番地193	中 西 博 己
秋 田 市 第 16 投 票 区 (市立秋田東中学校)	投票管理者	秋田市下北手松崎字碓り 6 番地 6	渡 邊 光 雄
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地 3	佐々木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 (広 面 児 童 館)	投票管理者	秋田市手形山北町 8 番 3 号	中 田 明 朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目 6 番地 8	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 (市立旭川小学校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷 1 番地15	加 藤 育 広
秋 田 市 第 19 投 票 区 (泉 公 民 館)	投票管理者	秋田市旭川南町16番10号	佐 藤 義 敏
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目 5 番91号	細 川 公 一
秋 田 市 第 20 投 票 区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市保戸野八丁 7 番15号	佐 藤 夙
	職務代理者	秋田市濁川字口ノ田47番地の 1	船 木 義 則
秋 田 市 第 21 投 票 区 (杉 の 木 園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地 5	高 橋 重 喜
	職務代理者	秋田市広面字板橋添40番地14	伊 藤 功 一
秋 田 市 第 22 投 票 区 (太 平 八 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市太平八田字藤ノ崎117番地 5	鎌 田 博 美
	職務代理者	秋田市新屋松美町19番 7 号	相 原 和 人
秋 田 市 第 23 投 票 区 (太平地域センター)	投票管理者	秋田市太平目長崎字滝瀬33番地の 2	森 合 敬 三
	職務代理者	秋田市泉北一丁目17番14号	高 田 全
秋 田 市 第 24 投 票 区 (市立太平中学校)	投票管理者	秋田市太平中関字平形53番地	工 藤 繁 一
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 25 投 票 区 (太平館越町内会館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字稲荷44番地	加 藤 忠 輔
	職務代理者	秋田市太平黒沢字稲荷77番地の 3	加 藤 幸 人
秋 田 市 第 26 投 票 区 (市立山谷小学校)	投票管理者	秋田市太平山谷字横道14番地	鎌 田 テ ツ エ
	職務代理者	秋田市新屋天秤野 6 番31号	佐々木 修
秋 田 市 第 27 投 票 区 (こまどり幼稚園)	投票管理者	秋田市大住三丁目 6 番12号	吉 川 英 次
	職務代理者	秋田市広面字大巻41番地 2	高 橋 尚 夫
秋 田 市 第 28 投 票 区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守
	職務代理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐々木 俊 一
秋 田 市 第 29 投 票 区 (下北手宝川公民館)	投票管理者	秋田市下北手柳館字和田19番地の 1	玉 井 春 悦
	職務代理者	秋田市下北手松崎字谷崎86番地	進 藤 照 美
秋 田 市 第 30 投 票 区 (上北手地域センター)	投票管理者	秋田市上北手猿田字後谷地110番地	熊 谷 勝
	職務代理者	秋田市上北手猿田字砂子沢88番地の 2	須 田 達 哉
秋 田 市 第 31 投 票 区 (上北手大戸公民館)	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後 藤 誠 義
	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地 4	須 田 浩 明
秋 田 市 第 32 投 票 区 (上北手古野公民館)	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯 峨 久 一 郎
	職務代理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地の 2	今 野 芳 夫
秋 田 市 第 33 投 票 区 (秋田県農業同組合教育研修所)	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目12番22号	小 松 玲 二
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番 2 号	佐々木 毅
秋 田 市 第 34 投 票 区 (市立仁井田小学校)	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目 8 番77号	上 村 隆 策
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目 4 番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 35 投 票 区 (四ツ小屋駅前公民館)	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林24番地 6	岡 俊 彦
	職務代理者	秋田市牛島西二丁目15番 9 号	武 田 文 人
秋 田 市 第 36 投 票 区 (四 ツ 小 屋 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字笹葉 9 番地	伊 藤 一 榮
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌 範
秋 田 市 第 37 投 票 区 (勝 平 児 童 館)	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町 9 番 6 号	菅 原 由 春
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町 7 番16号	大 門 義 廣
秋 田 市 第 38 投 票 区 (西 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地 1 番地 7	高 橋 明 道
	職務代理者	秋田市大町五丁目 6 番12号	神 田 清 武
秋 田 市 第 39 投 票 区 (市立秋田西中学校)	投票管理者	秋田市新屋大川町27番32号	池 田 正
	職務代理者	秋田市新屋日吉町40番12号	塚 田 敏 春
秋 田 市 第 40 投 票 区 (新 屋 支 所)	投票管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字碓106番地 1	佐 藤 喜 代 隆
秋 田 市 第 41 投 票 区 (浜 田 内 浜 田 会 館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
	職務代理者	秋田市浜田字館ノ丸152番地の 7	佐々木 起 章

秋 田 市 第 42 投 票 区 (浜田地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
	職務代理者	秋田市榑山金照町 6 番 25－ 4 号	赤 上 智
秋 田 市 第 43 投 票 区 (豊岩石田坂公民館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字礎 1 番地の 3	安 田 欽 一
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字大日沢33番地	小 笠 原 利 美
秋 田 市 第 44 投 票 区 (豊岩地域センター)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
	職務代理者	秋田市新屋松美ガ丘北町10番 2 号	田 口 清 昭
秋 田 市 第 45 投 票 区 (豊岩小山公民館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋 藤 ひ かる
秋 田 市 第 46 投 票 区 (下浜桂根公民館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地の 7	佐 藤 洋 一
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目 5 番 4 号	伊 藤 弘
秋 田 市 第 47 投 票 区 (下浜長浜公民館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地	伊 藤 正 弘
	職務代理者	秋田市下浜羽川字家ノ腰33番地 4	平 塚 久 訓
秋 田 市 第 48 投 票 区 (下浜羽川公民館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字横長根29番地 4	鈴 木 金 彌
	職務代理者	秋田市新屋南浜町 7 番27号	河 村 勝
秋 田 市 第 49 投 票 区 (下浜名ヶ沢公民館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字坂本68番地	須 田 紀 男
	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志 美 男
秋 田 市 第 50 投 票 区 (旧)市立八田小学校)	投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地 7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区 (土 崎 支 所)	投票管理者	秋田市新屋扇町 9 番56－ 2 号	佐 々 木 聡
	職務代理者	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆 莉 博
秋 田 市 第 52 投 票 区 (市立土崎小学校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中 島 修
	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地 4	保 坂 源 栄
秋 田 市 第 53 投 票 区 (市立港北小学校)	投票管理者	秋田市土崎港中央二丁目 4 番40号	佐 藤 憲 彦
	職務代理者	秋田市外旭川字神田791番地 5	越 後 谷 優
秋 田 市 第 54 投 票 区 (県 立 豊 学 校)	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目 1 番 4 号	浅 野 勲
	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目 5 番59号	須 磨 良 之
秋 田 市 第 55 投 票 区 (市立土崎南小学校)	投票管理者	秋田市將軍野南五丁目11番20号	加 賀 谷 敏 春
	職務代理者	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇 佐 美 喜 志
秋 田 市 第 56 投 票 区 (市立將軍野中学校)	投票管理者	秋田市將軍野南一丁目 2 番 3 号	鎌 田 金 光
	職務代理者	秋田市將軍野南五丁目 2 番12号	鎌 田 尚
秋 田 市 第 57 投 票 区 (市立寺内小学校)	投票管理者	秋田市寺内後城 6 番18号	小 玉 惇
	職務代理者	秋田市添川字境内川原41番地 7	青 木 健 一
秋 田 市 第 58 投 票 区 (市立外旭川小学校)	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 銀 逸
	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐 藤 博 幸
秋 田 市 第 59 投 票 区 (將軍野地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市八橋本町四丁目 3 番 2 号	三 浦 雄 一
	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地 2	佐 藤 重 徳
秋 田 市 第 60 投 票 区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	投票管理者	秋田市將軍野桂町35番 4 号	加 賀 谷 晃
	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 義 郎
秋 田 市 第 61 投 票 区 (笹 岡 公 民 館)	投票管理者	秋田市外旭川字水口49番地の 7	亀 沢 秀
	職務代理者	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中 村 文 清
秋 田 市 第 62 投 票 区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市港北松野町 5 番34号	奈 良 登
	職務代理者	南秋田郡井川町黒坪字小泉92番地 4	渡 部 真 志 美
秋 田 市 第 63 投 票 区 (市立飯島小学校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川23番地	保 坂 徳 勝
	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目 9 番41号	中 島 誠
秋 田 市 第 64 投 票 区 (北 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市下新城中野字屋越 2 番地	小 坂 由 太 郎
	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地 4	安 田 忠 市
秋 田 市 第 65 投 票 区 (下新城地域センター)	投票管理者	秋田市下新城笠岡字笠岡292番地の 1	長 谷 川 重 次 郎
	職務代理者	秋田市土崎港東四丁目 4 番46号	佐 藤 美 樹
秋 田 市 第 66 投 票 区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市下新城岩城字槻ノ木43番地	佐 藤 要
	職務代理者	秋田市下新城岩城字下向114番地	須 田 亨
秋 田 市 第 67 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地	熊 谷 昭 男
	職務代理者	秋田市上新城中字片野32番地の 1	永 田 博
秋 田 市 第 68 投 票 区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大 淵 道 雄
	職務代理者	秋田市上新城保多野字家合83番地	三 浦 吉 壽

秋 田 市 第 69 投 票 区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字寄合田 1 番地の 1	佐 藤 久 一
	職務代理者	秋田市飯島長野中町 7 番19－11号	佐 藤 弘
秋 田 市 第 70 投 票 区 (県立金足農業高等学校)	投票管理者	秋田市金足追分字海老穴70番地	村 井 信 洋
	職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目 8 番24号	奈 良 孝 一
秋 田 市 第 71 投 票 区 (市立金足西小学校)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台96番地	水 澤 勤
	職務代理者	秋田市金足小泉字上前15番地	奈 良 正右衛門
秋 田 市 第 72 投 票 区 (金足地区集会所)	投票管理者	秋田市金足高岡字古館15番地	堀 重 一
	職務代理者	秋田市金足浦山字浦山 1 番地	伊 藤 吉 治
秋 田 市 第 73 投 票 区 (市立金足東小学校)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 浦 隆
	職務代理者	秋田市土崎港相楽町字中谷地 9 番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 (東 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市新屋大川町39番 9 号	赤 川 衛
	職務代理者	秋田市広面字屋敷田 7 番地の 2	石 川 宏 樹
秋 田 市 第 75 投 票 区 (市 立 泉 中 学 校)	投票管理者	秋田市寺内焼山 3 番31号	村 上 實
	職務代理者	秋田市外旭川字山崎 3 番地の 1	清 水 幸 代
秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝平地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市新屋大川町12番23号	成 田 忠 三
	職務代理者	秋田市下新城中字街道端西89番地98	伊 藤 武 士
秋 田 市 第 77 投 票 区 (南 浜 共 同 作 業 所)	投票管理者	秋田市新屋町字渋谷地96番地15	高 橋 勝 美
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目11番12号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋 田 市 役 所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目 3 番13号	山 田 裕 之
秋 田 市 第 79 投 票 区 (大 住 児 童 館)	投票管理者	秋田市牛島西二丁目 6 番18号	高 橋 征 一
	職務代理者	秋田市牛島東五丁目 7 番41号	松 橋 弘 明
秋 田 市 第 80 投 票 区 (南地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市御野場五丁目 7 番 7 号	神 谷 薫
	職務代理者	秋田市御野場六丁目 3 番12号	植 村 和 夫
秋 田 市 第 81 投 票 区 (金足岩瀬公民館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字後田37番地	小 野 金 孝
	職務代理者	秋田市金足片田字深田55番地	谷 口 満
秋 田 市 第 82 投 票 区 (金足黒川公民館)	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成
	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川253番地	旭 茂 喬
秋 田 市 第 83 投 票 区 (市 立 城 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市横森三丁目 6 番22号	齊 藤 幹 英
	職務代理者	秋田市蛇野18番地 2	貝 沼 茂
秋 田 市 第 84 投 票 区 (市 立 桜 小 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目 8 番44号	福 士 啓 三
	職務代理者	秋田市土崎港東二丁目 2 番17号	桜 庭 静 男
秋 田 市 第 85 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市卸町四丁目 5 番10号	畠 也 志 史
	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目 5 番27号	浜 田 宏
秋 田 市 第 86 投 票 区 (市立御所野小学校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目 2 番 8 号	矢 田 部 幸 三
	職務代理者	秋田市八橋イサノ一丁目 2 番 1 号	槽 谷 叙 裕
秋 田 市 第 87 投 票 区 (市立飯島南小学校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番 6 号	石 塚 實
	職務代理者	秋田市飯島飯田一丁目 3 番55号	保 坂 重 巳
秋 田 市 第 88 投 票 区 (市立御野場中学校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地 6	佐 藤 寛 次
	職務代理者	秋田市仁井田新田三丁目 1 番 2 号	池 田 伸 次
秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウェルビューいずみ)	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目 6 番 8 号	工 藤 喜 根 男
	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養前面51番地	佐 藤 重 雄
	職務代理者	秋田市河辺岩見字東76番地	石 塚 正 久
秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	佐々木 忠 雄
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地 1	石 塚 三 和
秋 田 市 第 92 投 票 区 (河辺岩見三内地区 コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺三内字道山97番地	加 賀 屋 和 男
	職務代理者	秋田市河辺三内字三内段74番地 1	佐 藤 憲 一
秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 渕 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字丸舞口39番地	鈴 木 一 夫
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下 6 番地	石 塚 稔
秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二 木 文 隆

秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地 1	高 橋 義 見
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町82番地 2	池 田 誠
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤 平 ふ れ あ い 館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐 々 木 豊 志
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神 内 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺神内字坂ノ下58番地	鶴 田 鉅
	職務代理者	秋田市河辺和田字上中野182番地 2	須 田 俊 夫
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字山根47番地	長 谷 部 正
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 金 雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北325番地	熊 谷 直 正
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1	石 井 稔
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地 2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺和田字和田122番地	佐 々 木 義 太 郎
	職務代理者	秋田市河辺和田字下夕川原12番地 3	金 次 男
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒 沼 多 目的 共 同 利 用 施 設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地 2	藤 島 英 治
	職務代理者	秋田市河辺松測字松測 3 番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 103 投 票 区 (河 辺 戸 島 ふ る さ と セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町35番地 3	三 浦 昇
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町59番地	佐 々 木 清 喜
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑 谷 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村55番地	尾 形 秀 金
	職務代理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄 和 基 幹 集 落 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地 3	佐 々 木 稔
	職務代理者	秋田市雄和向野字前開39番地 2	浅 野 進
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神 ケ 村 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和神ケ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理者	秋田市雄和繋字宿20番地 1	齊 藤 善 高
秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱 ケ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字二古沢41番地 1	工 藤 鐵 男
	職務代理者	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢39番地 1	京 極 進
秋 田 市 第 108 投 票 区 (中 ノ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字土場30番地	工 藤 金 也
	職務代理者	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢37番地	佐 々 木 俊 郎
秋 田 市 第 109 投 票 区 (雄 和 左 手 子 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下134番地	嘉 藤 俊 一
	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐 藤 勇 悦
秋 田 市 第 110 投 票 区 (種 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地 1	鈴 木 静 夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地 1	渡 邊 和 文
秋 田 市 第 111 投 票 区 (平 尾 鳥 会 館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田21番地	鎌 田 嘉 一
	職務代理者	秋田市雄和種沢字山王堂93番地	加 藤 幹 雄
秋 田 市 第 112 投 票 区 (女 米 木 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野147番地 5	皆 川 公
秋 田 市 第 113 投 票 区 (戸 賀 沢 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地 3	佐 々 木 一 範
	職務代理者	秋田市御野場五丁目13番 1 号	鈴 木 力 雄
秋 田 市 第 114 投 票 区 (相 川 コ ミ ュ ニ ティ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	金 千 代 司
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊 藤 洋 文
秋 田 市 第 115 投 票 区 (高 野 生 活 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地 1	長 谷 部 久 夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野204番地 2	今 川 清 宣
秋 田 市 第 116 投 票 区 (雄 和 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和石田字前田105番地 1	伊 藤 隆 榮
	職務代理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐 藤 久 一
秋 田 市 第 117 投 票 区 (長 者 や ま 荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	佐 藤 盛 徳
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目 8 番 22 号	安 藤 一 夫
秋 田 市 第 118 投 票 区 (安 養 寺 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田107番地	佐 藤 一 雄
	職務代理者	秋田市雄和石田字前田44番地	佐 藤 善 衛
秋 田 市 第 119 投 票 区 (本 田 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石 井 重 一
	職務代理者	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢51番地	池 田 實
秋 田 市 第 120 投 票 区 (芝 野 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台110番地	齊 藤 忠 男
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字中台65番地 1	丸 山 春 男
秋 田 市 第 121 投 票 区 (下 黒 瀬 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地 1	菊 地 義 壽

秋市選管告示第13号

平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次のとおり定めたので同法第41条第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

※ただし、第 8 投票区の投票所である「秋田経済法科大学附属幼稚園」については、平成19年 4 月 1 日以降、「ノースアジア大学附属のびのび幼稚園」と読み替えるものとする。

投 票 所 一 覧 表

投票区	投票所名	住 所
1	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目 2 番27号
2	保戸野小学校	保戸野すわ町 9 番60号
3	県立秋田北高等学校	千秋中島町 8 番 1 号
4	八橋小学校	八橋大沼町 7 番 1 号
5	旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目 4 番15号
6	旭南小学校	旭南一丁目15番 1 号
7	川尻小学校	川尻みよし町 8 番31号
8	秋田経済法科大学附属幼稚園	茨島四丁目 1 番20号
9	南部公民館	牛島東六丁目 4 番 5 号
10	牛島児童館	牛島東一丁目 2 番 7 号
11	秋田南中学校	南通宮田15番 1 号
12	榑山地区コミュニティセンター	榑山南中町 1 番 9 号
13	東小学校	東通二丁目11番 1 号
14	中通小学校	中通五丁目 8 番22号
15	秋田県立衛生看護学院	千秋久保田町 6 番10号
16	秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	広面児童館	広面字蟹沢29番地
18	旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根 1 番 6 号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地 2

22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の 5
23	太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢 2 番地 1
26	山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目 1 番29号
28	下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の 1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の 1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地 2
34	仁井田小学校	仁井田本町四丁目 7 番 1 号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地 3
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場 2 番地の 3
37	勝平児童館	新屋松美町 6 番 1 号
38	西部公民館	新屋元町15番14号
39	秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	新屋支所	新屋扇町12番35号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地の 7
42	浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地 6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碇11番地の 1
44	豊岩地域センター	豊岩豊巻字内縄尻224番地 1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田 4 番地の 1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地 7
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋77番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地

49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	(旧) 八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	土崎支所	土崎港西三丁目10番25号
52	土崎小学校	土崎港中央三丁目 1 番78号
53	港北小学校	土崎港北四丁目 6 番 1 号
54	県立聾学校	土崎港北二丁目17番70号
55	土崎南小学校	土崎港東一丁目 6 番39号
56	将軍野中学校	将軍野南一丁目12番 1 号
57	寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番 1 号
58	外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地 2
59	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目 8 番 8 号
60	市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越 8 番
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
62	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町 5 番22号
63	飯島小学校	飯島鼠田二丁目 2 番 1 号
64	北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
65	下新城地域センター	下新城笠岡字堰場193番地
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
67	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の 5
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合 7 番地
70	県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の 4
71	金足西小学校	金足大清水字大清水台 1 番地
72	金足地区集会所	金足高岡字古館10番地
73	金足東小学校	金足片田字待入109番地
74	東部公民館	広面字釣瓶町13番地の 3
75	泉中学校	泉北二丁目 6 番 1 号

76	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美が丘東町10番10号
77	南浜共同作業所	新屋南浜町 7 番10号
78	秋田市役所	山王一丁目 1 番 1 号
79	大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	南地区コミュニティセンター	御野場一丁目 5 番 1 号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬前山18番地の 2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	桜小学校	桜四丁目12番 1 号
85	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	御所野小学校	御所野元町五丁目 1 番 1 号
87	飯島南小学校	飯島西袋一丁目 1 番 2 号
88	御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地 2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地 1
92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地 1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
95	田尻公民館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地 2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地 1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地 3
101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地

103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地 1
105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋227番地 1
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地 3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂41番地
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢児童館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	雄和農村環境改善センター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地 1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

秋市選管告示第14号

平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法39条の規定により、次のとおり定めたので同法48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法第41条第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

期 日 前 投票所名	所 在 地	設置する期間
秋田市選挙管理委員会	秋田市山王一丁目 2 番34号	平成19年 3 月31日から 平成19年 4 月 7 日まで
秋田市土崎支所	秋田市土崎港西三丁目10番25号	平成19年 3 月31日から 平成19年 4 月 7 日まで

秋田市新屋支所	秋田市新屋扇町12番35号	平成19年 3 月31日から 平成19年 4 月 7 日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市檜山字長沼 27番地 3	平成19年 3 月31日から 平成19年 4 月 7 日まで
秋田市河辺市民センター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2	平成19年 3 月31日から 平成19年 4 月 7 日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地 1	平成19年 3 月31日から 平成19年 4 月 7 日まで
秋田市雄和市民センター	秋田市雄和妙法字上大部48番地 1	平成19年 3 月31日から 平成19年 4 月 7 日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地 2	平成19年 3 月31日から 平成19年 4 月 7 日まで
イオン秋田ショッピングセンター	秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 1 号	平成19年 3 月31日から 平成19年 4 月 7 日まで

秋市選管告示第15号

平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 2 項の規定において読み替えて準用する同法37条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の 7 の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成19年 4 月 8 日執行 秋田県議会議員一般選挙

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職 名	住 所	氏 名
平成19年 3 月31日	投 票 管理者	秋田市外旭川字野村 51番地 5	高 橋 キ ン
	職 務 代理者	秋田市外旭川字野村 49番地	加賀屋 重 彦
平成19年 4 月 1 日	投 票 管理者	秋田市將軍野東二丁目 6 番18号	伊 藤 幸三郎
	職 務 代理者	秋田市外旭川字野村 49番地	加賀屋 重 彦
平成19年 4 月 2 日	投 票 管理者	秋田市八橋田五郎一丁目 8 番10号	越後屋 恭 子
	職 務 代理者	秋田市外旭川字野村 49番地	加賀屋 重 彦
平成19年 4 月 3 日	投 票 管理者	秋田市旭南一丁目12番 7 - 3 号	伊 藤 矩 子
	職 務 代理者	秋田市外旭川字野村 49番地	加賀屋 重 彦
平成19年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市泉北三丁目 7 番10号	柏 木 武 男
	職 務 代理者	秋田市外旭川字野村 49番地	加賀屋 重 彦
平成19年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市広面字野添78番地 3	田 村 知 子
	職 務 代理者	秋田市外旭川字野村 49番地	加賀屋 重 彦

平成19年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市保戸野桜町15 番22号	小 山 良 子
	職 務 代理者	秋田市外旭川字野村 49番地	加賀屋 重 彦
平成19年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市飯島穀丁 6 番 3 号	長谷川 瑞 子
	職 務 代理者	秋田市外旭川字野村 49番地	加賀屋 重 彦

平成19年 4 月 8 日執行 秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

土崎支所			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 3 月31日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市土崎港北一丁 目 5 番21号	菅 原 純 子
平成19年 4 月 1 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市川尻みよし町 1 番41号	小 松 健
平成19年 4 月 2 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央一 丁目20番21号	吉 田 金 也
	職 務 代理者	秋田市土崎港中央三 丁目 5 番16号	稲 川 有 子
平成19年 4 月 3 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	男鹿市船越字一向67 番地161	松 橋 寛 則
平成19年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市土崎港北一丁 目 5 番21号	菅 原 純 子
平成19年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市川尻みよし町 1 番41号	小 松 健
平成19年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市土崎港中央三 丁目 5 番16号	稲 川 有 子
平成19年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	男鹿市船越字一向67 番地161	松 橋 寛 則

平成19年 4 月 8 日執行 秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

新屋支所			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 3 月31日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市新屋元町23番 14－ 5 号	菊 地 誠

平成19年 4 月 1 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市旭南三丁目 6 番31－101号	中 川 裕 行
平成19年 4 月 2 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市桜一丁目10番 34号	長谷川 美紀子
平成19年 4 月 3 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市仁井田本町一 丁目12番23号	小 岩 淑 子
平成19年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町 3 番 6 号	三 嶋 るり子
平成19年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	由利本荘市岩城勝手 字新谷 1 番地 6	近 野 厚 子
平成19年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市仁井田本町一 丁目12番23号	小 岩 淑 子
平成19年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町 3 番 6 号	三 嶋 るり子

平成19年 4 月 8 日執行 秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 3 月31日	投 票 管理者	秋田市高陽青柳町15 番25号	根 田 貞 子
	職 務 代理者	秋田市横森一丁目 7 番21号	近 藤 力
平成19年 4 月 1 日	投 票 管理者	秋田市桜一丁目 9 番 8 号	佐 藤 良 介
	職 務 代理者	秋田市横森一丁目 7 番21号	近 藤 力
平成19年 4 月 2 日	投 票 管理者	秋田市手形田中13番 17号	谷 村 重 子
	職 務 代理者	秋田市横森一丁目 7 番21号	近 藤 力
平成19年 4 月 3 日	投 票 管理者	秋田市桜一丁目10番 30号	長谷川 ミオ子
	職 務 代理者	秋田市横森一丁目 7 番21号	近 藤 力
平成19年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市金足小泉字潟 向102番地 5	高 橋 恭 子
	職 務 代理者	秋田市横森一丁目 7 番21号	近 藤 力

平成19年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市飯島緑丘町12 番 1 号	小 野 尊 尚
	職 務 代理者	秋田市横森一丁目 7 番21号	近 藤 力
平成19年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市下新城中野字 街道端西89番地109	中 川 久美子
	職 務 代理者	秋田市横森一丁目 7 番21号	近 藤 力
平成19年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市桜ガ丘二丁目 5 番地12	北 村 敏 子
	職 務 代理者	秋田市横森一丁目 7 番21号	近 藤 力

平成19年 4 月 8 日執行 秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

河辺市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 3 月31日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字滝沢52番地 2	藤 島 英 治
	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成19年 4 月 1 日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字和 田122番地	佐々木 義太郎
	職 務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村177番地 2	佐 藤 幸 子
平成19年 4 月 2 日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田77番地	鈴 木 久 雄
	職 務 代理者	秋田市豊岩石田坂字 碓106番地 1	佐 藤 喜代隆
平成19年 4 月 3 日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字滝沢52番地 2	藤 島 英 治
	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成19年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職 務 代理者	秋田市豊岩石田坂字 碓106番地 1	佐 藤 喜代隆
平成19年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字和 田122番地	佐々木 義太郎
	職 務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村177番地 2	佐 藤 幸 子
平成19年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田77番地	鈴 木 久 雄
	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成19年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職 務 代理者	秋田市豊岩石田坂字 碓106番地 1	佐 藤 喜代隆

平成19年 4 月 8 日執行 秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 3 月31日	投 票 管理者	秋田市雄和椿川字鹿 野戸121番地	佐 藤 盛 徳
	職 務 代理者	秋田市將軍野南五丁 目 3 番13－ 6 号	佐 藤 栄 保
平成19年 4 月 1 日	投 票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂143番地 2	加 藤 志美雄
	職 務 代理者	秋田市御野場五丁目 18番 7 号	阿 部 公 能
平成19年 4 月 2 日	投 票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂84番地1	鈴 木 静 夫
	職 務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元 315番地 3	佐 藤 三 步
平成19年 4 月 3 日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職 務 代理者	秋田市將軍野南五丁 目 3 番13－ 6 号	佐 藤 栄 保
平成19年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地 1	長谷部 久 夫
	職 務 代理者	秋田市御野場五丁目 18番 7 号	阿 部 公 能
平成19年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職 務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元 315番地 3	佐 藤 三 步
平成19年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市雄和椿川字鹿 野戸121番地	佐 藤 盛 徳
	職 務 代理者	秋田市將軍野南五丁 目 3 番13－ 6 号	佐 藤 栄 保
平成19年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂84番地 1	鈴 木 静 夫
	職 務 代理者	秋田市御野場五丁目 18番 7 号	阿 部 公 能

平成19年 4 月 8 日執行 秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 3 月31日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字道 山97番地	加賀屋 和 男
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下 6 番地	石 塚 稔
平成19年 4 月 1 日	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地 3	三 浦 昇
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子
平成19年 4 月 2 日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字下 小平岱75番地23	佐々木 忠 雄
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子

平成19年 4 月 3 日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字道 山97番地	加賀屋 和 男
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子
平成19年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地 3	三 浦 昇
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子
平成19年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字下 小平岱75番地23	佐々木 忠 雄
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子
平成19年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字道 山97番地	加賀屋 和 男
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子
平成19年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地 3	三 浦 昇
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子

平成19年 4 月 8 日執行 秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 3 月31日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 土場30番地	工 藤 金 也
	職 務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地 2	池 田 節 子
平成19年 4 月 1 日	投 票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成19年 4 月 2 日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成19年 4 月 3 日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字樋 口26番地 3	佐々木 稔
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成19年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷186番地 3	種 村 金 實
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成19年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 又三郎沢 4 番地 2	打 矢 文 雄
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成19年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 土場30番地	工 藤 金 也
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進

平成19年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進

平成19年 4 月 8 日執行 秋田県議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオン秋田ショッピングセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 3 月31日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢40番地 1	戸井田 秀 明
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年 4 月 1 日	投 票 管理者	秋田市河辺松測字東 沢70番地	小 林 信 子
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年 4 月 2 日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字榊表15番地13	川 上 光 子
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年 4 月 3 日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字雷谷地39番地33	工 藤 ユウ子
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地 1	石 塚 小枝子
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地 1	石 塚 小枝子
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地 2	佐 藤 泰 子
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢40番地 1	戸井田 秀 明
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅

秋市選管告示第16号

平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票
管理者およびその職務を代理すべき者を次のように選任したので、
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告
示する。

平成19年 3 月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

開票管理者

秋田市手形字十七流174番地の 3 古 谷 隆 一

開票管理者の職務を代理すべき者

秋田市八橋イサノ一丁目18番17号 大 塚 隆 一

秋市選管告示第17号

平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票の場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日時 平成19年 4 月 8 日
午後 9 時15分から

秋市選管告示第18号

平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第 6 項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成19年 4 月 5 日
午後 5 時30分から

秋市選管告示第19号

平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者を次のように変更した。

平成19年 3 月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

期日前投票管理者
（岩見三内連絡所）

4 月 1 日(日)

新 秋田市河辺三内字道山97番地 加賀屋 和 男
旧 秋田市河辺戸島字本町35番地 3 三 浦 昇

農 委 告 示

秋田市農委告示第 4 号

平成19年 3 月20日午後 2 時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成19年 3 月13日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市飯島飯田二丁目 5 番19号 保坂千恵子の農地
法第 3 条の規定による許可申請に関する件 外28件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第16号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規

定により告示する。

平成19年 3 月 9 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 大 塚 産 業	大塚 昇	能代市字大瀬儘下43番地 7

2 指定期間

平成19年 3 月 9 日から平成22年 3 月 8 日まで

秋田市上下水道局告示第17号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年 3 月 9 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 コ ス モ	高橋 敏英	大仙市花館字下殿屋敷 9 番地

2 指定期間

平成19年 3 月 9 日から平成22年 3 月 8 日まで

秋田市上下水道局告示第18号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年 3 月 9 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 小林電器設備	小林富次夫	大仙市大曲日の出町一丁目 44番 5 号

2 指定期間

平成19年 3 月 9 日から平成22年 3 月 8 日まで

秋田市上下水道局告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 3 月 9 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 小林電器設備	小林富次夫	大仙市大曲日の出町一丁目 44番 5 号

2 指定年月日

平成19年 3 月 9 日

秋田市上下水道局告示第20号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成19年 3 月30日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
四ツ小屋字中野、四ツ小屋字東泉寺、広面字川崎、広面字谷内佐渡、飯島鼠田一丁目、飯島字平右衛門田尻、広面字長沼、広面字鍋沼、手形字山崎、浜田字出小屋、浜田字石山、仁井田新田一丁目、仁井田新田二丁目、仁井田新田三丁目、仁井田字中新田、浜田字滝ノ下、外旭川字堂ノ前、外旭川字鳥谷場、下新城長岡字外脇、下新城長岡字毛無谷地、濁川字鎌ノ沢、濁川字濁川、四ツ小屋小阿地字柳林、四ツ小屋字下川原、仁井田本町三丁目、横森二丁目、下北手桜字蛭沢、土崎港西一丁目、土崎港北四丁目、新藤田字治郎沢、新藤田字高梨台、新藤田字中山台、手形字中台、桜三丁目、四ツ小屋字古川敷、飯島西袋二丁目、飯島字飯島水尻、仁井田字大野、仁井田本町二丁目、下新城中野字琵琶沼、金足追分字海老穴、檜山城南新町、下新城長岡字毛無谷地および御所野湯本五丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市向浜二丁目 3 番 1 号
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成19年 3 月16日から 3 月29日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市上下水道局告示第21号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成19年 3 月30日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
八橋南一丁目、檜山南新町下丁および南通築地の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称

秋田市八橋本町六丁目12番15号
八橋下水道終末処理場

- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成19年 3 月16日から 3 月29日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市上下水道局告示第22号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成19年 3 月30日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
下浜羽川字内稲場の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市下浜羽川字古堂 7 番地 7
秋田市特定環境保全公共下水道羽川浄化センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成19年 3 月16日から 3 月29日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成19年 3 月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 コ ス モ ス	松村 栄一	秋田市南通亀の町 1 番25号

- 2 廃止年月日
平成19年 3 月 8 日

秋田市上下水道局告示第24号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基

つき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年 3 月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 パイプリバース	菊地 公作	秋田市八橋三和町 8 番20号

2 指定年月日

平成19年 3 月16日

秋田市上下水道局告示第25号

秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年 3 月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 パイプリバース	菊地 公作	秋田市八橋三和町 8 番20号

2 指定期間

平成19年 3 月16日から平成22年 3 月15日まで

秋田市上下水道局告示第26号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年 3 月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
鎌田 設 備 工 業	鎌田 秀樹	潟上市天王字蒲沼76番地 3

2 指定年月日

平成19年 3 月28日

秋田市上下水道局告示第27号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年 3 月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 ト ー イ	伊藤 章彦	秋田市河辺大張野字道ノ下 198番地

2 指定年月日

平成19年 3 月28日

秋田市上下水道局告示第28号

秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年 3 月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 ト ー イ	伊藤 章彦	秋田市河辺大張野字道ノ下 198番地

2 指定期間

平成19年 3 月28日から平成22年 3 月27日まで

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 3 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名 赤れんが郷土館機械・電気設備保守点検業務委託

委託場所 秋田市大町三丁目 3 番21号
秋田市立赤れんが郷土館

委託期間 平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで
入札参加要件 ①秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。

②設備管理（冷暖房空調和、給排水衛生などの機械設備、電気設備）の保守、点検整備が可能な業者であり、同種の業務実績が過去 5 年の間に通算 3 年以上あること。

③地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

④租税に滞納がないこと。

⑤本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年 3 月16日(金) 午前10時

入札の場所 秋田市大町三丁目 3 番21号
秋田市立赤れんが郷土館 研修室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年 3 月22日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価

格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年3月8日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 機械・電気設備保守点検業務経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成18年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構。

エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本）

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年3月1日(木)から平成19年3月8日(木)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所 秋田市大町三丁目3番21号

秋田市立赤れんが郷土館

ウ 申請用紙 秋田市立赤れんが郷土館から入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年3月12日(月)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成19年3月1日(木)から平成19年3月8日(木)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市立赤れんが郷土館

住所 秋田市大町三丁目3番21号

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市立赤れんが郷土館

電話 018-864-6851 榎または眞井田

秋田市公告

公 売 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

平成19年3月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	公売開始の日時	平成19年3月22日 午後1時00分
	公売締切の日時	平成19年3月22日 午後1時20分
公 売 の 場 所		秋田市役所 自治研修センター第2研修室
公 売 の 方 法		入札（公売公告別紙1（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）
開 札 の 日 時		平成19年3月22日 午後1時20分
開 札 の 場 所		秋田市役所 自治研修センター第2研修室
売 却 決 定 の 日 時		平成19年3月22日 午後1時30分
売 却 決 定 の 場 所		秋田市市民生活部国保年金課
公 売 保 証 金		公売公告別紙1（省略）のとおり
買受代金の納付の期限		平成19年3月22日 午後1時30分
買受人の資格その他の要件		
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。
公 売 財 産 の 表 示		公売公告別紙1（省略）のとおり
権 利 移 転 の 時 期		買受代金の全額を納付した時。ただし、所有権の移転について登録、許可又は承認を必要とする場合があります。
危 険 負 担 移 転 の 時 期		買受代金の全額を納付した時。
権 利 移 転 に 伴 う 費 用		公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。
消 費 税 の 取 扱 い		公売公告別紙2（省略）のとおり
そ の 他 の 事 項		
注 意	1	入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。
	2	次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時および買受代金の納付の期限が異なる場合があります。

秋田市公告

公 売 公 告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）

第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

平成19年 3 月 9 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	公売開始の日時	平成19年 3 月22日 午後 1 時10分
	公売締切の日時	平成19年 3 月22日 午後 1 時20分
公 売 の 場 所	秋田市役所 職員研修棟第 2 研修室	
公 売 の 方 法	入札（別紙 1（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）	
開 札 の 日 時	平成19年 3 月22日 午後 1 時20分	
開 札 の 場 所	秋田市役所 職員研修棟第 2 研修室	
売 却 決 定 の 日 時	平成19年 3 月22日 午後 1 時30分	
売 却 決 定 の 場 所	秋田市財政部納税課	
公 売 保 証 金	公売公告別紙 1（省略）のとおり	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成19年 3 月22日 即納	
買受人の資格その他の要件	地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は買受人として参加する資格がありません。	
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。	
公 売 財 産 の 表 示	公売公告別紙 1（省略）のとおり	
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可又は承認を必要とする場合があります。	
危 険 負 担 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。	
権 利 移 転 に 伴 う 費 用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
消 費 税 の 取 扱 い	公売公告別紙 2（省略）のとおり	
そ の 他 の 事 項		
注 意	1 入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。 2 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時および買受代金の納付の期限が異なる場合があります。	

秋田市公告

秋田県知事より都市計画事業の事業計画の変更認可の図書の写しについて送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年 3 月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画公園事業 5. 5. 1 号 千秋公園

2 施行者の名称 秋田市

3 事業所の名称および縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部公園課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 3 月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 物件名

行政情報ネットワークシステム用クライアントパソコン等
納入設置および賃貸借

(2) 物品名および数量

省スペース型デスクトップパソコン68台、ソフトウェア一
式、ネットワーク対応モノクロレーザープリンタ 6 台、A 3

対応カラープリンタ 2 台

(3) 納入期限 平成19年 4 月30日(月)

(4) 納入場所 秋田市の指定する場所

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成19年 3 月27日(火) 午前10時30分

(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市役所契約課入札室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成19年 3 月28日(水)（予定）

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 契約に関する事項

(1) 契 約 期 間 契約締結の日から平成24年 4 月30日まで

(2) 賃貸借期間 平成19年 5 月 1 日から平成24年 4 月30日まで

4 入札参加に必要な資格

(1) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること。（本件に関して、賃貸借契約が可能

な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。)

- (2) 過去2年間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人を含む）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。
- (3) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有すること。
- (4) 租税に滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- (6) 秋田市指名停止措置要綱および秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）の規定による指名停止期間中の者でないこと。

5 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年3月22日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 営業経歴書（様式2（省略））
 - ウ 法人登記簿謄本（個人営業の方は住民票）申請日前の3か月以内のもの。写し可
 - エ 納税証明書（写し可。領収書の写し、口座振替済通知書の写しでも可）
 - ・法人市民税 直近の事業年度のもの（個人営業の方は平成18年度個人市民税）
 - ・固定資産税 平成18年度第1期～第3期分
 - オ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し
 - ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は提出すること。
 - あらかじめ賃貸借契約の可能な業者との契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を書いた写しとする。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、本入札に関して質疑がある場合は、申込書等の提出に併せ質問状（様式自由）を提出することとする。また、質問状についての回答は、入札参加申込者すべてに、平成19年3月23日(金)に書面による配付を行う。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成19年3月14日(木)から平成19年3月22日(木)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号（消防棟5階）
秋田市企画調整部情報政策課情報化担当
- ウ 申請用紙 秋田市企画調整部情報政策課情報化担当又は秋田市ホームページから入手のこと。

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たす者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年3月23日(金)に行う。

7 仕様書の配付に関する事項

- (1) 配付期間 平成19年3月14日(木)から平成19年3月22日(木)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4

時まで

- (2) 配付場所 秋田市山王一丁目1番1号（消防棟5階）
秋田市企画調整部情報政策課情報化担当

8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市企画調整部情報政策課情報化担当
電話 018-866-2013

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成19年3月9日付秋田市公告にかかる公売財産の見積価額を公告する。

平成19年3月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久
(以下略)

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成19年3月9日付け秋田市公告に係る公売財産の見積価額を公告する。

平成19年3月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久
(以下略)

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成18年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成19年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成19年3月26日から
平成19年4月12日まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成19年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

- ア 氏 名 みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 衛 藤 博 啓
- イ 住 所 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
- ア 名 称 秋田サティ
- イ 所 在 地 秋田県秋田市槇山川口境62番 7 外 7 筆
- (3) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
および住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (ア) 変更前 別紙 1 (省略) のとおり
- (イ) 変更後 別紙 2 (省略) のとおり
- (4) 変更年月日 平成19年 2 月17日
- (5) 変更理由 退店、代表者変更および住所変更並びに新規入
店

2 届出年月日 平成19年 3 月20日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成19年 3 月23日～平成19年 7 月23日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

2 予防接種対象者の範囲と接種の方法および回数

	対象者の範囲	標準年齢	接 種 間 隔 および回数	ワクチンの種類および接種量
第 1 期初回接種	生後 3 月から生 後12月までの間	生後 3 月から生後 12月までの間	3 ～ 8 週間の間 隔を置いて 3 回	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワク チンを毎回0.5ミリリットルを皮下に注射
第 1 期追加接種	生後90月に至るま での間にある者	第 1 期初回終了後 12月から18月まで の間	第 1 期初回終了 後 6 月以上の間 隔を置いて 1 回	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワク チンを0.5ミリリットルを皮下に注射

- 3 予防接種を行う期日、場所および接種協力医師
- (1) 期 日 平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までの
間で各受託医療機関で定める実施日
- (2) 場所等 別表のとおり
- 4 予防接種の対象者から除かれる者
- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で
当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィ
ラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (6) ポリオ、麻しん、風しん、BCG、おたふくかぜ、水痘の
予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
- (7) 上記以外の予防接種を受けた後 6 日以上の間隔を置いてい

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局より、都市計画法（昭和43年法律第
100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項
の規定による秋田市都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写
しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用す
る同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供す
る。

平成19年 3 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業 3 ・ 3 ・ 4 号 横山金足線

秋田都市計画道路事業 3 ・ 5 ・ 38号 浜ナシ山長野線

2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条の規定により行う平
成19年度の三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種
の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第
1 項および第 5 条の規定に基づき、公告する。

平成19年 3 月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類

三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種

ない者

- (8) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 5 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発
育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性
発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先
天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈
するおそれのある者
- 6 予防接種料金 無料

別表

医 療 機 関 名	所 在 地	接種を行う医師
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目 1 番 3 号	幕 田 政 博
秋 田 組 合 総 合 病 院	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	小 松 和 男

		畑 澤 孝 子 畑 澤 千 秋 小 松 真 紀
秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	木 村 良 滋 後 藤 井 浩 治 新 田 武 和 松 川 友 文 品 田 弘 江 久 保 弘 樹
市 立 秋 田 総 合 病 院	秋田市川元松丘町 4 番30号	小 泉 ひ ろ み 高 橋 ま や 米 山 法 子
中 通 総 合 病 院	秋田市南通みその町 3 番15号	赤 羽 仁 三 渡 邊 健 新 安 岡 健 二
池 田 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目 6 番32号	池 田 和 子
石 田 小 児 科 医 院	秋田市広面字蓮沼11番地	石 田 明
稲 葉 小 児 科 医 院	秋田市旭北栄町 1 番21号	稲 葉 八 雲
今 村 記 念 ク リ ニ ッ ク	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後 藤 敦 子
岩 崎 医 院	秋田市雄和妙法字上大部90番地 1	岩 崎 齊
岩 見 三 内 ク リ ニ ッ ク	秋田市河辺三内字外川原115番地	鈴 木 彰
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正 行 榎 真 美 子
大 野 小 児 科 医 院	秋田市南通築地 2 番15号	大 野 忠
お の ぎ き 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央三丁目 3 番30号	小 野 崎 通 彦
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高 橋 康
加 賀 谷 こ ど も 医 院	秋田市御野場新町四丁目 7 番17号	小 松 偉 子
か が や 内 科 医 院	秋田市旭川南町13番18号	加 賀 谷 学
金 子 医 院	秋田市土崎港中央六丁目 3 番18号	金 子 ミ サ ヲ
木 村 内 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	木 村 衛
こ だ も の ク リ ニ ッ ク	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐 々 木 剛 一
小 林 胃 腸 科 内 科	秋田市八橋田五郎二丁目11番 9 号	小 林 謙 太 郎
酒 井 小 児 科 医 院	秋田市中通四丁目 1 番56号	砂 押 浩
さ く ら 小 児 科 医 院	秋田市桜一丁目 1 番11号	莊 司 裕 莊 司 靖 子
澤 口 医 院	秋田市八橋三和町14番 6 号	澤 口 博
島 田 ク リ ニ ッ ク	秋田市川元山下町 7 番21号	島 田 堅 一
下 浜 診 療 所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木 村 康 徳
小 児 科 岩 渕 医 院	秋田市保戸野中町 7 番20号	岩 渕 和 子
す ず き ク リ ニ ッ ク	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴 木 裕 之 鈴 木 雪 子
須 藤 医 院	秋田市広面字樋ノ口18番地15	須 藤 明 子
外 旭 川 病 院	秋田市外旭川字三後田142番地	苗 村 双 葉
たかはしこどもクリニック	秋田市将軍野青山町 4 番47号	高 橋 郁 夫
田 近 医 院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地 1	田 近 武 彦
土 田 小 児 科 医 院	秋田市東通六丁目14番30号	土 田 蓉 子
遠 山 医 院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 卓 郎 遠 山 潤
と お る 内 科 医 院	秋田市御所野地蔵田二丁目 1 番 3 - 2 号	高 橋 徹
中 込 内 科 医 院	秋田市八橋本町三丁目 1 番 5 号	中 込 晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番55号	中 込 恵 美 子
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地 5	西 宮 藤 彦
橋 本 愛 隣 医 院	秋田市広面字近藤堰越78番地 1	橋 本 禎 嗣
は ら だ 小 児 科 医 院	秋田市山王中園町 2 番16号	原 田 健 二

広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地 2	石 川 正 道
本 間 医 院	秋田市山王中園町 3 番14号	本 間 真 紀 子
三 浦 小 児 科 内 科	秋田市新屋勝平町 2 番25号	三 浦 靖 徳
湊 小 児 科 医 院	秋田市中通五丁目 7 番34号	湊 元 志
港 町 内 科 皮 膚 科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴 木 信 愛
村 山 ク リ ニ ッ ク	秋田市將軍野南五丁目12番19号	村 山 徳 治 村 山 仁
森川内科呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町 3 番18号	森 川 昌 利
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地 3	綿 貫 桃 代
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地 1	日 下 尚 志

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条の規定により行う平成19年度の麻しんおよび風しん予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項および第 5 条の規定に基づき、公告する。

平成19年 3 月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類

麻しんおよび風しんの予防接種

2 予防接種の対象者の範囲と接種の方法および回数

	対象者の範囲	接種の方法
第 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、または乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを 1 回0.5ミリリットルを皮下に注射する。
第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者（小学校就学前の 1 年間にある者）	

3 予防接種を行う期日、場所および接種協力医師

(1) 期 日 平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日

(2) 場所等 別表のとおり

4 予防接種の対象者から除かれる者

(1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者

(2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(3) 明らかな発熱を呈している者

(4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(6) ポリオ、BCG、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者

(7) 上記以外の予防接種を受けた後 6 日以上の間隔を置いていない者

(8) 輸血やガンマグロブリンの投与後 3 カ月（大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は 6 カ月）を経ていない者

(9) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 過去にけいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う卵、抗生物質）に対してアレルギーを呈するおそれのある者

6 予防接種料金 無料

別表

医 療 機 関 名	所 在 地	接種を行う医師
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目 1 番 3 号	幕 田 政 博
秋 田 組 合 総 合 病 院	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	小 松 和 男 畑 澤 孝 子 畑 澤 千 秋 小 松 真 紀
秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	木 村 滋 後 藤 良 治 新 井 浩 和 松 田 武 文 品 川 友 江 久 保 田 弘 樹
市 立 秋 田 総 合 病 院	秋田市川元松丘町 4 番30号	小 泉 ひ ろ み 高 橋 ま や 米 山 法 子
中 通 総 合 病 院	秋田市南通みその町 3 番15号	赤 羽 仁 三

		渡 邊 新 安 岡 健 二
池 田 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目 6 番32号	池 田 和 子
石 田 小 児 科 医 院	秋田市広面字蓮沼11番地	石 田 明
稲 葉 小 児 科 医 院	秋田市旭北栄町 1 番21号	稲 葉 八 雲
今 村 記 念 ク リ ニ ッ ク	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後 藤 敦 子
岩 崎 医 院	秋田市雄和妙法字上大部90番地 1	岩 崎 齊
岩 見 三 内 ク リ ニ ッ ク	秋田市河辺三内字外川原115番地	鈴 木 彰
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正 行 榎 真 美 子
大 野 小 児 科 医 院	秋田市南通築地 2 番15号	大 野 忠
お の ぎ き 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央三丁目 3 番30号	小 野 崎 通 彦
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高 橋 康
加 賀 谷 こ ど も 医 院	秋田市御野場新町四丁目 7 番17号	小 松 偉 子
か が や 内 科 医 院	秋田市旭川南町13番18号	加 賀 谷 学
金 子 医 院	秋田市土崎港中央六丁目 3 番18号	金 子 ミ サ ヲ
木 村 内 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	木 村 衛
こ だ も の ク リ ニ ッ ク	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐 々 木 剛 一
小 林 胃 腸 科 内 科	秋田市八橋田五郎二丁目11番 9 号	小 林 謙 太 郎
酒 井 小 児 科 医 院	秋田市中通四丁目 1 番56号	砂 押 浩
さ く ら 小 児 科 医 院	秋田市桜一丁目 1 番11号	莊 司 裕 莊 司 靖 子
澤 口 医 院	秋田市八橋三和町14番 6 号	澤 口 博
島 田 ク リ ニ ッ ク	秋田市川元山下町 7 番21号	島 田 堅 一
下 浜 診 療 所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木 村 康 徳
小 児 科 岩 渕 医 院	秋田市保戸野中町 7 番20号	岩 渕 和 子
す ず き ク リ ニ ッ ク	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴 木 裕 之 鈴 木 雪 子
須 藤 医 院	秋田市広面字樋ノ口18番地15	須 藤 明 子
外 旭 川 病 院	秋田市外旭川字三後田142番地	苗 村 双 葉
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町 4 番47号	高 橋 郁 夫
田 近 医 院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地 1	田 近 武 彦
土 田 小 児 科 医 院	秋田市東通六丁目14番30号	土 田 蓉 子
遠 山 医 院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 卓 郎 遠 山 潤
と お る 内 科 医 院	秋田市御所野地蔵田二丁目 1 番 3 - 2 号	高 橋 徹
中 込 内 科 医 院	秋田市八橋本町三丁目 1 番 5 号	中 込 晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番55号	中 込 恵 美 子
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地 5	西 宮 藤 彦
橋 本 愛 隣 医 院	秋田市広面字近藤堰越78番地 1	橋 本 禎 嗣
は ら だ 小 児 科 医 院	秋田市山王中園町 2 番16号	原 田 健 二
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地 2	石 川 正 道
本 間 医 院	秋田市山王中園町 3 番14号	本 間 真 紀 子
三 浦 小 児 科 内 科	秋田市新屋勝平町 2 番25号	三 浦 靖 徳
湊 小 児 科 医 院	秋田市中通五丁目 7 番34号	湊 元 志
港 町 内 科 皮 膚 科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴 木 信 愛
村 山 ク リ ニ ッ ク	秋田市將軍野南五丁目12番19号	村 山 徳 治 村 山 仁
森川内科呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町 3 番18号	森 川 昌 利
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地 3	綿 貫 桃 代
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地 1	日 下 尚 志

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条の規定により行う平

成19年度の日本脳炎予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項および第 5 条の規定に基づき、公告する。

平成19年 3 月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種の種類
日本脳炎予防接種

2 予防接種対象者の範囲と接種の方法および回数

	対象者の範囲	標準年齢	接種間隔および回数	ワクチンの種類および接種量
第1期初回接種	生後6月から生後90月に至るまでの間	3歳	1～4週間の間隔で2回	日本脳炎ワクチンを毎回0.5ミリリットルを皮下に注射（3歳未満は0.25ミリリットル）
第1期追加接種		4歳	初回接種終了後約1年後に1回	日本脳炎ワクチンを0.5ミリリットルを皮下に注射（3歳未満は0.25ミリリットル）
第2期	9歳以上13歳未満の者	9歳	第1期終了の者に1回	日本脳炎ワクチンを0.5ミリリットルを皮下に注射

3 予防接種を行う期日、場所および日本脳炎接種協力医師

- (1) 期 日 平成19年 4 月1日から平成20年 3 月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日

- (2) 場所等 別表のとおり

4 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
(2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
(3) 明らかな発熱を呈している者
(4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
(6) ポリオ、麻しん、風しん、BCG、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者

- (7) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者

- (8) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
(2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
(3) 過去にけいれんの既往のある者
(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
(5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

6 予防接種料金 無料

別表

医 療 機 関 名	所 在 地	接種を行う医師
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目1番3号	幕 田 政 博
秋 田 組 合 総 合 病 院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	小 松 和 男 畑 澤 孝 子 畑 澤 千 秋 小 松 真 紀
秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	木 村 滋 後 藤 良 治 新 井 浩 和 松 田 武 文 品 川 友 江 久 保 田 弘 樹
市 立 秋 田 総 合 病 院	秋田市川元松丘町4番30号	小 泉 ひろみ 高 橋 ま や 米 山 法 子
中 通 総 合 病 院	秋田市南通みその町3番15号	赤 羽 仁 三 渡 邊 新 安 岡 健 二
池 田 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目6番32号	池 田 和 子
石 田 小 児 科 医 院	秋田市広面字連沼11番地	石 田 明
稲 葉 小 児 科 医 院	秋田市旭北栄町1番21号	稲 葉 八 雲
今 村 記 念 ク リ ニ ッ ク	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後 藤 敦 子
岩 崎 医 院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1	岩 崎 齊
岩 見 三 内 ク リ ニ ッ ク	秋田市河辺三内字外川原115番地	鈴 木 彰
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正 行

		榎 真美子
大野小児科医院	秋田市南通築地2番15号	大野 忠
おのぎき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	小野崎 通彦
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高橋 康
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	小松 偉子
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	加賀谷 学
金子 医 院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金子 ミサヲ
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	木村 衛
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木 剛一
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	小林 謙太郎
酒井小児科医院	秋田市中通四丁目1番56号	砂 押 浩
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目1番11号	莊 司 裕 莊 司 靖子
澤 口 医 院	秋田市八橋三和町14番6号	澤 口 博
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	島田 堅一
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木村 康徳
小児科岩渕医院	秋田市保戸野中町7番20号	岩 渕 和子
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴木 裕之 鈴木 雪子
須 藤 医 院	秋田市広面字樋ノ口18番地15	須 藤 明子
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	苗 村 双葉
たかはしこどもクリニック	秋田市将軍野青山町4番47号	高橋 郁夫
田 近 医 院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地1	田 近 武彦
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土田 蓉子
遠 山 医 院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 卓郎 遠 山 潤
とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3-2号	高橋 徹
中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目1番5号	中込 晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	中込 恵美子
にしのみやこども医院	秋田市広面字連沼21番地5	西 宮 藤彦
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地1	橋本 禎嗣
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2番16号	原 田 健二
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地2	石 川 正道
本 間 医 院	秋田市山王中園町3番14号	本 間 真紀子
三浦小児科内科	秋田市新屋勝平町2番25号	三 浦 靖徳
湊小児科医院	秋田市中通五丁目7番34号	湊 元志
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴木 信愛
村山クリニック	秋田市将軍野南五丁目12番19号	村 山 徳治 村 山 仁
森川内科呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	森 川 昌利
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地3	綿 貫 桃代
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地1	日 下 尚志

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う平成19年度の結核予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、公告する。

平成19年3月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種の種類
結核の予防接種（ＢＣＧ）
- 2 予防接種対象者の範囲と接種の方法および回数
生後6月に達するまでの間にある者

経皮接種用ＢＣＧワクチンの懸濁液を上腕外側部の中央部に滴下し管針により2箇所接種する。

- 3 予防接種を行う期日、場所および接種協力医師

(1) 期 日 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日

(2) 場所等 別表のとおり

- 4 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 結核その他の疾病の予防接種や外傷等によるケロイドの認められる者
- (4) ポリオ、麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種

- を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
- (5) 上記以外の予防接種を受けた後 6 日以上の間隔を置いていない者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 5 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (6) 過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- 6 予防接種料金 無料

別表

医 療 機 関 名	所 在 地	接種を行う医師
秋 田 組 合 総 合 病 院	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	小 松 和 男 畑 澤 孝 子 畑 澤 千 秋 小 松 真 紀
秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	木 村 滋 後 藤 良 治 新 井 浩 和 松 田 武 文 品 川 友 江
市 立 秋 田 総 合 病 院	秋田市川元松丘町 4 番30号	小 泉 ひ ろ み 高 橋 ま や 平 山 康 浩
中 通 総 合 病 院	秋田市南通みその町 3 番15号	渡 邊 新 安 岡 健 二 赤 羽 仁 三
石 田 小 児 科 医 院	秋田市広面字蓮沼11番地	石 田 明
稲 葉 小 児 科 医 院	秋田市旭北栄町 1 番21号	稲 葉 八 雲
今 村 記 念 ク リ ニ ッ ク	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後 藤 敦 子
岩 崎 医 院	秋田市雄和妙法字上大部90番地 1	岩 崎 斉
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正 行 榎 真 美 子
大 野 小 児 科 医 院	秋田市南通築地 2 番15号	大 野 忠
お の ざ き 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央三丁目 3 番30号	小 野 崎 通 彦
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高 橋 康
加 賀 谷 こ ど も 医 院	秋田市御野場新町四丁目 7 番17号	小 松 偉 子
金 子 医 院	秋田市土崎港中央六丁目 3 番18号	金 子 ミ サ ヲ
木 村 内 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	木 村 衛
こ だ も の ク リ ニ ッ ク	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐 々 木 剛 一
小 林 胃 腸 科 内 科	秋田市八橋田五郎二丁目11番 9 号	小 林 謙 太 郎
酒 井 小 児 科 医 院	秋田市中通四丁目 1 番56号	砂 押 浩
さ く ら 小 児 科 医 院	秋田市桜一丁目 1 番11号	莊 司 裕 莊 司 靖 子
澤 口 医 院	秋田市八橋三和町14番 6 号	澤 口 博
島 田 ク リ ニ ッ ク	秋田市川元山下町 7 番21号	島 田 堅 一
下 浜 診 療 所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木 村 康 徳
小 児 科 岩 渕 医 院	秋田市保戸野中町 7 番20号	岩 渕 和 子
鈴 木 ク リ ニ ッ ク	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴 木 雪 子 鈴 木 裕 之
外 旭 川 病 院	秋田市外旭川字三後田142番地	苗 村 双 葉
たかはしこどもクリニック	秋田市将軍野青山町 4 番47号	高 橋 郁 夫
田 近 医 院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地 1	田 近 武 彦
土 田 小 児 科 医 院	秋田市東通六丁目14番30号	土 田 蓉 子

中 込 内 科 医 院	秋田市八橋本町三丁目 1 番 5 号	中 込 晃
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地 5	西 宮 藤 彦
橋 本 愛 隣 医 院	秋田市広面字近藤堰越78番地 1	橋 本 禎 嗣
は ら だ 小 児 科 医 院	秋田市山王中園町 2 番16号	原 田 健 二
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地 2	石 川 正 道
三 浦 小 児 科 内 科	秋田市新屋勝平町 2 番25号	三 浦 靖 徳
湊 小 児 科 医 院	秋田市中通五丁目 7 番34号	湊 元 志
村 山 ク リ ニ ッ ク	秋田市将軍野南五丁目12番19号	村 山 徳 治 村 山 仁
森川内科呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町 3 番18号	森 川 昌 利
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地 3	綿 貫 桃 代
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地 1	日 下 尚 志

秋田市公告

秋田市が東日本旅客鉄道株式会社各駅に設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成19年 3 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

追分駅前自転車等駐車場	25台
追分駅東自転車等駐車場	6 台
上飯島駅自転車等駐車場	12台
土崎駅前自転車等駐車場	30台
土崎図書館前自転車等駐車場	22台
土崎駅東 We ロード下自転車等駐車場	23台
新屋駅前自転車等駐車場	41台
牛島駅東自転車等駐車場	10台
牛島駅西自転車等駐車場	3 台
下浜駅前自転車等駐車場	1 台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	2 台
秋田駅東自転車等駐車場	12台
秋田駅西地下自転車駐車場	5 台
アトリオン広場地下自転車駐車場	5 台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成19年 3 月23日から同年 3 月27日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成19年 4 月12日から平成19年10月12日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物又は不要物として処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市市民生活部生活課 電話866－2035

秋田市公告

都市公園の区域を変更するので、秋田都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 区域を変更する都市公園の名称、位置および区域変更の期日

都市公園の名称	位 置	区域変更の期日
一 つ 森 公 園	秋田市榎山字石塚谷地297番地の 7	平成19年 3 月30日

2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業の事業計画（第三回変更）において定める設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第 1 条の 2 の規定により、次の事項を公告する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久
記

1 縦覧場所

秋田市手形字山崎44番地 3 号 秋田市

秋田駅東地区土地区画整理工
事事務所

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業の事業計画（第三回変更）を定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第 9 項の規定により、次の事項を公告する。

平成19年 3 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久
記

1 土地区画整理事業の名称

秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業

- 2 施行者の名称
 秋田市
- 3 施行地区
 秋田市千秋久保田町、同千秋城下町、同中通七丁目、同手形堀反町および同槇山字長沼の各一部
- 4 事業施行期間
 平成 6 年 7 月21日から平成32年 3 月31日（清算期間 5 カ年を含む。）まで
- 5 事務所の所在地
 秋田市手形字山崎44－ 3
- 6 事業計画の決定の年月日

- 平成 6 年 7 月21日
- 7 事業計画の変更の年月日
 平成19年 3 月30日

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成19年 3 月 2 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番 号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第54号	秋田市上下水道局庁舎内外清掃業務委託	秋田市上下水道局（川尻みよし町14－ 8）	平成19年 4 月 1 日 平成20年 3 月31日	・秋田市財政部契約課庁舎清掃業者等登録名簿の「1. 建築物清掃業」か「8. 建築物環境衛生総合（一般）管理業」のいずれかの登録業種を有する者であること （基本的要件については別に記載）
第55号	秋田市川口汚水中継ポンプ場清掃業務委託	秋田市上下水道局川口汚水中継ポンプ場	平成19年 4 月 1 日 平成20年 3 月31日	
第56号	浄水場清掃業務委託	秋田市上下水道局仁井田・豊岩浄水場	平成19年 4 月 1 日 平成20年 3 月31日	
第57号	八橋下水道終末処理場内外清掃業務委託	秋田市上下水道局八橋下水道終末処理場	平成19年 4 月 1 日 平成20年 3 月31日	
第58号	秋田市上下水道局庁舎等一般廃棄物運搬業務委託	秋田市上下水道局（川尻みよし町14－ 8）ほか 3 箇所	平成19年 4 月 1 日 平成20年 3 月31日	・秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者であること （基本的要件については別に記載）
第59号	川尻庁舎ビル管理業務委託	秋田市上下水道局（川尻みよし町14－ 8）	平成19年 4 月 1 日 平成20年 3 月31日	・秋田市財政部契約課庁舎清掃業者等登録名簿の「5. 建築物飲料水貯水槽清掃業」、「7. 建築物ねずみ昆虫等防除業」および「8. 建築物環境衛生総合（一般）管理業」の登録業種のすべてに登録されていること （基本的要件については別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に主たる事業所または住所を有していること。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年 3 月20日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階 会議室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年 3 月23日(金)

注 意 事 項 (1) 原則として予定価格の10分の 5 から10分の 8 の範囲内で最低制限価格を設定します。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最

低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とし、ます。

- (2) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上

あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年 3 月14日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式 1（省略））を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成19年 3 月 2 日(金)から平成19年 3 月14日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込書・入札書・委任状等
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない

場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年 3 月16 日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項
(1) 閲覧期間は平成19年 3 月 2 日(金)から平成19年 3 月19日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。
- 6 その他
(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成19年 3 月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

単価 第 4 号	八橋下水道終末 処理場沈砂・し 渣運搬業務委託	八橋下水道終末 処理場（秋田市 八橋本町六丁目 12番15号）	平成19年 4 月 1 日から 平成20年 3 月31日まで	次の①～②の要件を満たしていること ①廃棄物処理法第 7 条第 1 項に規定する収集運搬業の秋田市についての許可業者 ②アームロール車（荷台を高さ1.9m以下の 6 m ³ ～ 8 m ³ コンテナとする）を有していること （基本的要件については別に記載）
-------------	-------------------------------	--	-----------------------------------	---

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年 3 月27日(火) 午前10時
入札の場所 秋田市川尻みよし町14- 8
秋田市上下水道局 3 階 入札室
入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
契 約 日 平成19年 3 月30日(金)
入 札 金 額 入札書には、1 t あたりの単価を記載すること。
注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上

あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 過去 2 年間に地方自治体もしくは、民間企業に対し一般廃棄物もしくは、産業廃棄物の搬出の実績があること。
- (2) 租税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年 3 月22日(木)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方
(ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））
(イ) 契約実績調書（様式 2（省略））
(ウ) 廃棄物処理法、第14条第 1 項に規定もしくは、第 7 条第 1 項に規定する収集運搬業の許可証の写し
イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

- (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））
(イ) 契約実績調書（様式 2（省略））
(ウ) 廃棄物処理法第14条第 1 項に規定もしくは、第 7 条第 1 項に規定する収集運搬業の許可証の写し
(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込を提出する日を基準として 3 ヶ月以内に発行されたものに限る）個人にあつては営業の事実を証する書類
(オ) 直近の事業年度の法人市民税（個人営業の方は個人市民税）、事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成19年 3 月16日(金)から平成19年 3 月22日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
(1) 閲覧期間は平成19年 3 月16日(金)から平成19年 3 月22日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。
- 6 その他
(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

土地開発公社公告

秋市土開公告第 1 号

平成19年 3 月28日午後 1 時15分秋田市役所会議応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成19年 3 月12日

秋田市土地開発公社

理事長 佐々木 敏 雄

付議案件

- 1 平成19年度秋田市土地開発公社事業計画の件
- 2 平成19年度秋田市土地開発公社予算の件
- 3 平成19年度秋田市土地開発公社資金計画の件
- 4 書面議決について報告する件

